

第5回 向日市地域福祉計画策定・推進委員会 次第

日時：令和8年2月17日（火）

10時～

場所：永守重信市民会館第2会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 計画最終案について

(2) 第2期向日市地域福祉計画（後期計画）及び第1期向日市
自殺対策計画の進捗状況について

(3) その他

3 閉 会

**第3期向日市地域福祉計画及び
第2期向日市自殺対策計画・
第5次向日市地域福祉活動計画**

令和8年3月

向日市・向日市社会福祉協議会

はじめに

本市では、令和3（2021）年3月に策定した「第2期向日市地域福祉計画（後期計画）及び第1期向日市自殺対策計画」において、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、向日市社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、地域福祉の推進に努めてまいりました。



前回計画の策定以降、わが国では、少子高齢化や核家族化がますます進展し、地域社会における相互のつながりもさらに希薄化する中、生活困窮や社会的孤立、虐待など、個人や世帯が抱える問題は複雑化・多様化し、その深刻さを増しています。

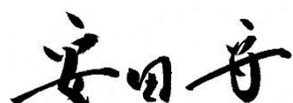
こうした状況を踏まえ、本市では「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」の策定にあたって、経済的困窮、社会的孤立などの社会的課題に対するより具体的かつ効果的な取組を一層推進するため、向日市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することといたしました。

本計画では、基本理念として「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を前回計画から引き継ぎ、互いの人権や人格を尊重して、誰もが自分らしく暮らしていけるよう、施策を推進してまいります。

本計画がめざす将来像「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」を実現するためにも、地域や関係団体の皆さまとの連携・協働が不可欠であります。今後とも、地域福祉の推進に対するより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました策定・推進委員会の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました多くの皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

向日市長 

はじめに

近年、少子高齢化や独居世帯の増加をはじめ、生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、さらには災害への備えなど、地域福祉を取り巻く課題は一層複雑化しています。こうした課題に向き合うためには、住民、行政、関係団体がそれぞれの強みを生かし、相互に連携・協働しながら地域づくりを進めていくことが不可欠です。



こうした状況を踏まえ、このたび、「第3期向日市地域福祉計画」及び「第5次向日市地域福祉活動計画」を一体的に策定する運びとなりました。両計画を一体的に策定したことは、地域が抱える複合的な課題に対し、行政と社会福祉協議会がこれまで以上に連携し、共通の方向性のもとで地域福祉を推進していくための大きな一歩であり、住民主体の支え合いと専門性を生かした支援を効果的に組み合わせ、地域全体で支え合う体制を築いていくための重要な基盤となるものです。

社会福祉協議会は、本計画の推進主体として、地域住民の皆さまの声を丁寧に受け止め、身近な相談対応や日常的なつながりづくりを基盤に、課題に応じて専門機関や制度につなぐ役割を担いながら、地域福祉の基盤整備に引き続き取り組んでまいります。また、孤立や困窮、ひきこもりなど、支援につながりにくい方々への働きかけを一層強化し、誰もが安心して暮らし続けられる向日市の実現を目指してまいります。

本計画が、地域の皆さまとともに育て、実践していく計画として、今後の向日市の地域福祉を支える大きな力となることを願うとともに、引き続き、社会福祉協議会の活動に対し、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるご協力を賜りました策定委員の皆さま、関係機関の皆さま、ならびに本会の取組に深いご理解を示し、ともに策定を進めてくださいました向日市に対し、心より感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

社会福祉法人向日市社会福祉協議会 会長 **小林 和子**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く向日市の現状と課題	6
1 地域福祉にかかる主な国等の動向	6
2 統計データ等からみる向日市の状況	7
3 対象者別にみた地域福祉の状況	14
4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況	22
5 地域福祉を取り巻く本市の現状と課題	24
6 向日市社会福祉協議会の状況	27
第3章 第3期向日市地域福祉計画及び第5次向日市地域福祉活動計画	30
■ 施策の体系	30
基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり	31
（1）福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信	31
（2）地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり	32
（3）地域福祉活動団体やボランティア団体の育成と活動への支援	33
基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備	34
（1）見守り・支え合い活動の推進	34
（2）地域福祉活動団体の連携強化	35
（3）関係機関の連携強化による相談支援の充実	36
（4）虐待防止の推進	37
（5）権利擁護体制の推進（「向日市成年後見制度利用促進計画」）	38
基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備	39
（1）必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり	39
（2）安心・安全なまちづくりの推進	40
（3）再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）	41

第4章 第2期向日市自殺対策計画	42
1 自殺対策を取り巻く本市の現状と課題	42
■ 施策の体系	46
基本目標1 市民への啓発と周知	47
(1) 情報提供体制の充実	47
(2) 正しい知識の普及・啓発	47
基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり	48
(1) 関係団体、職員等の人材育成	48
(2) 関係機関との連携強化	48
(3) 相談支援体制の充実	49
(4) 自死遺族など遺されたひとへの支援の周知	53
基本目標3 ライフステージに合わせた支援	54
(1) ライフステージ別の支援の推進	54
(2) さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進	54
第5章 計画の推進に向けて	55
1 計画の普及啓発	55
2 地域福祉の推進体制	55
3 計画の進行管理・評価	55
資料編	56
1 計画の策定経過	56
2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	57
3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿	58
4 用語解説	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨・背景

わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障がい者、子育て家庭の地域での孤立や、高齢者・障がい者・こどもの虐待、貧困問題といった対応が困難な問題が生じており、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、その問題はより複雑化・複合化しています。

また、人口減少に加えて、自治会の加入率の低下や構成員の高齢化によって、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が生じているほか、高齢化が進むことにより、「8050問題」や「ダブルケア」といった課題も顕著になっています。

こうした中、本市では、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「第2期向日市地域福祉計画(後期計画)及び第1期向日市自殺対策計画」を策定し、地域福祉の向上を目指してさまざまな取組・活動を推進してきました。

一方、社会福祉法人向日市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)では、「第2期向日市地域福祉計画(後期計画)」で掲げた基本理念を実現する具体的な行動計画として、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「第4次地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の支援・促進の取組を進めてきました。

このように、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、本市における地域福祉のあるべき姿を描いており、車の両輪のような関係にあります。

今般、令和7(2025)年度に計画期間が満了するにあたり、地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法をはじめとする関係法令等の改正を踏まえ、本市が目指す地域福祉推進の理念・方向性を共有し、現行の計画をより一層、実効性を持った計画とするため、新たに令和8(2026)年度から5年間を計画期間とする「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」を向日市社会福祉協議会の「向日市地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

2 計画の基本理念

本市では、令和7(2025)年3月に策定した「第3次ふるさと向日市創生計画」において、目指すべき施策の一つの柱として、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を掲げ、子育て支援や健康づくり、福祉・医療の充実に取り組むとともに、学校教育や生涯学習環境の整備、防災・防犯など生活の安心・安全の確保に取り組み、誰もが健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進しています。

第2期向日市地域福祉計画においても、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念とし、目指すべき将来像を「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」と定めて、その実現に向けて取組を進めてきました。

一方、向日市社会福祉協議会の第4次地域福祉活動計画では、「お互いさまで支え合う地域づくり」を基本理念に掲げ、地域福祉計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

今回、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、第3次ふるさと向日市創生計画で示している方向性との整合性を図りつつ、本市の現状を踏まえ、これまでの計画における考え方（基本理念・基本目標）を引き継ぎ、地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通する将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

【基本理念】

人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

【将来像】

**お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、
いきいきと暮らせるやさしいまち**

3 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画で、同法に規定されている5つの事項を示しています。

また、「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域で福祉活動を行う者及び福祉事業を営業者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

本市では、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、相互に補完し合い、市と社会福祉協議会の共通目標である、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の実現に向けて地域福祉に関する実効性を高める計画とします。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」は本計画に包含されています。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 市の他計画との関係

本計画は、「第3次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野におけるその他の関連計画と地域福祉に関する部分の連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

第3次ふるさと向日市創生計画

向日市地域福祉計画・向日市地域福祉活動計画

向日市成年後見制度利用促進計画

向日市再犯防止推進計画

向日市自殺対策計画

こうふくプラン向日(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

向日市障がい者計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

向日市こども計画

向日市健康づくり計画

向日市保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画

4 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年計画です。
なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

本計画は、現状を把握するために住民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては向日市地域福祉計画策定・推進委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

(1) 向日市地域福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、市民公募委員などで構成される「向日市地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点など幅広い分野からの意見交換を行いながら、計画案について審議を行い、計画を策定しました。

(2) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する関心や地域福祉活動への参加状況、地域課題を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査実施概要

調査対象者	市民18歳以上1,000人を住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和7(2025)年1月16日～令和7(2025)年1月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査回答数	342件（うち、WEB回答72件）
有効回収率	34.2%

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様の意見をお聞きするため、令和8(2026)年1月9日(金)から令和8(2026)年2月9日(月)までパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く向日市の現状と課題

1 地域福祉にかかる主な国等の動向

年	月日	法律・計画等
令和3年 (2021年)	4月1日施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
	4月1日施行	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律
	9月1日施行	デジタル改革関連法
	12月28日決定	孤独・孤立対策の重点計画の策定
令和4年 (2022年)	3月25日閣議決定	第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定
	10月14日閣議決定	自殺総合対策大綱の閣議決定
令和5年 (2023年)	3月17日閣議決定	第二次再犯防止推進計画の閣議決定
	4月1日施行	こども基本法
	6月2日決定	こどもの自殺対策緊急強化プランの決定（こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）
	6月23日施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
	12月22日閣議決定	こども大綱の閣議決定
令和6年 (2024年)	1月1日施行	共生社会の実現を推進するための認知症基本法
	3月策定	第4次京都府地域福祉支援計画の策定
	3月改定	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の改定
	3月策定	第3次京都式オレンジプラン（第3次京都認知症総合対策推進計画）の策定
	4月1日施行	孤独・孤立対策推進法の施行
	4月1日施行	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
	4月1日施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
	6月11日決定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の策定
令和7年 (2025年)	5月27日改定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の改定
	10月1日施行	児童福祉法の一部を改正する法律

2 統計データ等からみる向日市の状況

(1) 総人口・世帯の推移

本市の総人口は、令和7(2025)年の55,915人から令和12(2030)年には54,918人、令和22(2040)年には52,473人と減少傾向になると見込まれます。

また、団塊の世代が75歳以上となった令和7(2025)年の高齢化率は27.1%であり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の高齢化率は33.5%とさらに上昇する見込みです。

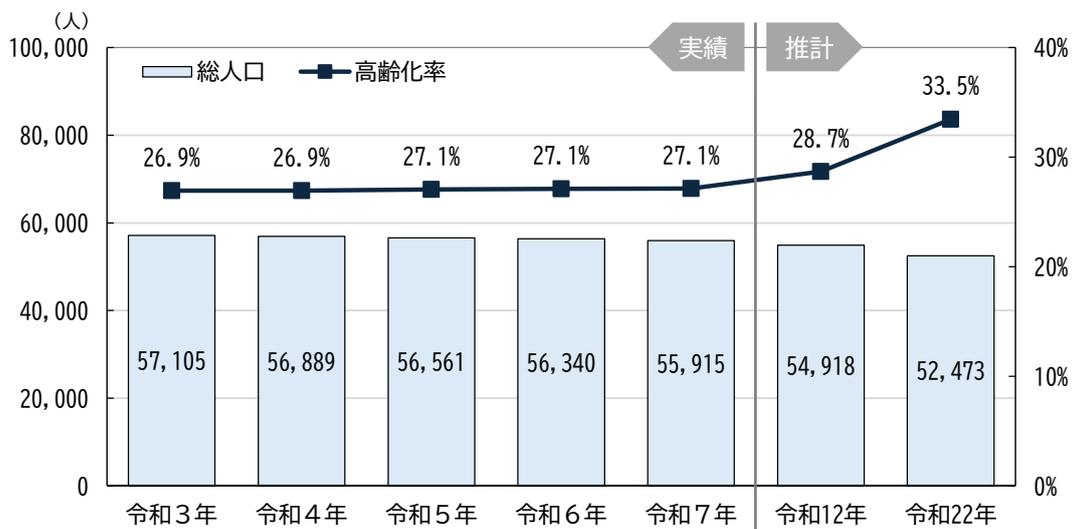
《総人口と年齢3区分別人口・高齢化率の現状及び推計》

単位：人、%

	実績値					推計値	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和12年	令和22年
総人口	57,105	56,889	56,561	56,340	55,915	54,918	52,473
15歳未満	7,882	7,746	7,579	7,423	7,208	7,236	6,861
15～64歳	33,834	33,817	33,682	33,641	33,532	31,927	28,054
65歳以上	15,389	15,326	15,300	15,276	15,175	15,755	17,558
高齢化率	26.9	26.9	27.1	27.1	27.1	28.7	33.5

【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

《総人口と高齢化率の推移》

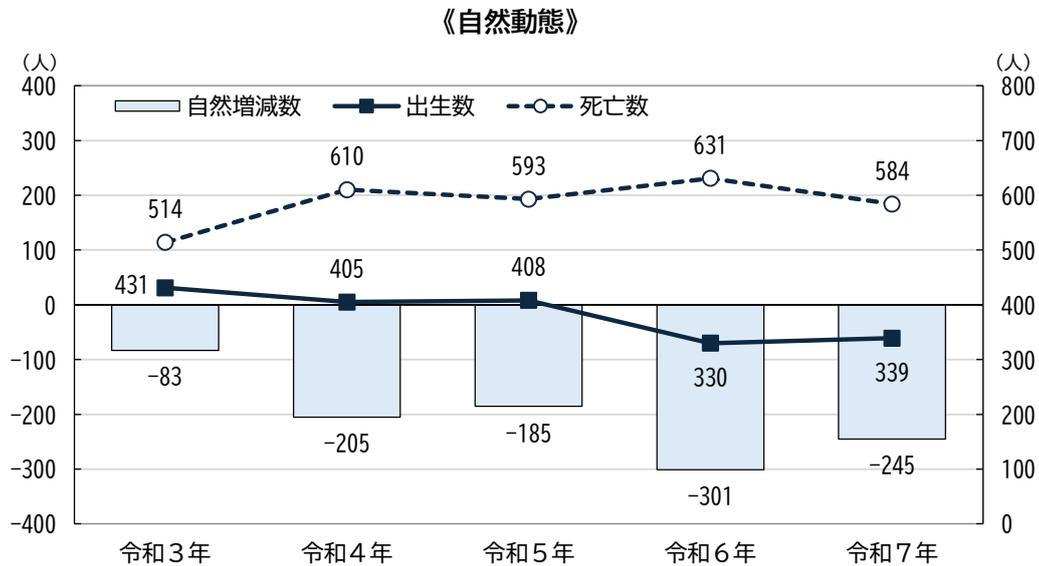


【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

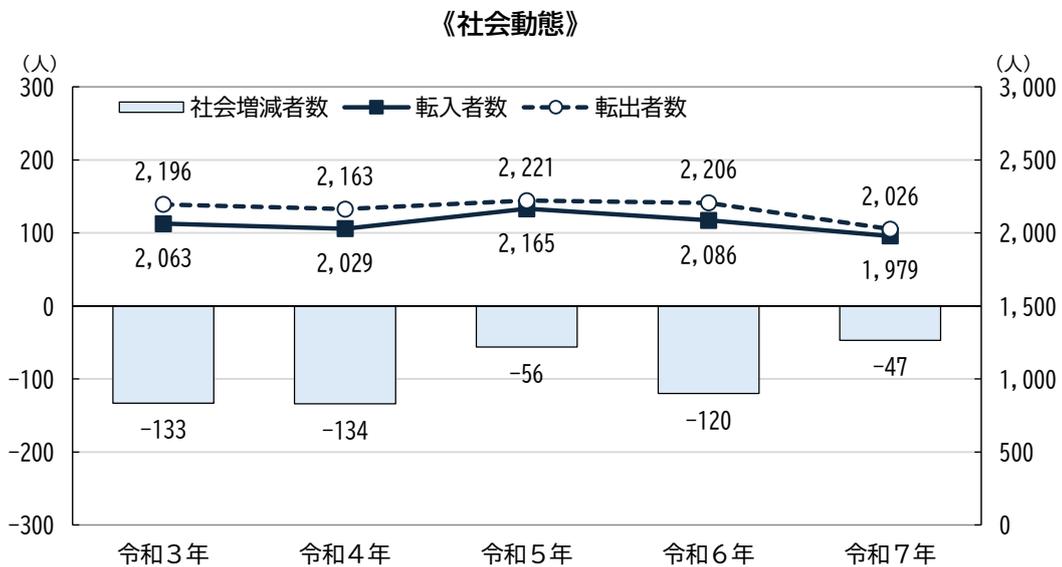
(2) 人口動態

直近の人口動態をみると、自然動態では、死亡数が出生数を上回る「自然減」が令和4(2022)年以降、大きくなっています。

また、社会動態では、令和3(2021)年以降の直近5年間では、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています。



【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）

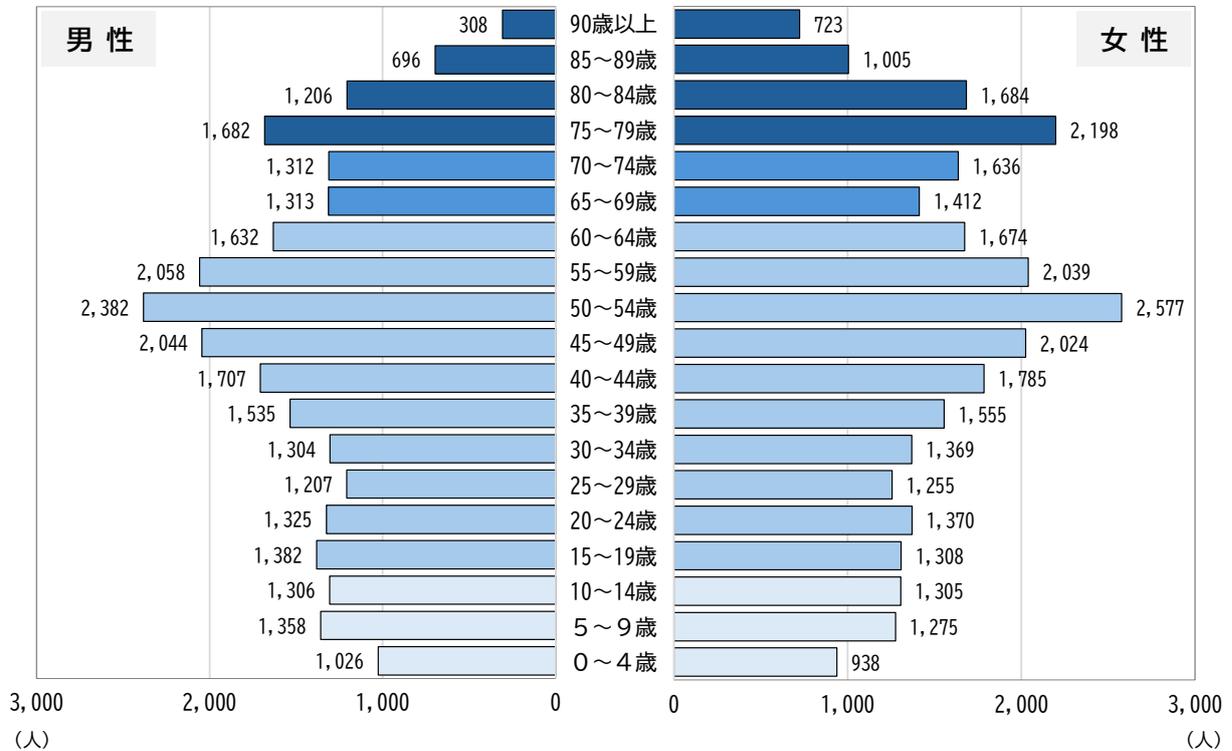


【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）

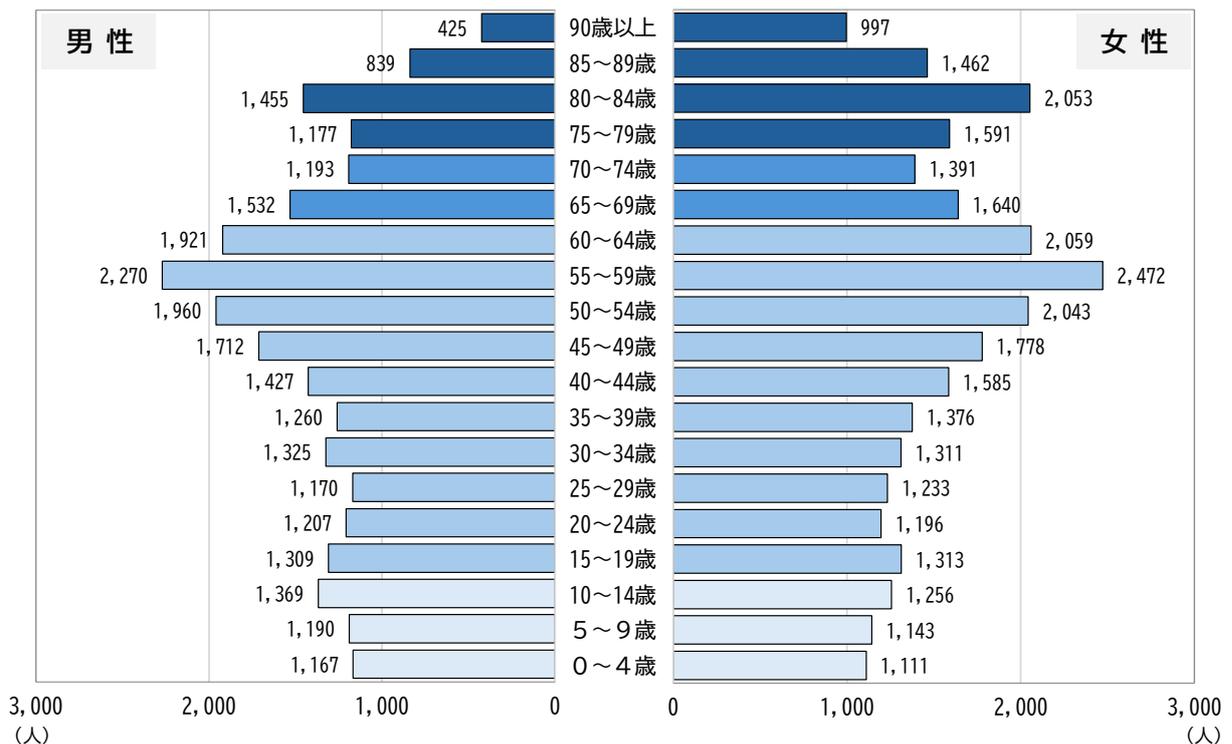
(3) 人口構造

本計画の計画終了年度である令和12(2030)年の人口構造をみると、55～59歳の層と80～84歳の層が増加し、総人口に占める後期高齢者の割合が増加しています。

《人口ピラミッド：令和7(2025)年》



《人口ピラミッド：令和12(2030)年》

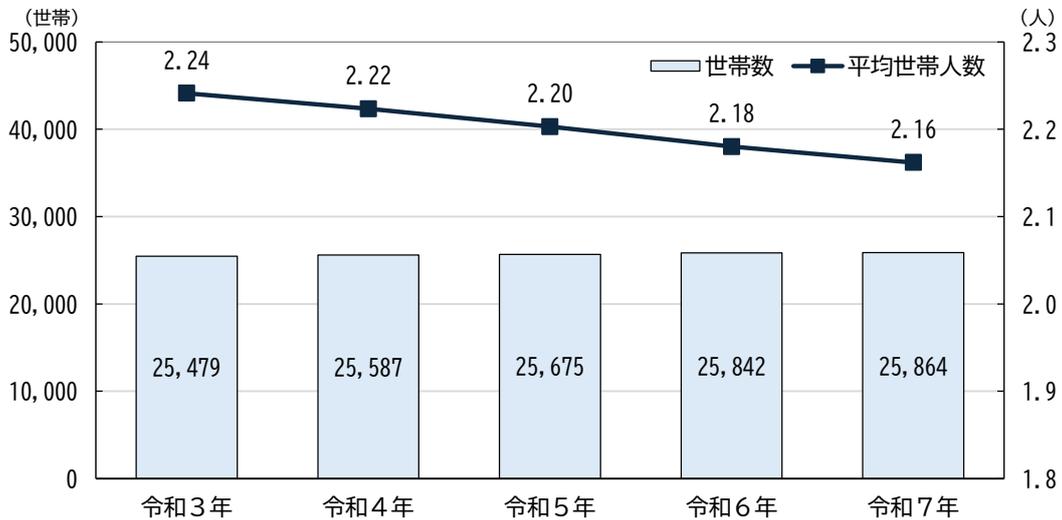


【資料】 国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

(4) 世帯の状況

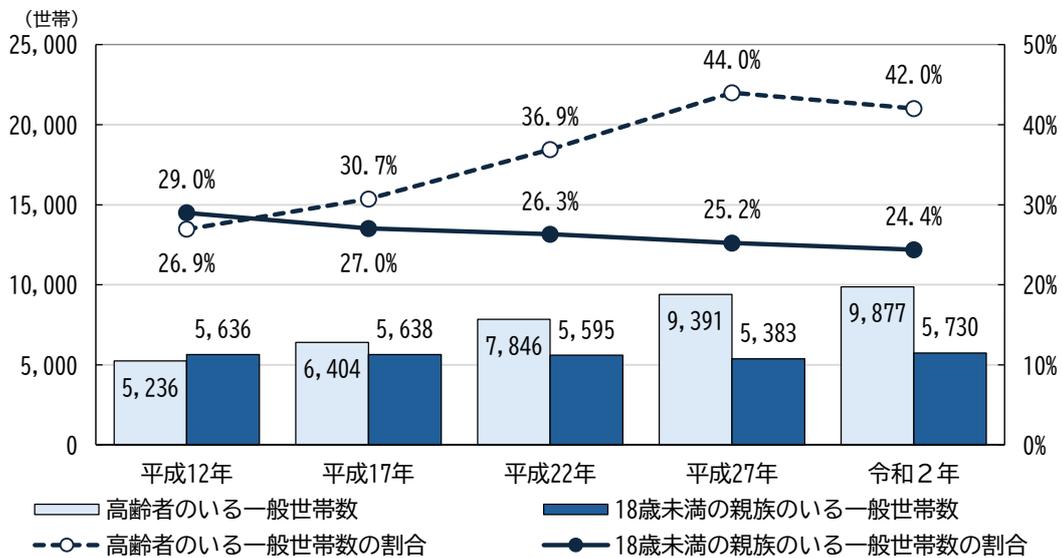
世帯数は、年々増加しているものの、平均世帯人数は年々減少しています。また、国勢調査によると高齢者のいる世帯が増加しており、平成27(2015)年以降は4割を超えています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、令和2(2020)年には単独世帯が約3割を占めています。

《世帯数・平均世帯人数の推移》



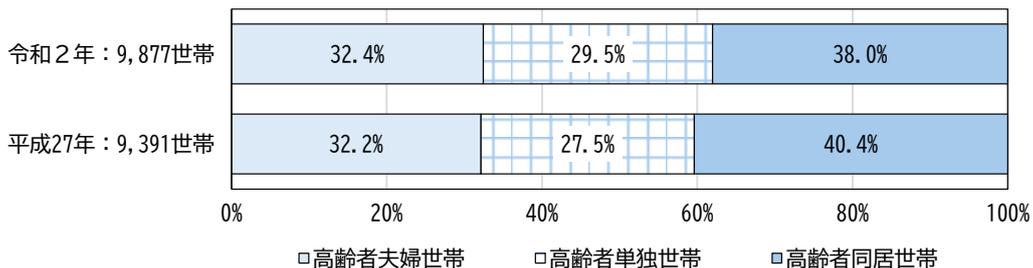
【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

《18歳未満のこどものいる世帯・高齢者のいる世帯の推移》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

《高齢者のいる世帯の構成割合》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 地区別の人口・世帯の状況

地区別人口・世帯数については、令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、すべての地区で人口が減少しており、特に向日台地区では令和3(2021)年の696人から2割以上の減少となっています。

また、世帯数は、物集女地区・寺戸地区・上植野地区では増加しています。平均世帯人数については、いずれの地区においても減少しており、市全体で核家族化や単独世帯の増加が推測されます。

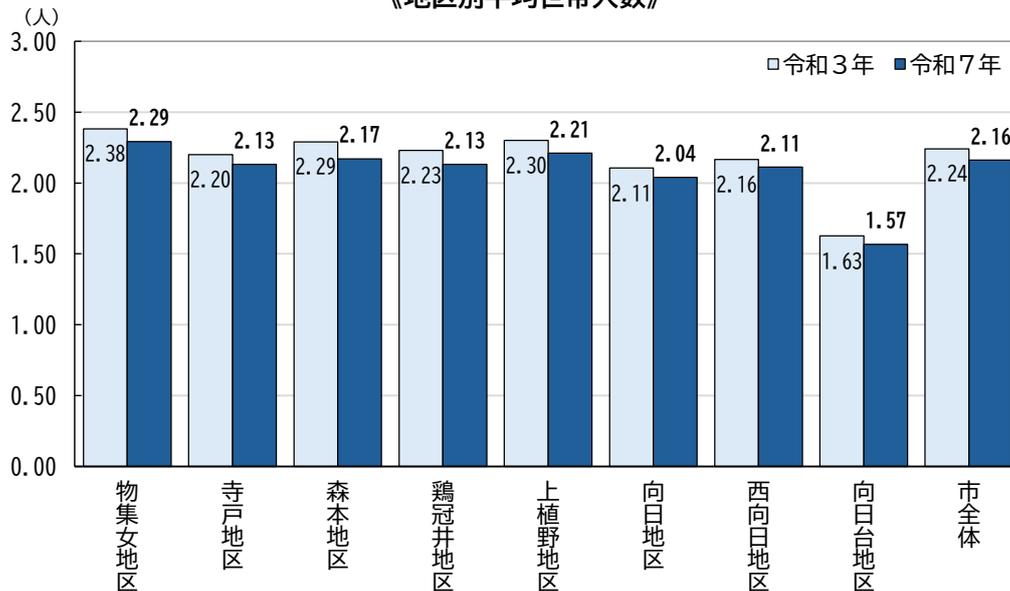
《地区別人口・世帯数》

単位：人、世帯

		物集女地区	寺戸地区	森本地区	鶏冠井地区	上植野地区	向日地区	西向日地区	向日台地区
人口	令和3年	8,443	25,536	4,471	5,124	10,633	916	1,286	696
	令和7年	8,270	25,348	4,219	4,873	10,543	875	1242	545
	増減	▲ 173	▲ 188	▲ 252	▲ 251	▲ 90	▲ 41	▲ 44	▲ 151
世帯数	令和3年	3,546	11,604	1,952	2,297	4,623	435	594	428
	令和7年	3,608	11,891	1,945	2,285	4,770	429	588	348
	増減	62	287	▲ 7	▲ 12	147	▲ 6	▲ 6	▲ 80

【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

《地区別平均世帯人数》



【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

(6) 地域福祉に関する活動の状況

① 自治会・町内会

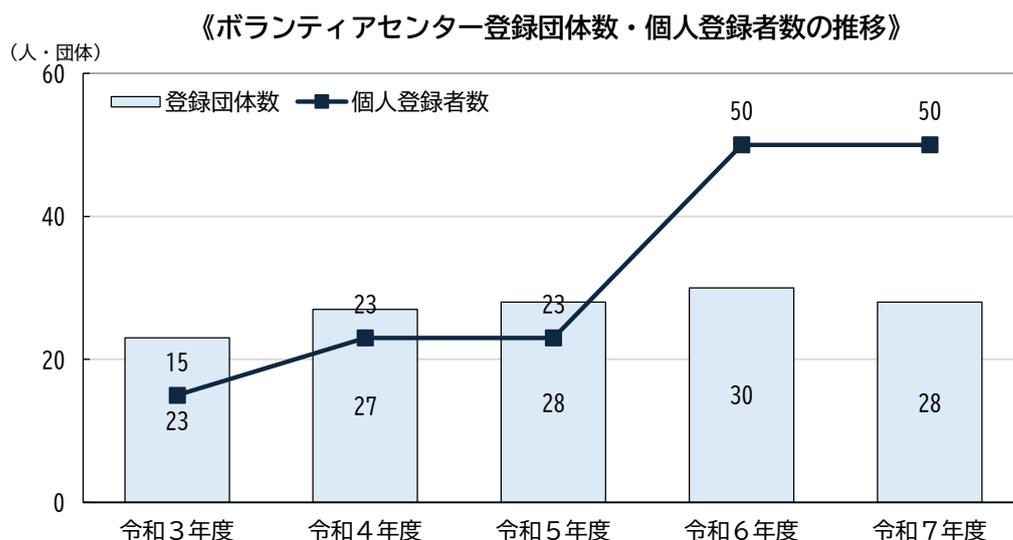
本市の自治会・町内会は、一定の区域を単位として、その地域に住む人々によって自主的に組織された任意の団体です。この自治会・町内会などが集まって、8つの連合自治会（区）が組織され、防災や防犯をはじめ、環境美化やさまざまな地域の交流活動などを通して地域の連帯感を高め、豊かで住みよい地域づくりに取り組まれています。自治会・町内会への加入率は、年々低下しています。

② ボランティア活動・市民活動

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。これらの活動を支援するための機関として、向日市社会福祉協議会が設置している「ボランティアセンター」と、市が設置している「市民協働センター」があります。

ボランティアセンターは、さまざまな福祉ボランティアの登録とともに、ボランティア講座の開催や活動を支援するための相談、依頼に応じた利用者と提供者のマッチングなどを行っています。また、ファミリーサポートセンターや図書館などにおいても、保育や読み聞かせのための専門的なボランティア養成に取り組んでいます。さらに、地区社協や社会福祉施設などでも、高齢者の交流を目的としたふれあいサロン活動や配食・会食、話し相手などのボランティアが活躍されています。

市民協働センターでは、福祉分野の活動に限らず、環境や生涯学習・まちづくりなどの幅広い市民活動団体（ボランティア団体、NPOなど）を支援しています。



【資料】向日市社会福祉協議会

《市民協働センター登録団体数一覧（令和7（2025）年度）》

活動分野	登録数	活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	19	福祉	13	保健・医療	5
竹文化	4	史跡・観光	3	文化・芸術	9
スポーツ	7	社会教育	13	環境保全	8
美化活動	12	交通安全	1	男女共同参画	6
こども	17	国際協力・交流	5	人権・平和	9
災害支援	2	I T・情報化	1	科学技術	2
経済活動の活性化	3	職業訓練・雇用促進	2	消費者保護	4
市民活動支援	12	生涯学習支援	12	食・農業	9
その他	4				

※1つの団体が複数の活動分野に登録している場合があります。

【資料】広聴協働課（令和7（2025）年12月現在）

3 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 高齢者の状況

① 要介護（要支援）認定者等の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和3（2021）年度の3,079人から令和7（2025）年度には3,494人となり、増加傾向にあります。

《要介護（要支援）認定者等の推移》

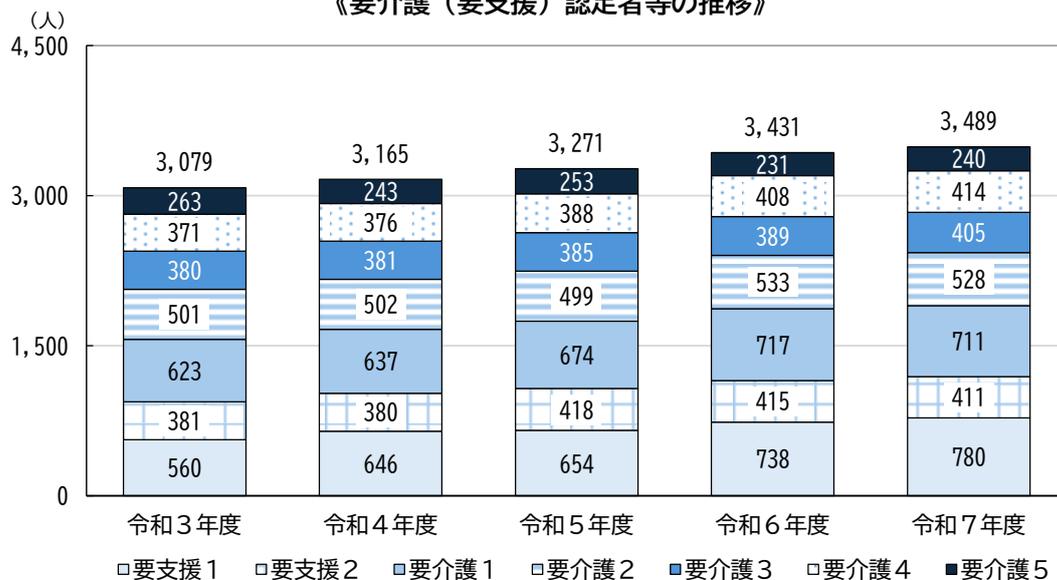
単位：人、%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	3,079	3,165	3,271	3,431	3,489
要支援1	560	646	654	738	780
要支援2	381	380	418	415	411
要介護1	623	637	674	717	711
要介護2	501	502	499	533	528
要介護3	380	381	385	389	405
要介護4	371	376	388	408	414
要介護5	263	243	253	231	240
うち第1号被保険者	3,034	3,118	3,218	3,374	3,427
うち第2号被保険者	45	47	53	57	62
認定率（%）	19.7	20.3	21.0	22.1	22.5
第1号被保険者数	15,389	15,326	15,300	15,276	15,225

※認定率＝第1号被保険者認定者数÷第1号被保険者数

【資料】介護保険事業状況報告（各年度9月末）、第1号被保険者数は住民基本台帳（各年度10月1日現在）

《要介護（要支援）認定者等の推移》



【資料】介護保険事業状況報告（各年度9月末）

② 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の本人やその家族をあたたく見守り応援する人のことをいいます。

認知症地域支援推進員が、認知症の高齢者とその家族が過ごしやすい地域のネットワークづくりを担い、認知症に対する理解を深めるために認知症サポーター養成講座を実施しています。

《認知症サポーター養成講座・受講者数の推移》

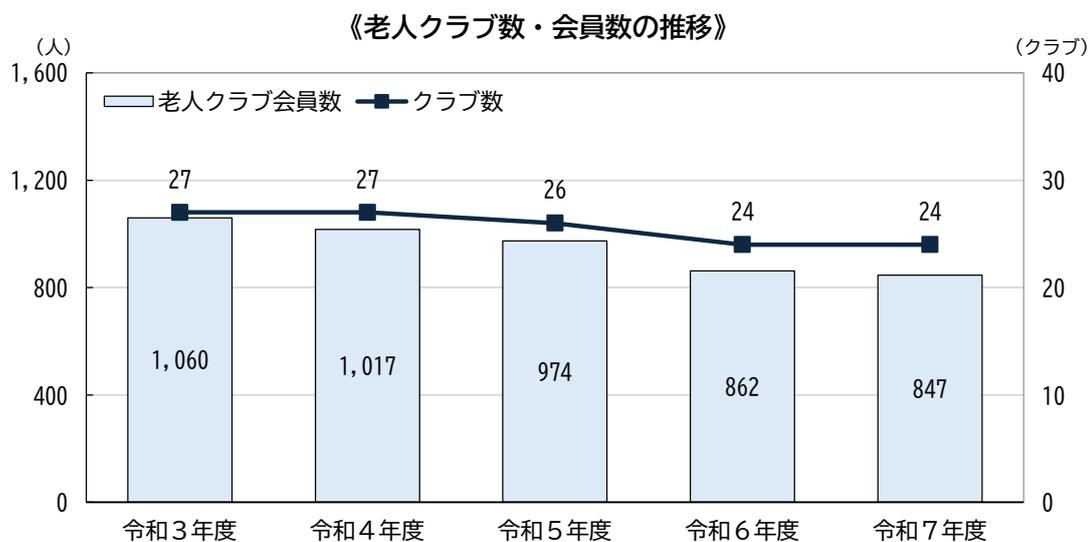
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催数	3回	2回	6回	4回	6回
受講者数	256人	86人	133人	241人	188人

【資料】高齢介護課

③ 老人クラブの状況

老人クラブは、地域に住む高齢者が自主的に集まり、仲間づくりやその知識を生かし、生きがいと健康づくりに加え、高齢者同士の交流を深める友愛活動など、地域を豊かにする社会活動に取り組む団体です。

クラブ数・会員数はともに減少傾向にあり、令和3(2021)年度の27クラブ、1,060人から、令和7(2025)年度には24クラブ、847人に減少しています。

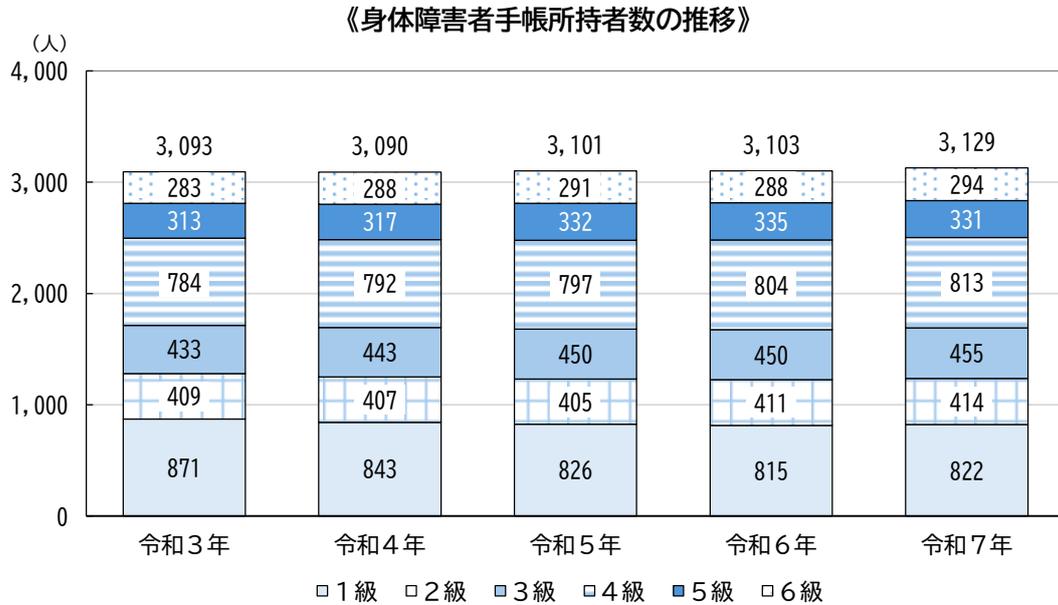


【資料】高齢介護課（各年度4月1日現在）

(2) 障がい者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和3(2021)年以降、概ね3,100人程度となっており、令和7(2025)年で3,129人となっています。等級別にみると各年1級が最も多く、身体障害者手帳所持者数の3割近くを占めています。

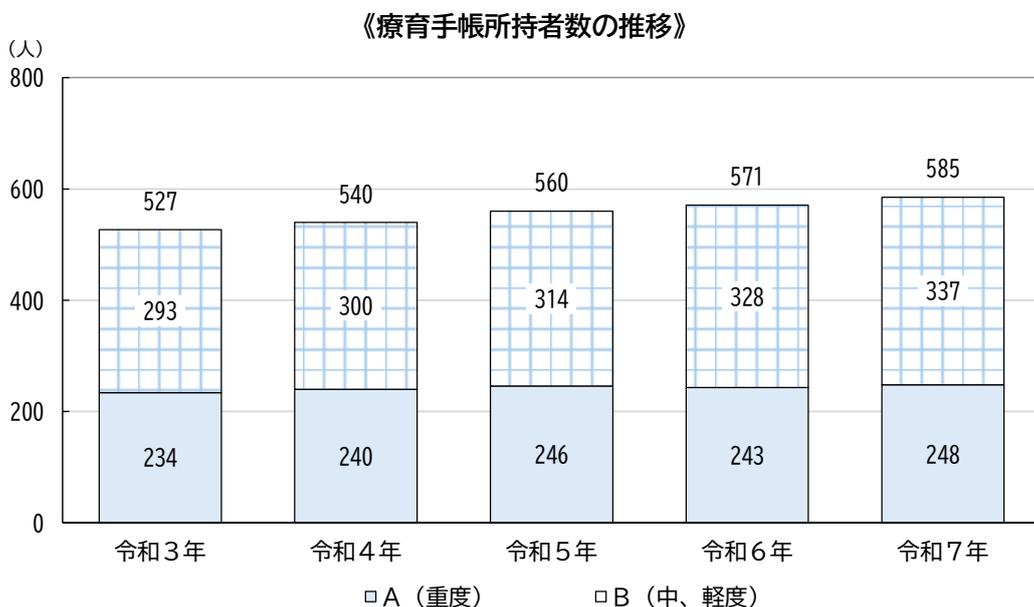


※未返還者を除く

【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

② 療育手帳所持者数の推移

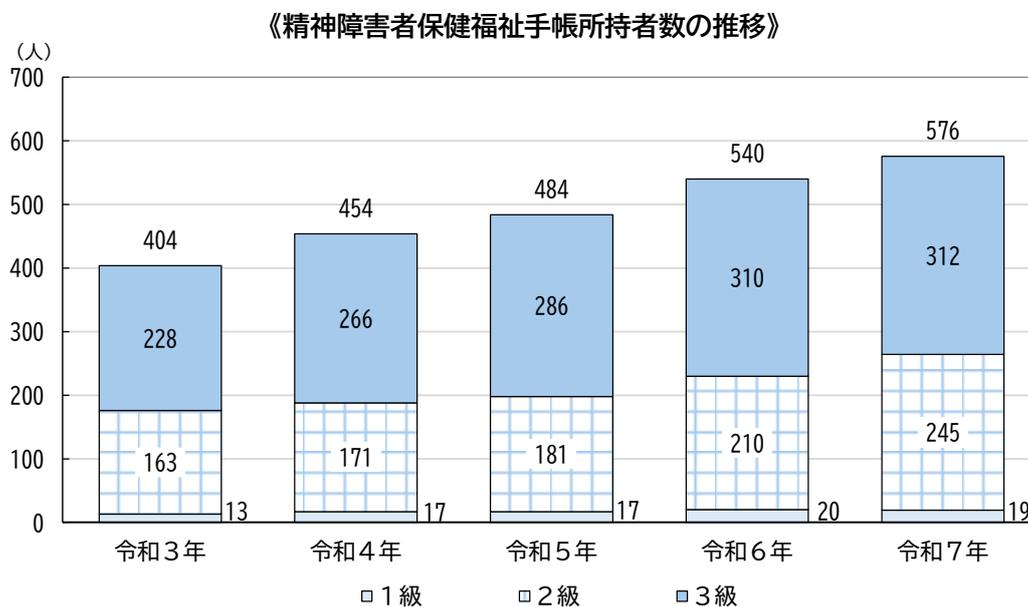
療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で585人となっています。また、判定別で見ると、令和7(2025)年で「A(重度)」が248人、「B(中、軽度)」が337人となっています。



【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で576人となっています。等級別でみると、「2級」「3級」は年々増加しています。

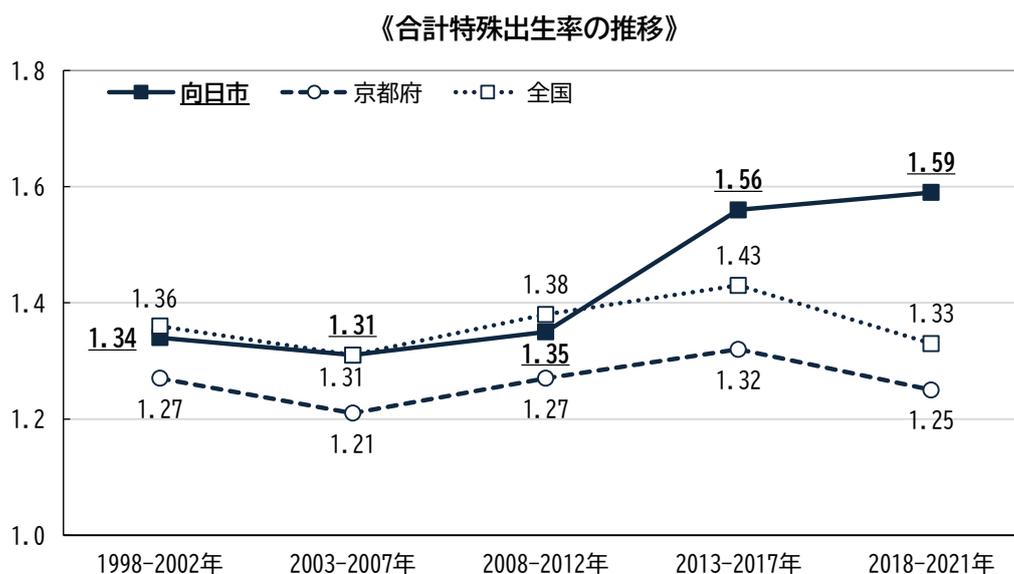


【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

(3) こどもや子育て家庭の状況

① 合計特殊出生率

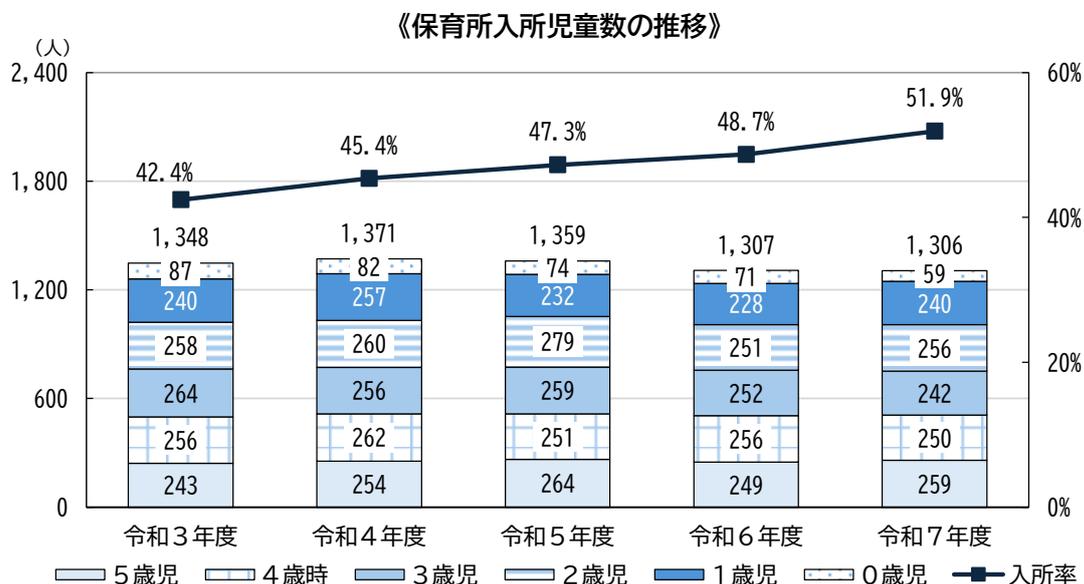
合計特殊出生率は、全国・京都府と比べると、2013年以降大きく上昇し、全国や京都府の数値を大きく上回っています。



【資料】京都府 地域子育て環境「見える化」ツール

② 保育所の状況（入所児童数の推移）

保育所の入所児童数は、令和3（2021）年度以降、1,300人程度で推移しています。また、入所率は年々増加しています。



③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える場として開設しています。

現在、7か所で運営しており、延べ利用者数は令和6（2024）年度で19,054人となっています。

《地域子育て支援拠点の状況》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
延べ利用者数	16,713人	11,908人	18,582人	19,493人	19,054人

【資料】子育て支援課、子ども家庭課

④ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比較すると、活動件数は増加しているのに対し、依頼会員と援助会員ともに減少しています。

《ファミリーサポートセンターの会員数等の推移》

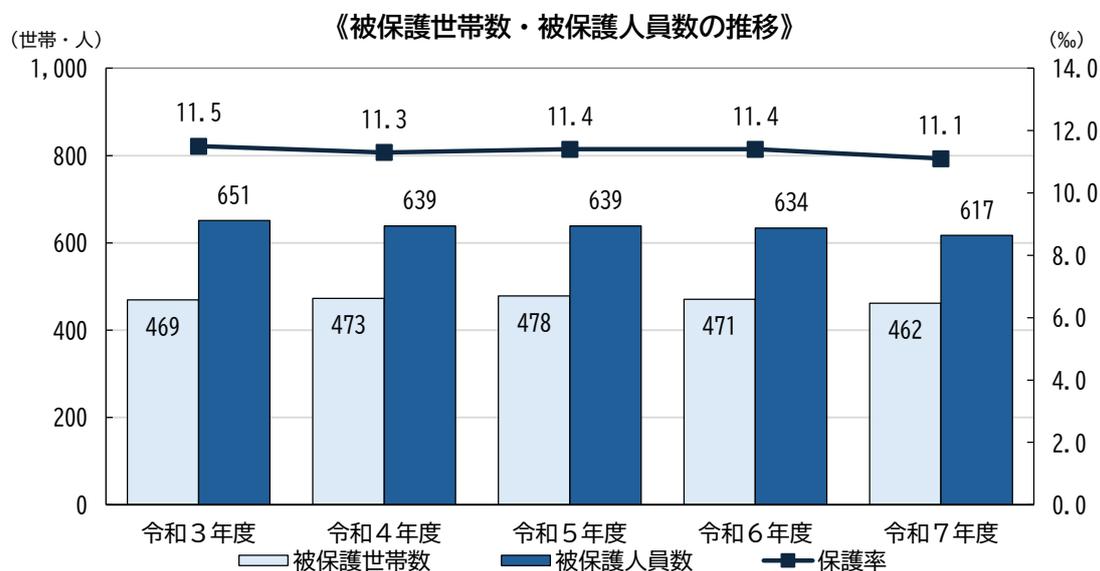
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動件数	408 件	455 件	994 件	687 件	780 件
会員合計	710 人	649 人	590 人	473 人	505 人
依頼会員	519 人	469 人	427 人	344 人	373 人
援助会員	155 人	148 人	135 人	107 人	112 人
両方会員	36 人	32 人	28 人	22 人	20 人

【資料】 子ども家庭課

（４）低所得者支援の状況

① 生活保護の状況

生活保護制度の被保護者数、被保護世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。保護率についても、ほぼ横ばいで推移しています。



※%（パーミル）：1,000分の1を1とする単位

【資料】 地域福祉課（各年度10月1日現在）

(5) 相談支援等の状況

① 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場にたって、生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行っています。また、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、一人暮らしの高齢者の方を訪問する活動をはじめ、ひとり親家庭や障がいのある方などの相談相手として、市や関係機関と連携を図りながら、活動されています。

そのうち、こどもに関する相談を専門的に担当する主任児童委員も小学校区ごとに配置されています。民生委員・児童委員の活動をより充実させるため、向日市民生児童委員連絡協議会が組織され、情報交換や研修など、活動強化のための取組が行われています。

② 高齢者に関する相談支援の状況

地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など、高齢者に関する相談機関として、市内3か所で運営されています。

地域包括支援センターにおける相談件数は、毎年度1万件を超える相談が寄せられており、令和6(2024)年度は14,656件の相談を受け付けています。

③ 障がい者に関する相談支援の状況

障がい者地域生活支援センターでは、地域に暮らす障がいのある方の自立と社会参加を目的に福祉サービスの紹介・就学・就労・生活上の悩み相談、その他、障がい福祉に関する総合相談を行っています。

また、精神障がい者相談支援事業(「こころの健康相談」)は、市役所内に専門の相談窓口を開設し、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施しています。

身体障害者巡回更生相談は、身体障がい者に対し、巡回して医学的判定及び更生に必要な相談に応じ、適切な指導、助言、援護を行うため、京都府家庭支援総合センターが実施しています。

《障がい者に関する相談支援件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者地域生活支援センター相談支援事業	6,325件	2,930件	3,459件	3,184件	3,031件
精神障がい者相談支援事業	54件	60件	59件	52件	52件
身体障害者巡回更生相談	3(1)回	2(1)回	3(1)回	3(1)回	3(1)回
	12(1)件	8(5)件	11(2)件	12(1)件	17(6)件

※()内は、うち向日市開催、向日市民の数値
【資料】障がい者支援課

④ こども・子育てに関する相談支援の状況

子育てセンター「すこやか」では、電話や来所により子育てに関する相談を行っています。

また、令和7(2025)年4月からこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両輪で切れ目ない相談支援が行えるよう体制を整備しました。

《地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	16,713人	11,908人	18,582人	19,493人	19,054人

【資料】子育て支援課・子ども家庭課

(6) 虐待防止の取組状況

① 児童虐待の防止

要保護児童対策地域ネットワーク協議会での進行管理や個別のケース対応、実務者会議への参加や学校訪問等を通じて、関係機関と連携を図り、虐待予防や課題の解決に取り組んでいます。

《児童虐待の通告件数等の推移》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り扱い件数	児童	212件	168件	203件	198件	280件
	世帯	126件	87件	119件	109件	152件

【資料】子ども家庭課

② 高齢者虐待の防止

地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談に応じています。

《地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する対応件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数	116件	28件	136件	111件	108件

【資料】高齢介護課

③ 障がい者虐待の防止

乙訓障がい者虐待防止センターを乙訓2市1町で設置しており、障がい者虐待防止や早期発見、相談、支援等を行っています。

《障がい者虐待に関する相談・通報件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護者による虐待に関する相談、通報件数	12件	6件	3件	6件	8件
施設従事者等による虐待に関する相談、通報件数	19件	1件	3件	8件	3件
その他虐待に関する相談、通報件数	0件	1件	0件	1件	1件

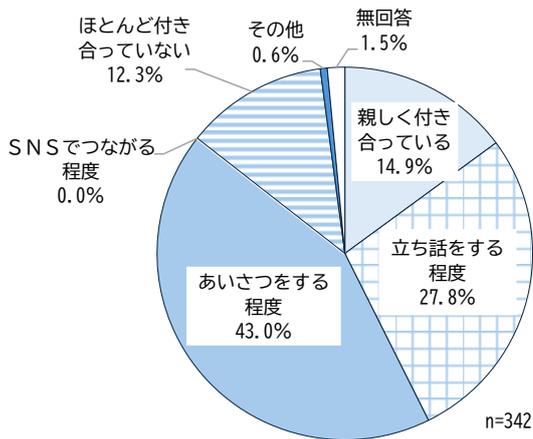
【資料】障がい者支援課

4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況

(1) 地域との関わり方

10～30歳代の若い人が、近所付き合いを「あいさつをする程度でよい」と考える人が多い傾向にあり、実際に「あいさつをする程度」にとどまっています。

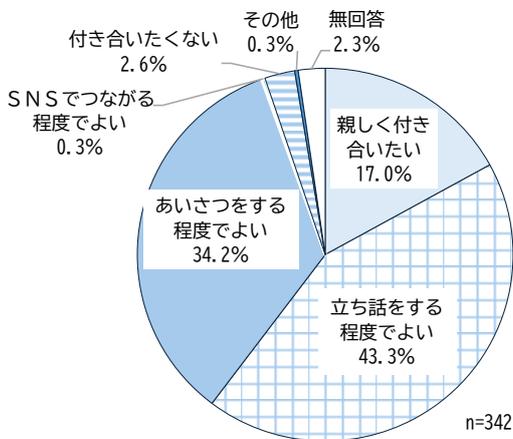
《近所付き合い（現状）》



《年齢別 近所付き合い（現状）》

年齢	最も多い回答	割合
10歳代	あいさつをする程度	66.7%
20歳代	あいさつをする程度	76.9%
30歳代	あいさつをする程度	67.9%
40歳代	あいさつをする程度	48.8%
50歳代	あいさつをする程度	47.5%
60歳代	あいさつをする程度	40.3%
70歳代	あいさつをする程度	35.2%
80歳以上	立ち話をする程度	34.5%

《近所付き合い（今後の希望）》



《年齢別の近所付き合い（今後の希望）》

年齢	最も多い回答	割合
10歳代	あいさつをする程度でよい	66.7%
20歳代	あいさつをする程度でよい	61.5%
30歳代	あいさつをする程度でよい	46.4%
40歳代	立ち話をする程度でよい あいさつをする程度でよい	43.9%
50歳代	立ち話をする程度でよい	45.8%
60歳代	立ち話をする程度でよい	45.2%
70歳代	立ち話をする程度でよい	52.1%
80歳以上	立ち話をする程度でよい	41.4%

(2) 地域活動

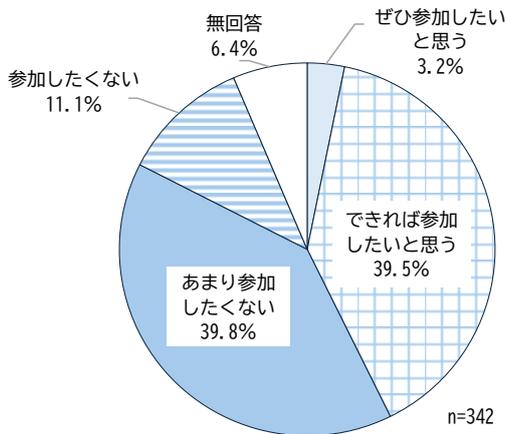
今後の地域活動参加意向について、「参加したい」は42.7%となっています。

年齢別にみると、「参加したい」は回答数の少なかった10歳代を除き、30歳代で53.6%と最も多くなっています。

活動に参加したくない理由は、「時間が足りない・忙しいから」が40.2%で最も多くなっています。

今後参加したい活動は、「文化サークル・教養講座・スポーツ活動・レクリエーション活動」が44.5%で最も多く、次いで「身近な地域を基盤とした活動」「高齢者に関する活動」が3割を超えています。

《地域活動参加意向》

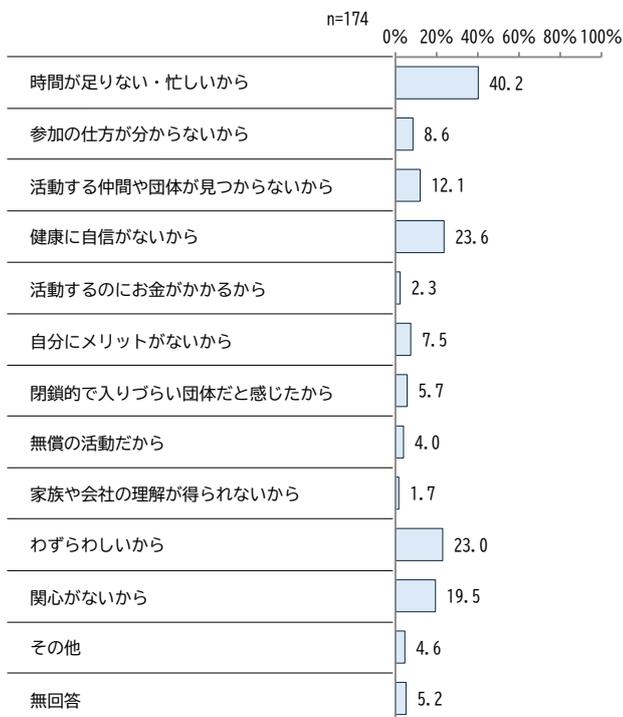


《年齢別 地域活動参加意向》

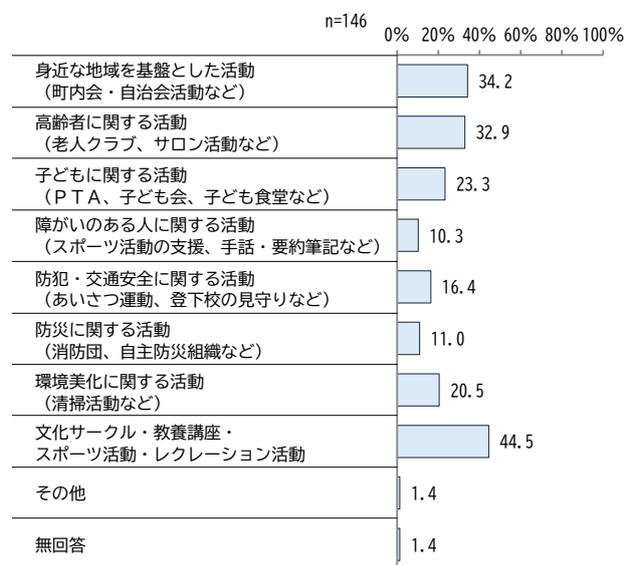
年齢	『参加したい』割合
10歳代	66.7%
20歳代	23.1%
30歳代	53.6%
40歳代	41.4%
50歳代	40.7%
60歳代	46.7%
70歳代	40.8%
80歳以上	41.3%

※『参加したい』:「ぜひ参加したいと思う」と「できれば参加したいと思う」の合計

《活動に参加したくない理由》



《今後参加したい活動》



5 地域福祉を取り巻く本市の現状と課題

(1) 地域との連携・つながりの希薄化

【現状】

- アンケート結果では、関心のある福祉の分野については、高齢者に関する福祉、こどもに関する福祉、障がいのある人の福祉には関心が高い一方で、ひとり親家庭や生活困窮者に関する福祉への関心は低くなっています。
- 福祉の課題に関する行政と地域住民との関係については、「行政も住民もともに取り組む」が最も高くなっています。次いで「行政だけでは解決できない場合、住民が協力して行う」が高くなっています。
- 地域や近所での付き合いは「あいさつをする程度」や「立ち話をする程度」などの回答が多く、年齢層が高いほど「親しく付き合っている」割合が高い傾向にあります。
- 20～40歳代の自治会加入率については、3割程度と他の世代よりも低くなっています。
- 「災害時の手助け」や「安否確認の声掛けや見守り」「病院などの外出の手伝い」などを地域で手助けしてほしいと望む人が多くなっています。

【課題】

- まずは、市民一人ひとりに自分が住んでいる地域に関心を持ってもらうことが必要です。
- 災害時などの非常事態にも備え、日ごろから地域での関係づくりが重要です。



【今後の方向性】

- ★“ふるさと向日市”を、“自分たちで”暮らしやすくしていくため、市民一人ひとりが主体的に活動していくことができるよう、広報や周知を行うとともに、その支援を行います。
- ★災害時などの非常事態に備えて、日ごろからの顔の見える関係づくりの必要性について周知を行います。

(2) 相談内容の複雑化・複合化

【現状】

- 働き方や家族形態、ライフスタイルの多様化に伴い、それぞれが抱える生活課題も複雑化・複合化してきています。近年、社会的な課題となっている、8050 問題（9060 問題）やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなども多様な課題を抱えた結果の一部であることが多い状況です。
- 高齢化や単身世帯の増加、障がいのある方への地域での自立促進などの取組がされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。今後も高齢化の進行により認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。
- アンケート調査では、地域生活の中で悩んだり困ったりしたときの相談相手は家族や友人など身近な人に相談する人が多い結果となっています。また、20～30 歳代では「相談はしない」が1割近くを占めています。
- 自身や家族が、高齢や病気もしくは子育てなどで日常生活において手助けが必要になったとき、地域でしてほしい手助けについて、「話し相手や相談ごとの相手」が全体では2割以上、40 歳代では約4割と高くなっています。
- 向日市でみんなが支え合いながら安心して暮らすために大切だと思うことについては、「福祉に関して気軽に相談できる窓口を作ること」が最も高くなっています。
- 自由意見では、「近所だからこそ知られたくないこともある」といった意見もみられました。

【課題】

- 核家族化や地域との連携の希薄化により、心配ごとや相談ごとを一人で抱え込んでしまい、問題が深刻化してしまうケースもあることから、気軽に相談できる場の整備とともにその周知が必要です。
- 心配ごとや相談ごとの内容に応じたさまざまな相談機関や方法が必要とされています。



【今後の方向性】

- ★複雑化・複合化した問題にも対応できる相談体制の整備を進めます。
- ★早期相談が早期解決の第一歩であることを周知するとともに、相談窓口や相談方法について、市民へのより一層の周知を図ります。
- ★判断能力に不安が生じても住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利擁護制度に関する相談・支援、制度の普及・啓発を行い、権利擁護支援のネットワークの一層の充実を図ります。

(3) 必要な情報が適切に伝わる情報発信方法の検討

【現状】

- アンケート調査では、福祉サービスに関する情報について、「得ることができていない」（「あまり得ることができていない」＋「ほとんど得ることができていない」）人が6割近くを占めています。
- 情報を得ることができていない理由では、「どこに行けば情報を得られるのかわからない」や「広報誌やパンフレットを見る機会が少ない」、「情報を知っている人が身近にいない」などが高くなっています。
- 自由意見では「他人事ではいけない。自分ごとにするため、たくさんの知る機会をつくってほしい」や、「当事者になって初めてその分野について調べたり、興味を持つと思う。その時にすぐに情報提供できることが大事だと思う」といった意見がみられました。

【課題】

- 各種サービスを実施している一方で、その内容が住民全体には認知されていない状況がみられました。多くの情報を発信しているのに対し、市民が情報不足を感じていることから、必要な情報が必要な人に適切に伝わっていないことが考えられます。
- 各種サービスや取組の内容について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法について検討していく必要があります。



【今後の方向性】

- ★時代状況や情報を受け取る側のニーズを踏まえて、多様な手段で情報発信を行うなど、より多くの住民に必要な情報が届くよう周知方法への工夫を行います。

6 向日市社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会では、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者に加え、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。

近年、核家族化や少子高齢化、未婚化・晩婚化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、単独世帯や生活困窮者、社会的孤立者の増加が顕著となり、地域課題は一層深刻化しています。こうした状況を踏まえ、社会福祉協議会では「向日市地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の推進に加え、地域共生社会の実現に向けて、重層的に支援できる体制の構築に取り組んでいます。

具体的には、地区社会福祉協議会との連携をはじめ、ボランティアセンターや地域サポートセンターむこうの運営、ふれあいサロン活動の実施、向日市共同募金委員会の取組などを通じて、地域における福祉の支え合いを促進しています。また、市からの受託により、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、京都府社会福祉協議会からの受託により、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業、特例貸付フォローアップ相談・支援事業を実施しています。

① 第4次向日市地域福祉活動計画

『お互いさまで支え合う地域づくり』を基本理念に据え、3つの基本目標として、人と人との「つながりづくり」、地域を担う「人づくり」、安心して生活できる「仕組みづくり」を定め、さまざまな活動に取り組んでいます。

《社会福祉協議会（社会福祉協議会）の主な地域福祉活動》

○人と人との「つながりづくり」

命を守る「防災ボトル」配布事業／まごころ見守り定期便事業／ふれあいサロン活動支援／地域サポートセンターむこう／シニアカフェ・ふらっとカフェ／認知症対応型カフェ「マリーズ」／家族介護者交流会／社協まつり／地域健康塾／親子で一緒にチャレンジ料理教室／介護予防出前講座／社協ファーム「なないろ」／Join ～みんなの居場所～

○地域を担う「人づくり」

地域の絆づくり講座／認知症サポーター・ステップアップ養成講座／点訳ボランティア養成講座／福祉教育出前講座／むこうボランティアNavi／つながりサポーター養成講座／おもちゃの病院／各種備品の貸出事業

○安心して生活できる「仕組みづくり」

備えて安心！遺言と成年後見制度講座／災害ボランティア養成講座／地域で孤独・孤立を考える映画鑑賞会／聴こえの相談会／社協カレー食堂～みんなの居場所～／フードドライブ・フードパントリー

② 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内の8つの連合自治会（区）ごとに設置されています。地域福祉活動を推進する地域住民主体の任意団体です。地域ごとに特色ある福祉活動が展開されています。具体的には、地域の各種団体や福祉関係者の協力を得て、高齢者の配食・会食活動や世代間交流行事、ふれあいサロン活動などを、公民館やコミュニティセンターなどで開催されています。

③ ボランティアセンター

ボランティアセンターは、市民一人ひとりが気軽にボランティア活動に参加できるよう支援する拠点です。ボランティア活動の相談・登録・紹介を行うほか、講座の開催を通じて、地域で支え合う人材の育成にも取り組んでいます。

④ 地域サポートセンターむこう

地域サポートセンターむこうは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域サポーターが高齢者宅を訪問し、日常生活を支援する拠点です。ごみ出しの手伝いや話し相手などの支援を行っています。

⑤ ふれあいサロン活動

ふれあいサロン活動は、高齢者等を対象に、誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくりを目的とした地域福祉活動の一つです。手芸や体操、レクリエーションなどさまざまなプログラムが展開されています。

⑥ 向日市共同募金委員会

向日市共同募金委員会は、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金などの募金活動を行い、集まった募金を地域福祉活動へ配分する役割を担っています。

⑦ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援する拠点です。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームとなり、介護や健康、福祉、権利擁護などに関する相談に応じています。また、介護予防の支援や高齢者虐待の防止、認知症や生活上の困りごとへの対応などを行い、関係機関と連携しながら、高齢者の生活を総合的に支えています。

⑧ 障がい者地域生活支援センター

障がい者地域生活支援センターは、障がいのある方やその家族が地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する拠点です。障がいに関する相談をはじめ、日常生活や就労、社会参加に関する助言や情報提供を行っています。

⑨ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立相談支援事業は、経済的な問題や生活上の困りごとを抱える方が、自立した生活を取り戻せるよう支援する事業です。収入の減少や仕事、住まい、人間関係など、さまざまな悩みや不安に対する相談を受け、課題の整理や解決に向けた支援計画を作成しています。

⑩ 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、認知症の高齢者や知的・精神障がいのある方などが、日常生活の中で福祉サービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を行ったりすることが難しい場合に、安心して生活できるよう支援しています。

⑪ 生活福祉資金貸付事業

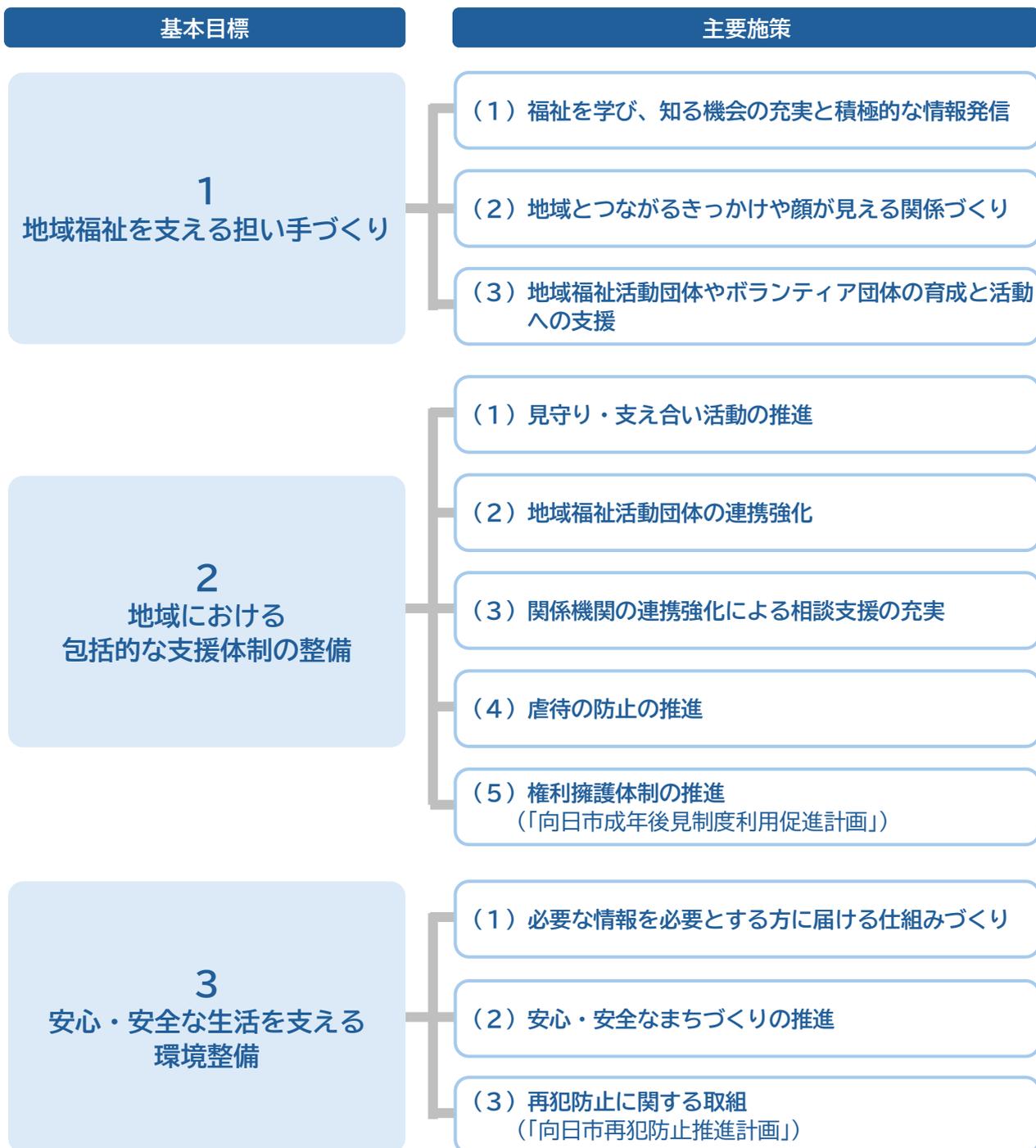
生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に、生活の安定や自立に向けた資金を無利子または低金利で貸し付ける事業です。生活の再建や福祉サービスの利用、就労、教育など、さまざまな目的に応じた資金の貸付を行っています。

⑫ 特例貸付フォローアップ相談・支援事業

特例貸付フォローアップ相談・支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活福祉資金の特例貸付を利用した方を対象に、貸付後の生活再建や自立に向けた支援を行う事業です。必要に応じて、就労支援機関や福祉サービスなどにつなぐことで、生活の安定と再出発を支援しています。

第3章 第3期向日市地域福祉計画 及び第5次向日市地域福祉活動計画

■ 施策の体系

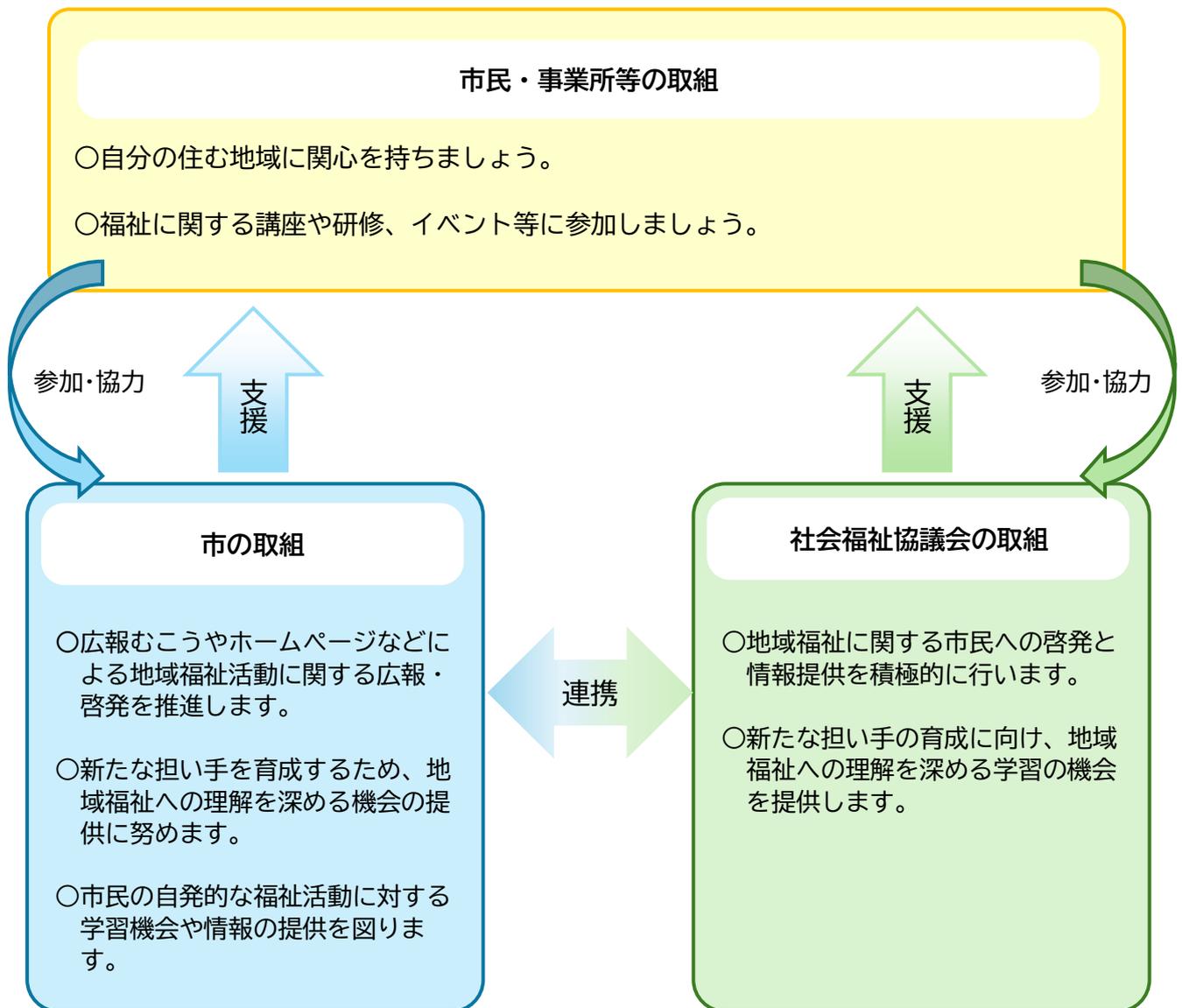


基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

(1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信

地域に愛着を持ち、地域に住む一人ひとりができることを広げていくためには、福祉に関することを学び、体験できる環境が重要であり、また、人々と交流することができる場が必要です。

《主な取組》



(2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり

本市には各地域で多数の自治会が組織されており、お互いに助け合いながら、住みよいまちづくりのために活動されています。

一方で、近年、自治会への加入率の減少が続いている状況です。

地域のつながりの希薄化が進む中、住民同士の支え合いや助け合いを通じて、地域に住む人々が課題の解決に向けて協力するためには、「顔が見える関係づくり」が必要となります。

《主な取組》



市民・事業所等の取組

- 地域のこどもから高齢者まで、世代を超えて交流できる場に参加しましょう。
- 日頃のあいさつや声かけを通じて、地域に顔見知りを増やしましょう。

参加・協力

支援

市の取組

- 自治会活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 地域の人たちが誰でも気軽に集まり、交流できる場の提供に努めます。
- 多世代が交流できる機会の充実を図ります。

連携

社会福祉協議会の取組

- 地域住民を主体とした小地域福祉活動（地区社協活動）や居場所づくりを推進し、支援します。
- 地域福祉活動への参加を促進し、地域の絆を深める仕組みづくりを進めます。
- 困難を抱える方が気軽に参加できる居場所や活動機会を、一人ひとりに寄り添いながら創出・運営します。

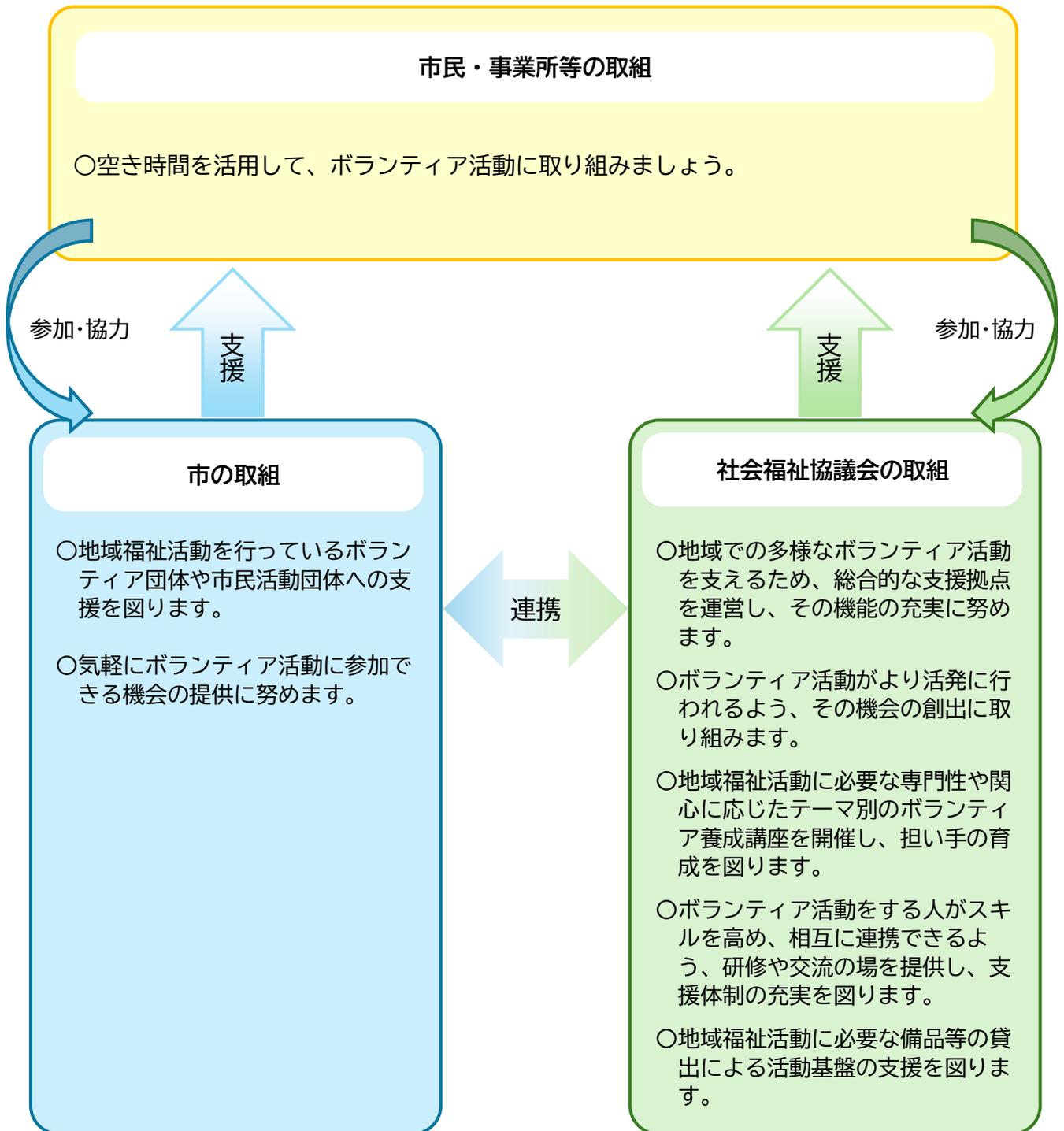
参加・協力

支援

(3) 地域福祉活動団体やボランティア団体の育成と活動への支援

市内では、さまざまなボランティア団体や市民活動団体が、地域福祉活動を行っていますが、その活動を今後も継続し、また、活動の範囲を広げ、充実するためには、担い手の確保や活動の場づくりと活動の内容を多くの人に知ってもらう機会が必要です。

《主な取組》

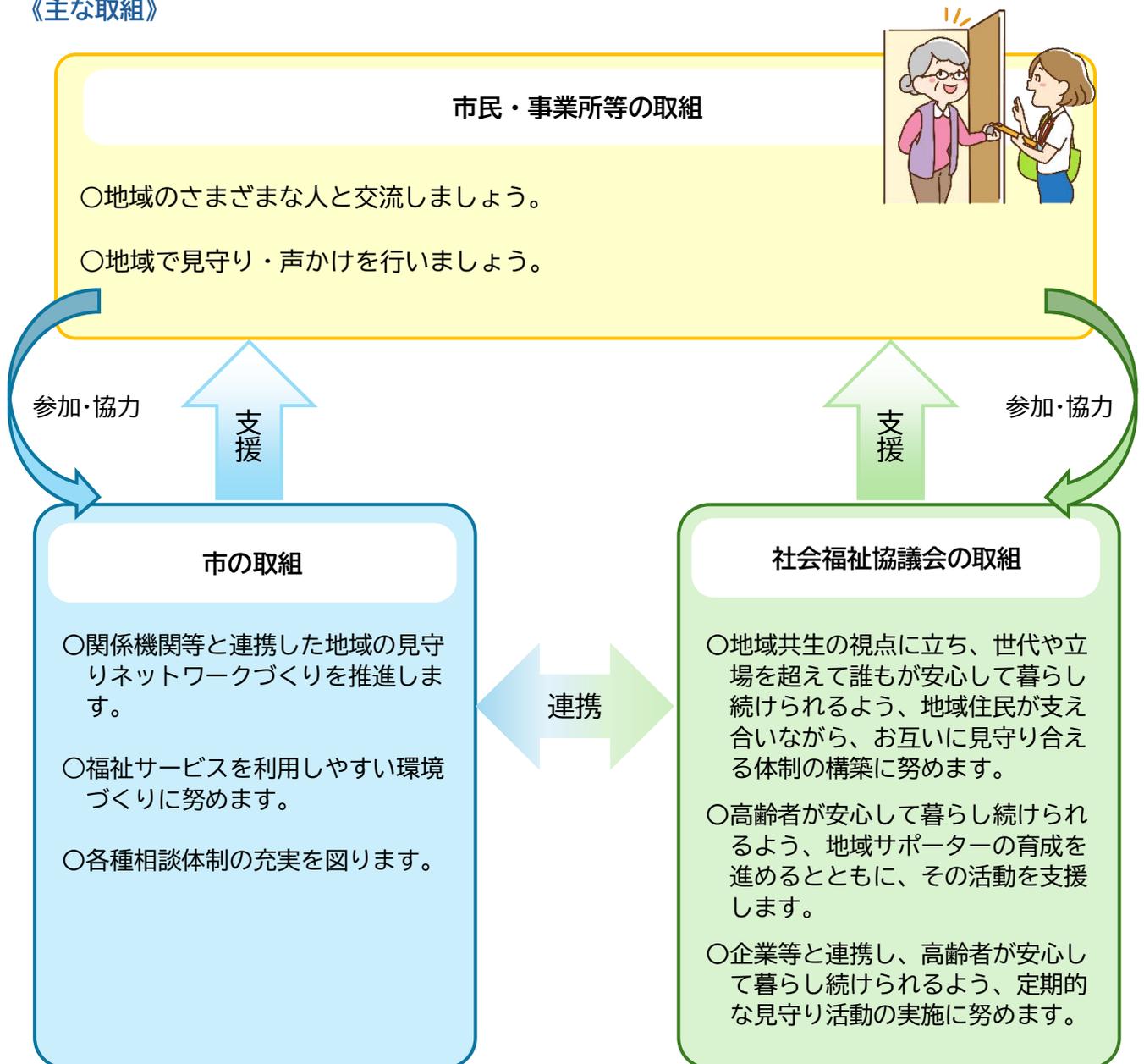


基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備

(1) 見守り・支え合い活動の推進

認知症や一人暮らしの高齢者など、日常生活において支援を必要とする人が増加しており、介護保険等のサービス基盤の充実を図っています。今後も引き続き、各種サービスにより地域での生活を支援するとともに、地域に住むさまざまな人と協力して身近な地域における声かけや見守り、支え合いを行うことが必要です。

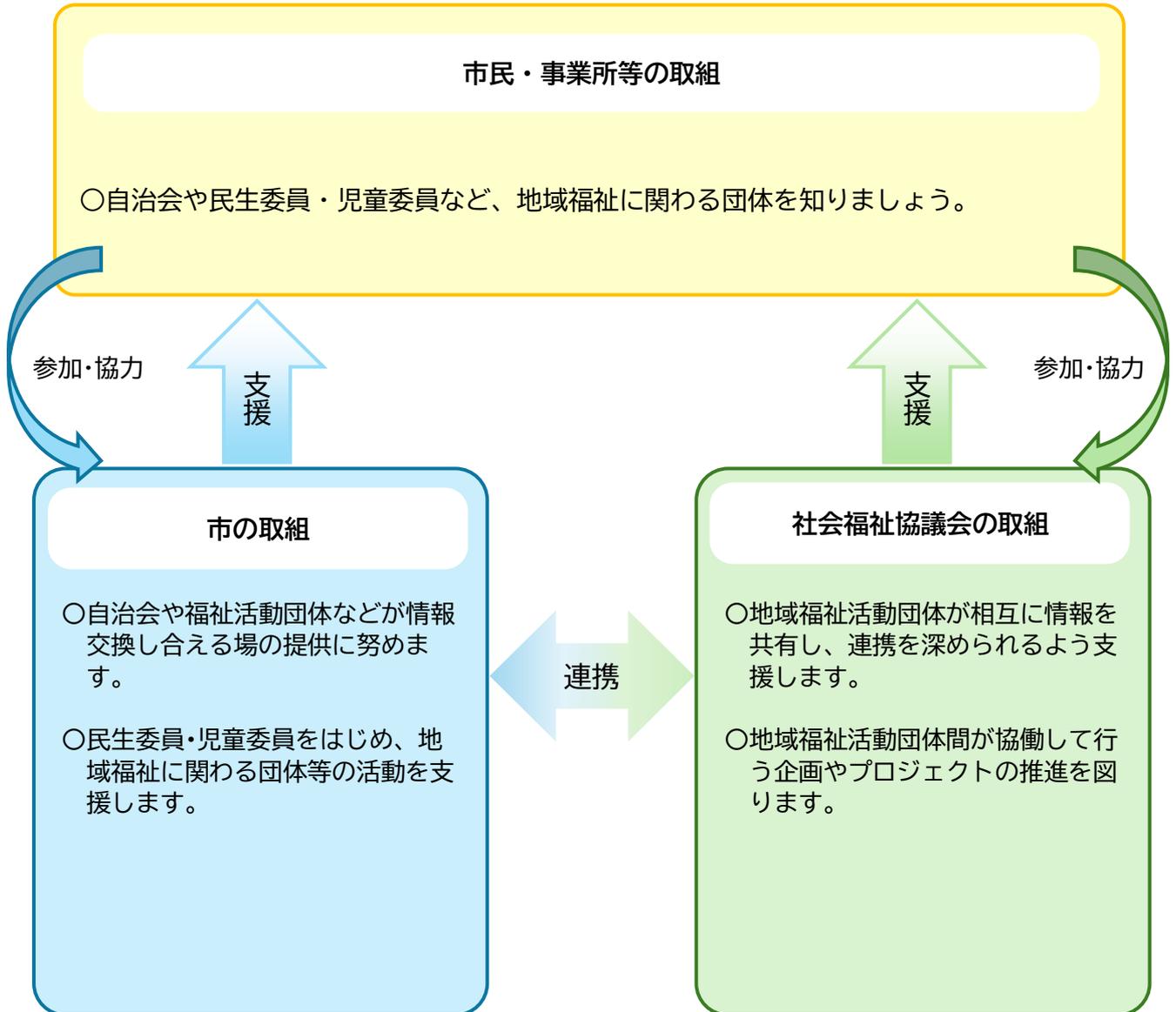
《主な取組》



(2) 地域福祉活動団体の連携強化

市内には、自治会や地区社会福祉協議会などの組織と、ボランティア団体やNPOなどの団体があり、それぞれの地域課題に応じた活動や各団体の目的に応じた活動をしています。これらの活動をより一層推進していくためには、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携が重要です。

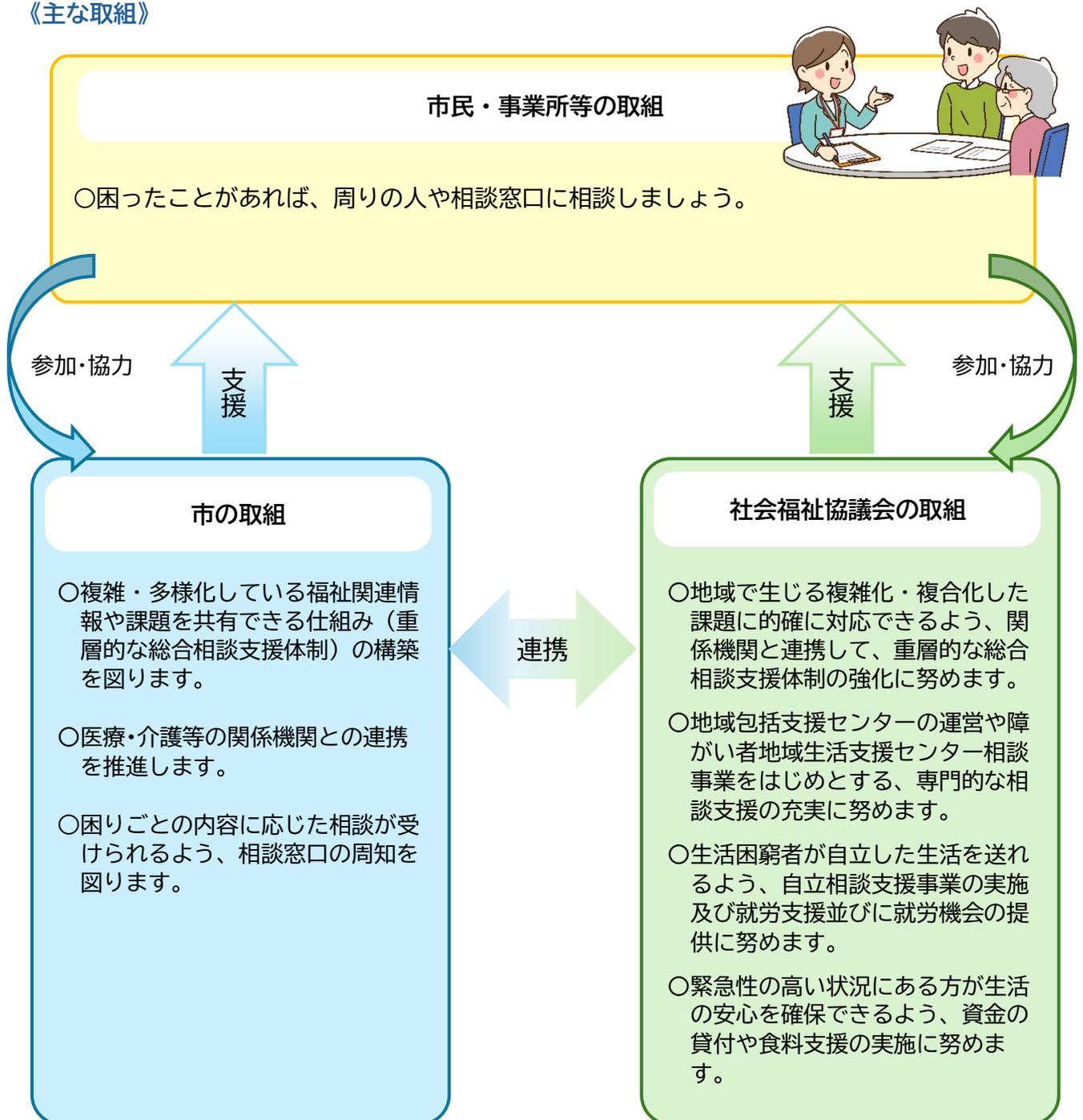
《主な取組》



(3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実

適切な相談を受けられるようにするために、民生委員・児童委員などの身近な相談者や相談窓口等の周知の徹底を図るとともに、分野を超えて情報を共有し、適切な支援ができる連携体制を強化します。

《主な取組》

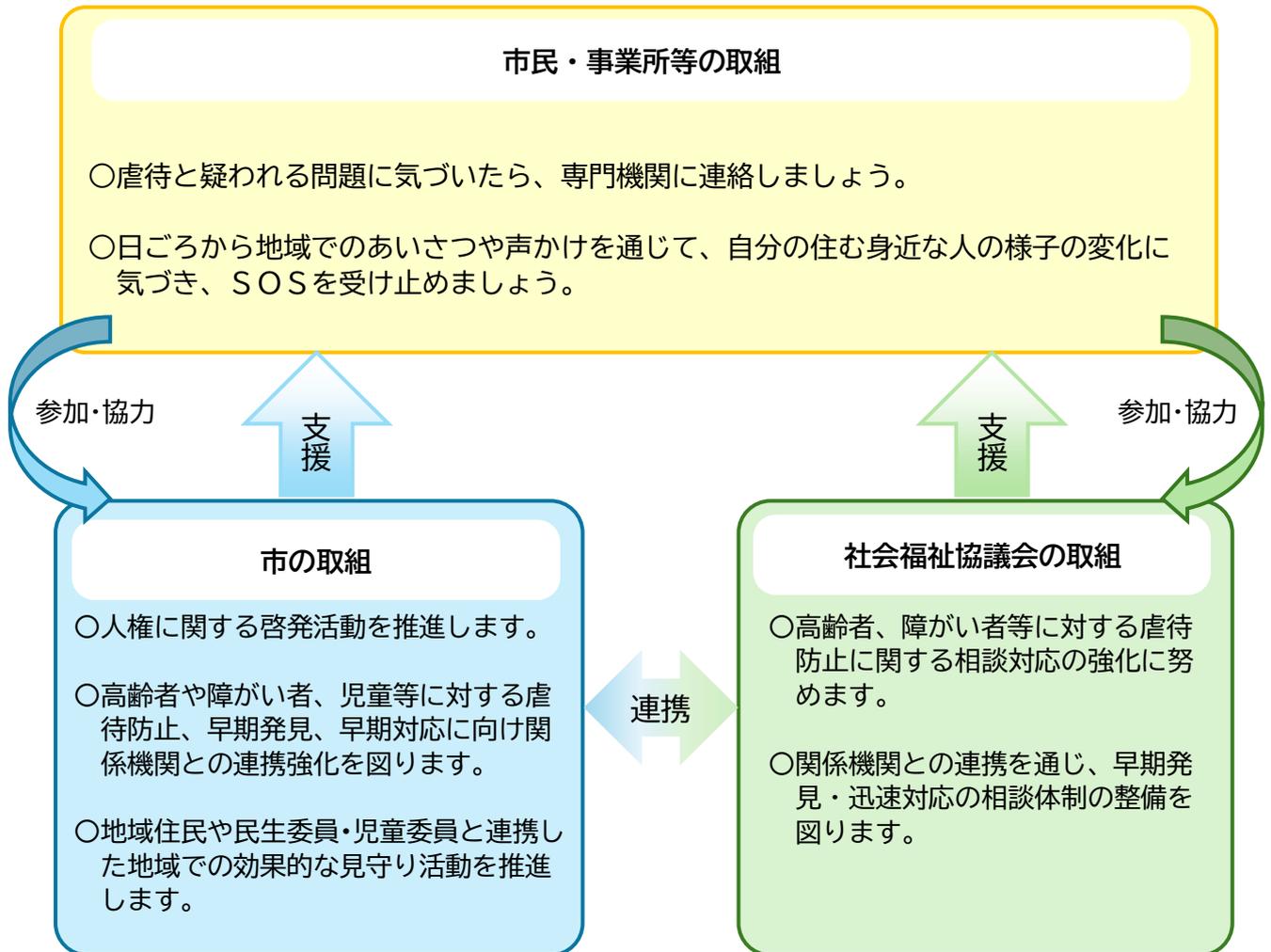


(4) 虐待防止の推進

高齢者や障がい者、こどもへの虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などを未然に防止するためには、一人ひとりが人権意識を高め、人権に対する理解を深める取組を、行政と地域が一体となって推進していく必要があります。

また、適切な支援につなぐため関係機関との連携を強化します。

《主な取組》



《虐待に関する専門機関の窓口・連絡先》

	担当課	連絡先	
こども	向日市子ども家庭課	075-874-3451	
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189（24時間対応、通話料無料）	
高齢者	向日市高齢介護課	075-874-2576	
	地域包括支援センター	北	075-934-6887（ケアセンター回生内）
		中	075-921-1550（社会福祉協議会内）
南		075-921-0061（向陽苑内）	
障がいのある人	向日市障がい者支援課	075-874-3593	

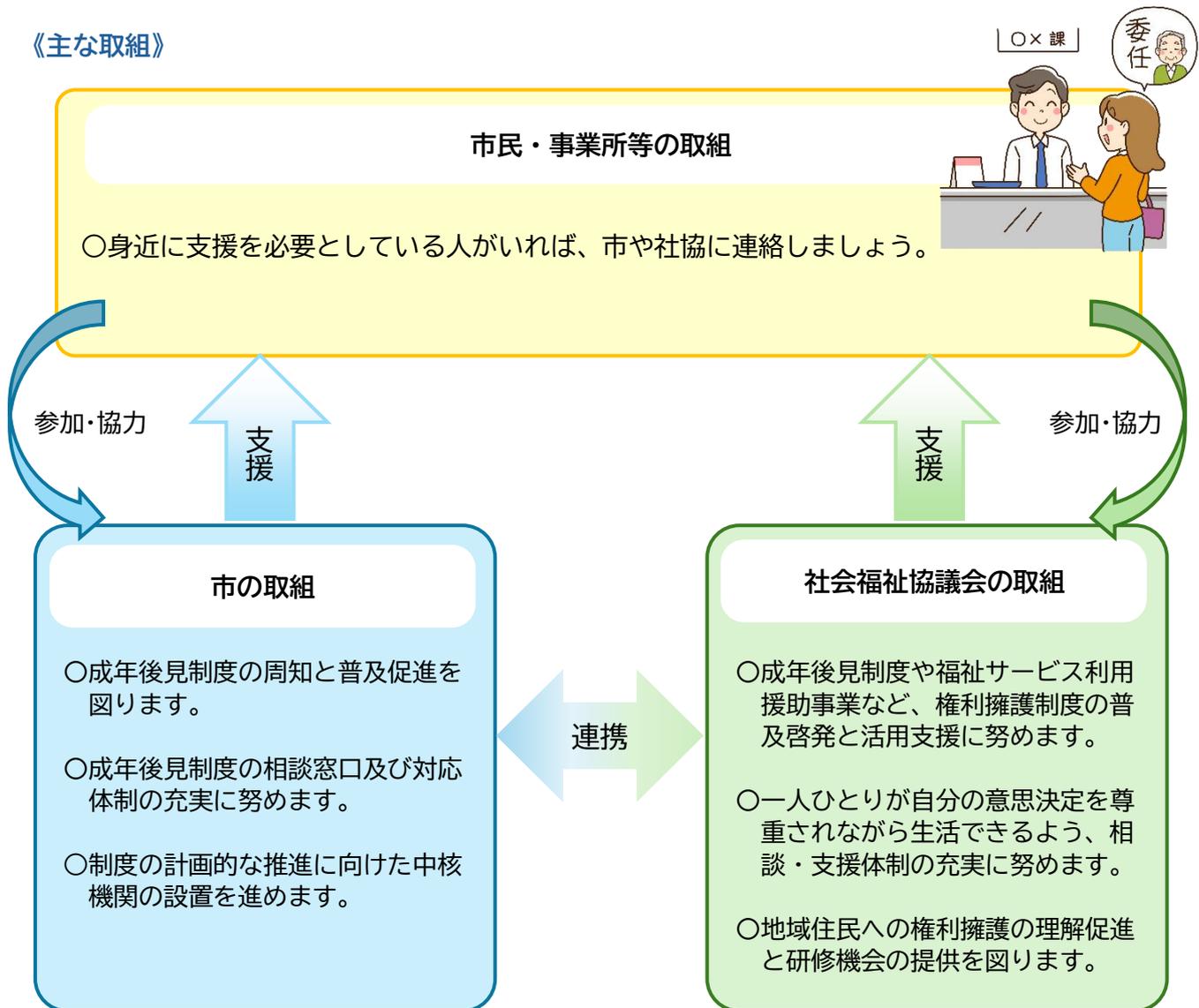
(5) 権利擁護体制の推進（「向日市成年後見制度利用促進計画」）

認知症、高齢者、障がいのある人等の中には、日常生活で不利益を生じる契約行為により、被害を受けることがあります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を継続するとともに、制度の周知を図っていく必要があります。

国では、平成 28(2016)年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。その後、平成 29(2017)年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を策定され、市町村は国の基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画の策定に努めるものとしています。

また、令和 4(2022)年 3 月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

《主な取組》



基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備

(1) 必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり

福祉サービスに関する情報については、広報むこうや福祉のガイドブック等をはじめ、ホームページやSNS等、さまざまな方法で多くの情報を発信します。支援を必要とする人やその家族等が、必要な情報を得て、十分なサービスや支援を受けられるように、情報提供の仕組みづくりを進めます。

《主な取組》



市民・事業所等の取組

○地域や福祉に関する正しい情報を得て、周りの人にもその情報を教えましょう。

参加・協力

支援

市の取組

- 広報むこうやホームページ、SNS、各種ガイドブック等を活用した情報発信の強化を図ります。
- 意思の疎通に支援が必要な方へ必要な情報が届けられるよう、コミュニケーション手段の充実を図ります。

連携

社会福祉協議会の取組

- 各種地域福祉事業や活動に関する情報発信の強化を図ります。
- 情報発信の手段や方法を検討、充実させ、地域住民への周知を推進します。

参加・協力

支援

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

防災や防犯については、自治会をはじめとした地域の日頃からの活動や取組が、いざというときに大きな力となることから、地域住民や関係機関の連携等による災害時要配慮者支援対策や高齢者等の消費者被害防止対策など、地域の体制づくりが必要です。

《主な取組》

市民・事業所等の取組

- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を把握しましょう。



参加・協力

支援

市の取組

- 避難場所や避難経路、災害時の備蓄など、防災知識や災害時の対処法などについて普及・啓発に努めます。
- 防災訓練等を通じて災害時に助け合える地域づくりの推進に努めます。
- 要配慮者の円滑な避難が確保できるよう、関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿等の作成を進めます。
- 地域や警察など関係機関と連携し、消費者被害等の相談に応じるとともに予防啓発を実施します。

連携

社会福祉協議会の取組

- 災害発生時の被災者支援を担う災害ボランティアセンターの活動促進と人材養成を推進します。
- 要配慮者を含む地域住民への防災意識の啓発と、減災対策の支援を推進します。
- 地域における孤独・孤立や引きこもりの問題を考える機会の提供を図ります。

参加・協力

支援

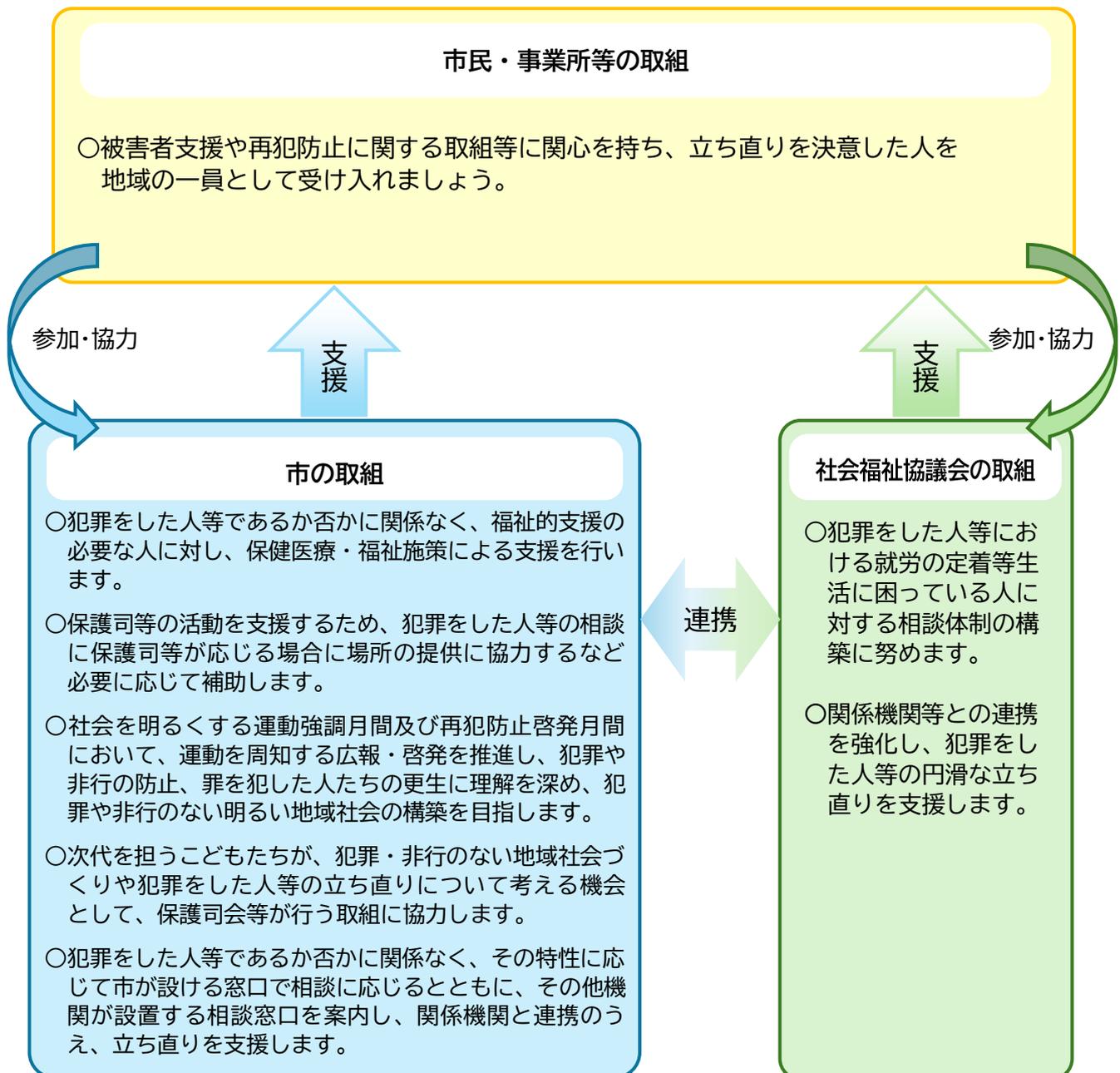
(3) 再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）

平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法第 7 条の規定により、平成 29(2017)年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、同法第 8 条第 1 項において、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在します。

再犯防止施策の推進にあたっては、向日市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援を第一に考えるとともに、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るため、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

《主な取組》



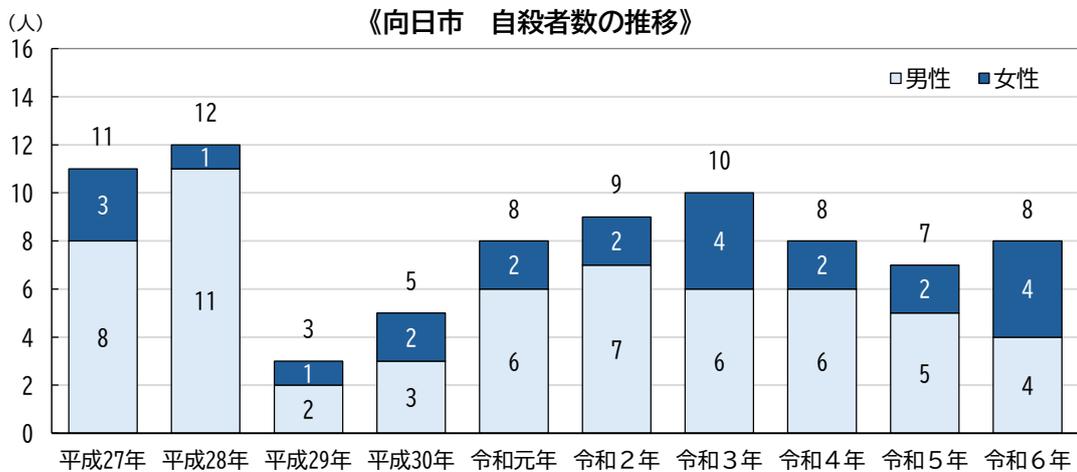
第4章 第2期向日市自殺対策計画

1 自殺対策を取り巻く本市の現状と課題

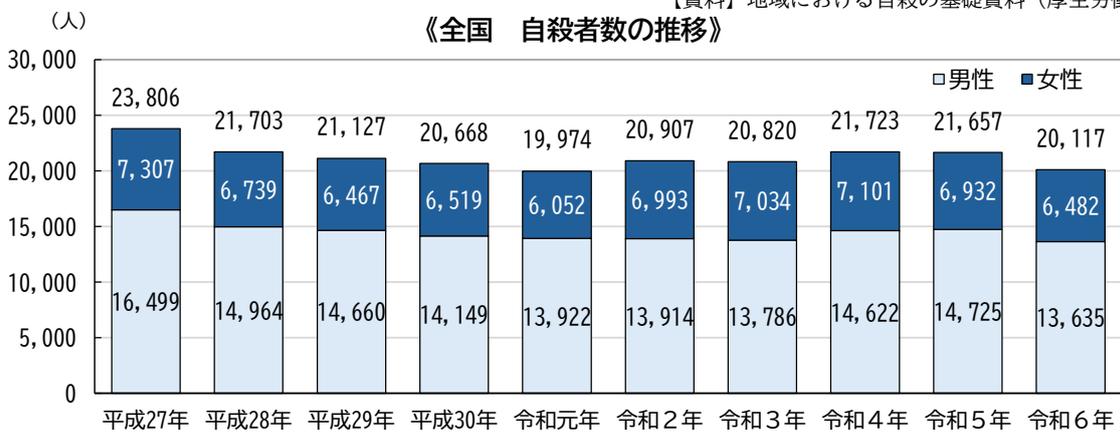
(1) 自殺者数の推移

本市の年間自殺者数は、平成 27(2015)年から令和 6 (2024)年までの 10 年間をみると、平成 28(2016)年の 12 人が最も多く、最も少ない年は、平成 29(2017)年で3人となっています。平成 30(2018)年以降は、最多の平成 28(2016)年には及ばないものの増加傾向にあります。

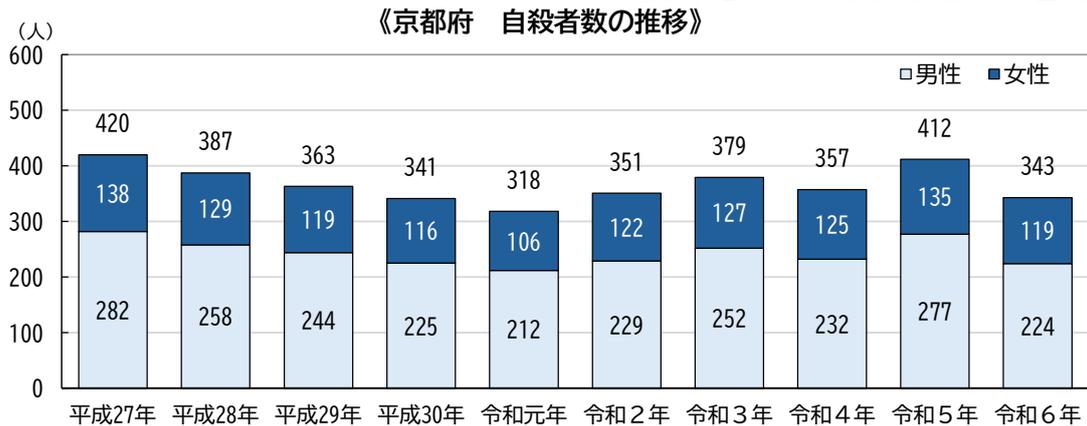
また、本市の自殺者数の集計で男女比をみると、男性が 71.6%、女性が 28.4%（自殺者総数 81 人：男性 58 人、女性 23 人）と7割を男性が占めており、全国（68.2%）や京都府（66.3%）と比べるとやや高くなっています。



【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



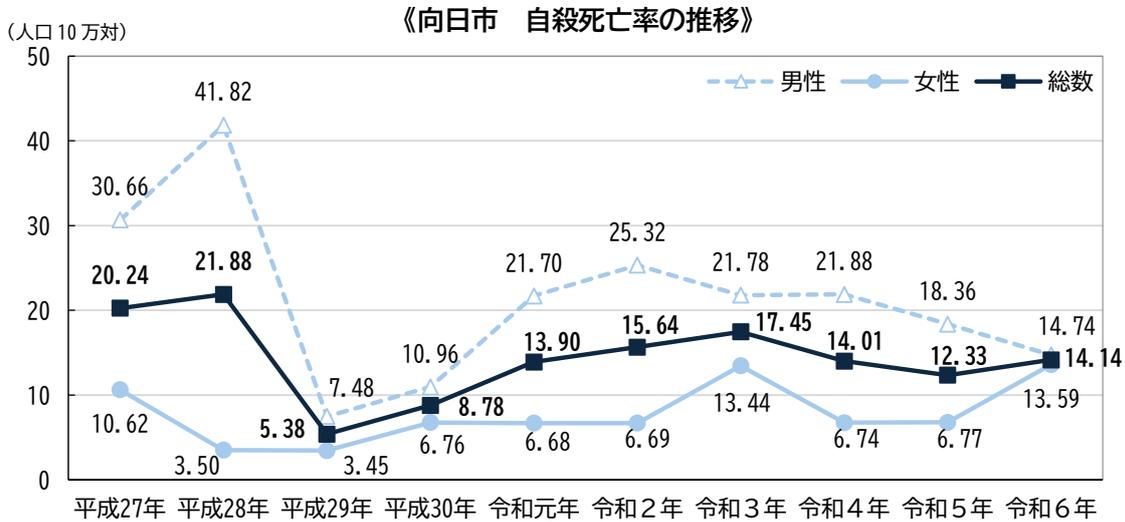
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



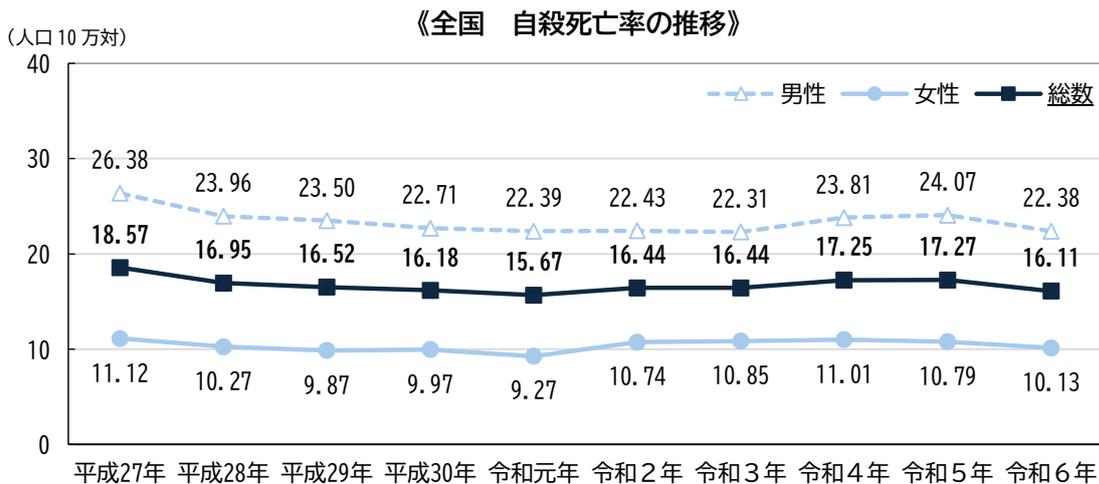
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺死亡率の推移

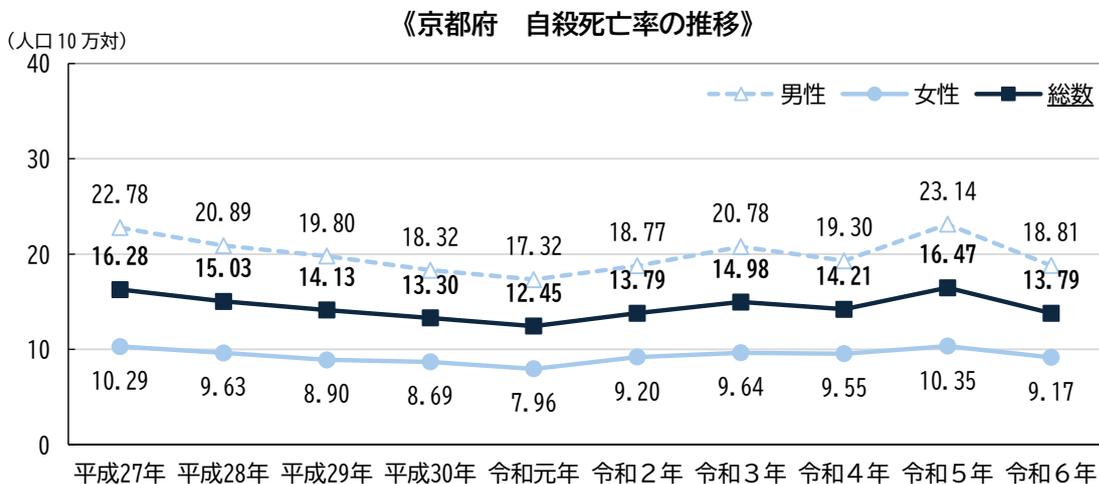
本市の人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、男性において、過去10年間のうち6か年で京都府の水準を上回っており、男性の自殺死亡率が高い傾向にあります。



【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

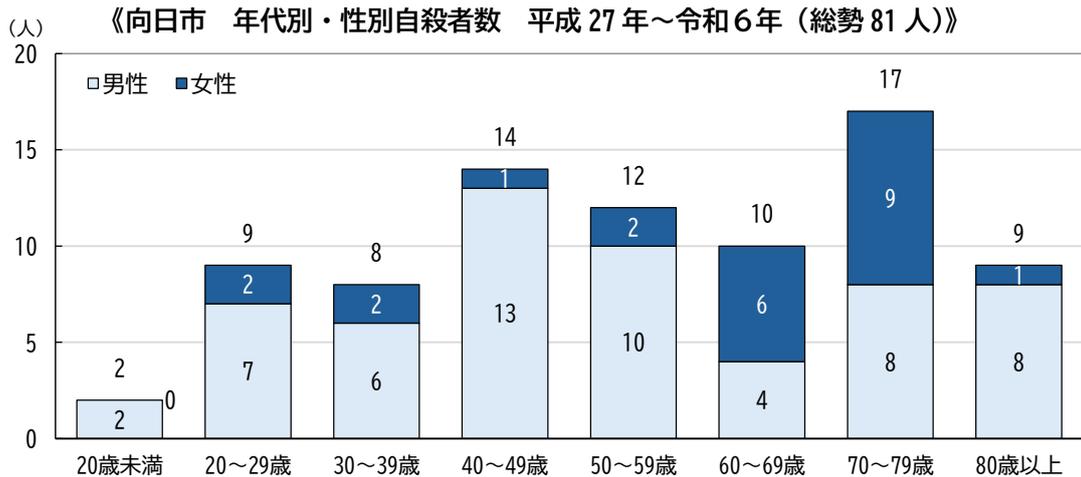


【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者数の推移

本市の自殺者数を年代別にみると、この10年間で最も多い年代は70～79歳が17人と全体の21.0%を占めています。60歳以上の自殺者数の合計は36人となっており、自殺者数全体で見ると44.4%を占めています。

また、年代別・性別での内訳で見ると、40～49歳の男性が13人と最も多く、全体の16.0%を占めています。女性については、70～79歳が9人と最も多く、60歳以上の自殺者数は16人と女性全体の自殺者数の69.6%となっています。



【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺者の同居人有無

本市の自殺者の同居人の有無をみると、「同居人あり」の割合が67.9%で「同居人なし」の約2.1倍となっています。全国と比較しても同じような傾向にあります。

《向日市・全国 性別の同居人有無 平成27年～令和6年（総勢81人）》

向日市	同居人あり	同居人なし	不詳	全国	同居人あり	同居人なし	不詳
男性	40人 49.4%	18人 22.2%	0人 0.0%	男性	90,754人 42.7%	52,741人 24.8%	1,381人 0.6%
女性	15人 18.5%	8人 9.9%	0人 0.0%	女性	49,071人 23.1%	18,261人 8.6%	294人 0.1%
合計	55人 67.9%	26人 32.1%	0人 0.0%	合計	139,825人 65.8%	71,002人 33.4%	1,675人 0.8%

【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 職業別での自殺者数

本市における職業別にみる自殺者数では、有職が 38.3%、無職が 61.7%となっており、全国と比較して大きな差はみられません。

《向日市・全国 職業別での自殺者数 平成 27 年～令和 6 年（総勢 81 人）》

職業	向日市		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合
有職	31 人	38.3%	80,758 人	38.0%
無職	50 人	61.7%	128,233 人	60.3%
学生・生徒等	3 人	3.7%	9,328 人	4.4%
無職者	47 人	58.0%	118,905 人	56.0%
主婦	4 人	4.9%	11,534 人	5.4%
失業者	3 人	3.7%	8,480 人	4.0%
年金・雇用保険等生活者	23 人	28.4%	55,186 人	26.0%
その他の無職者	17 人	21.0%	43,705 人	20.6%
不詳	0 人	0.0%	3,511 人	1.7%
合計	81 人	100.0%	212,502 人	100.0%

※「有職」：令和 3 年までは「自営業・家族従業員」と「被雇用者・勤め人」の合計値
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

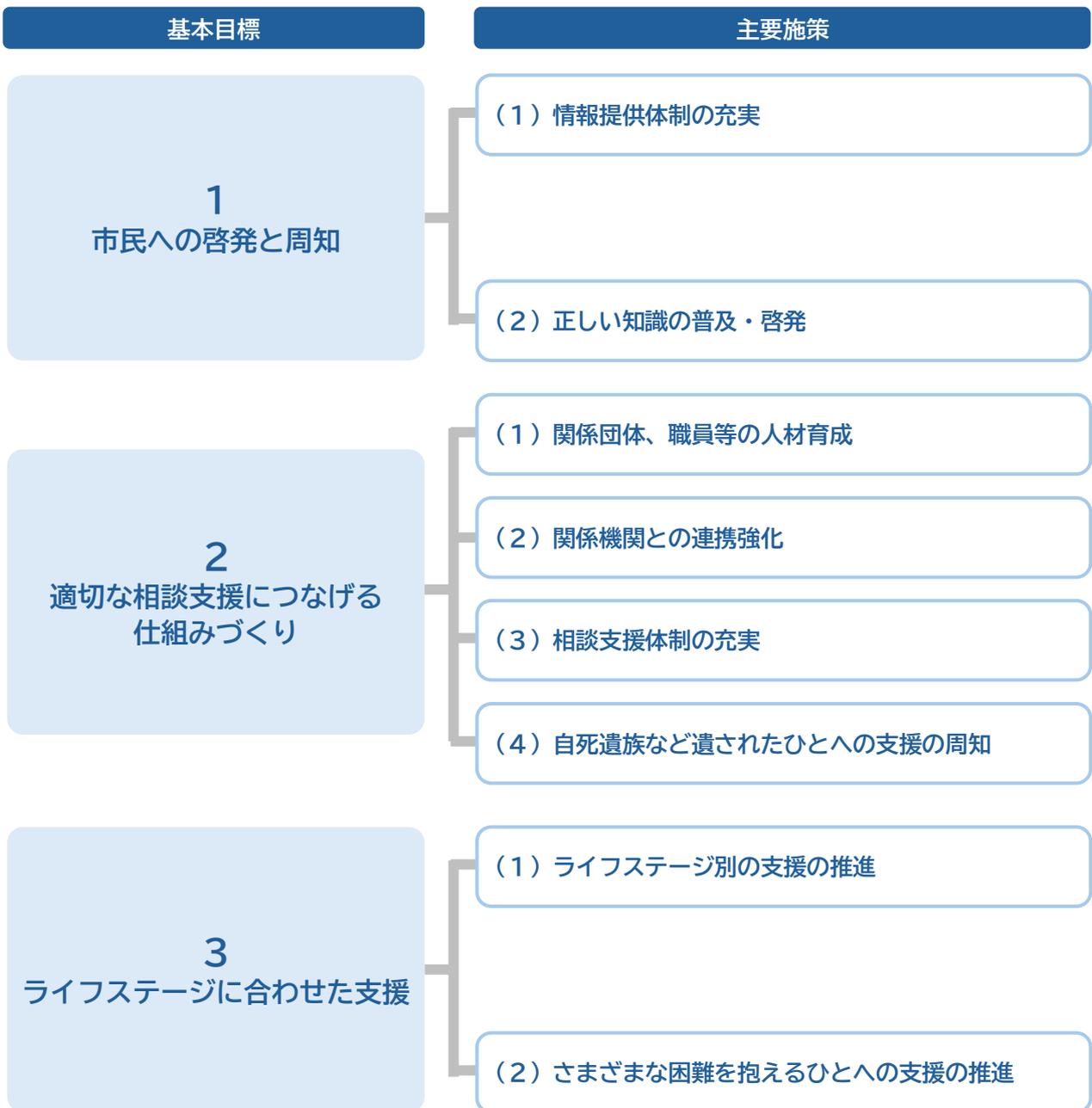
(6) 現状を踏まえた課題 – 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現 –

- 本市の自殺死亡率（人口 10 万人に対する自殺者数）は、男性では過去 10 年間のうち 6 か年で京都府の水準を上回っており、女性に比べて男性の自殺死亡率が高い傾向にありますが、近年では女性の自殺死亡率も上昇傾向となっています。
- 年代別・性別で見ると、男性では 40～50 歳代、女性では 60 歳以上の自殺者数が多くなっています。
- アンケート調査では、自殺問題に対する関心は 10～30 歳代の若年層で高い傾向にあります。一方で、自殺防止対策の取組や相談窓口に関する認知度は低く、「ゲートキーパー」や「こころの体温計」などを知らない人が 8 割近くいます。
- 自殺対策として必要な取組については、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」が最も高く、次いで「職場におけるメンタルヘルス（こころの健康）対策の推進」や「自殺対策・自殺予防に関する広報・啓発」となっています。児童・生徒に向けた自殺予防に役立つと思う学びについては「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が最も高くなっています。

★悩みや不安を気軽に共有・相談できる場や窓口の周知を図るとともに、一人で悩みを抱え込まないように、困った時には助けを求めても良いんだという発想につながるよう、SOS を出すことの重要性についての教育や広報が必要です。

★一人ひとりが自殺問題を自分ごととして捉えるとともに、家族や友人などの SOS サインに気づいた時には、声をかけ、話を聴き、必要な機関等につなぐことができるよう、適切な対処法について周知していく必要があります。

■ 施策の体系



基本目標1 市民への啓発と周知

(1) 情報提供体制の充実

支援を必要とする人及び支える人々が、必要な情報を得られるように広報むこうやホームページ、SNS等、さまざまな方法で多くの情報を発信するとともに、市民が抱える悩みや不安が自殺に追い込まれてしまう要因とならないよう各種相談窓口を周知し、必要な支援を受けられるように努めます。

《主な取組》

市の取組

- 広報むこうやホームページ、SNSなどによる自殺対策に関する正しい知識の情報発信に努めます。
- チラシの配布などによる各種相談窓口の周知を図ります。

(2) 正しい知識の普及・啓発

市民へ正しい知識や自殺対策の取組を周知することで、自殺対策に対する意識の向上を図ります。

《主な取組》

市の取組

- 自殺対策強化月間や自殺予防週間に、啓発リーフレットの配布や図書館で関連する図書の展示を行うなど、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 若年層に向けて、はたちの集い等で自殺予防の啓発リーフレットを配布し、正しい知識の普及や自殺対策に関する意識の醸成を図ります。

基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり

(1) 関係団体、職員等の人材育成

自殺のリスクの高い人の早期発見及び早期対応ができる人材を育成することが必要です。市民をはじめ、関係機関や団体へのゲートキーパーの養成研修を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制の強化に努めます。

《主な取組》

市の取組

- ゲートキーパー（自殺のリスクに気づき、適切に対応するための人材）養成研修を実施します。
- 子どもの変化や悩みに早期に気づき、適切に対応できるよう教職員研修に取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化

市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取組が必要です。医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関のネットワークづくりと、市民と行政と関係機関の顔の見える関係づくりにより、地域全体で支える体制づくりを進めます。

《主な取組》

市の取組

- 支援を必要とする人を見逃さないような庁内連携体制の強化を図ります。
- 地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制の整備に努めます。
- 高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心とした高齢者の虐待防止や早期発見に努めます。
- 障がい者（児）及びその家族等からの相談対応と必要な障害福祉サービスの利用支援を促進します。

(3) 相談支援体制の充実

自殺に追い込まれる要因は、健康問題や経済問題など人によってさまざまであり、いくつもの問題が複雑に絡み合っていることもあります。関係機関や各種相談窓口が連携し、自殺リスクを抱える人への相談体制の充実が求められます。

《主な取組》

市の取組

- 24 時間相談可能な支援機関等の周知に努めます。
- SNSをはじめとする ICT（情報通信技術）を活用した相談体制の周知を推進します。
- 各種相談窓口から適切な相談窓口へつなぐ早期対応に努めます。

《相談窓口》

相談窓口等	内容・相談日時等
京都いのちの電話	<ul style="list-style-type: none"> ○「いのちの電話」は自殺予防を目的とし、年中無休24時間体制で相談電話を受け続けています。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：075-864-4343 ※全国のいのちの電話センターの中で、空いている電話につながるナビダイヤルもあります。電話番号：0570-783-556（10:00～22:00）
よりそいホットライン	<ul style="list-style-type: none"> ○どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。年中無休24時間体制で相談電話を受け続けています。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：0120-279-338 FAX番号：0120-773-776
京都自死・自殺相談センター Sotto（そっと）	<ul style="list-style-type: none"> ○今まさに自死の苦悩を抱えた方に向けて、電話相談とメール相談を開発しています。 ○電話番号：075-365-1616 相談日時：毎週金・土曜日 19:00～25:00 ○メール相談：ホームページ上の専用窓口で受付 (https://www.kyoto-jsc.jp/mail/) 相談日時：常時 ※多数のメールをいただいたときに新規の相談をお受けできないことがあります。
自殺予防いのちの電話	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーダイヤル（無料）の電話相談を行っています。 ○電話番号：0120-783-556 相談日時：毎日16:00～21:00、毎月10日のみ 8:00～翌日 8:00
京都府自殺ストップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等の深刻な悩みに対して、電話相談のほか、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士、弁護士等の専門スタッフがチームとして対応します。 ○電話相談 相談日時：24時間365日 電話番号：0570-783-797

相談窓口等	内容・相談日時等
<p>生きずらびっと （特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）</p>	<p>○SNSやチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や 対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。 ○相談日時：日曜日・火曜日・水曜日・木曜日・土曜日 8:00～22:30（22:00まで受付） 月曜日・金曜日 6:00～22:30（22:00まで受付）</p>
<p>#いのちSOS （特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）</p>	<p>○自殺予防の専用ダイヤルです。「死にたい」「消えたい」「生きること に疲れた」「生きることが限界だ」と感じている人のための無料、か つ秘密厳守の電話相談です。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：0120-061-338</p>
<p>チャイルドライン 18歳までの子どものため の相談 （特定非営利活動法人 チャイルドライン支援 センター）</p>	<p>○18歳までのこどものための相談先です。抱えている思いを誰かに話す ことで、少しでも楽になるよう気持ちを受けとめます。電話での相談 に加え、電話と似た双方向のコミュニケーションができる文字による 「チャットシステム」を使いこどもからの相談を受けています。 ○チャット相談 相談日時：毎週月曜日～土曜日（年末年始を除く） 16:00～21:00 ○電話相談 相談日時：毎日 16:00～21:00（年末年始を除く） 電話番号：0120-99-7777</p>
<p>10代20代の女性のため の相談 （特定非営利活動法人 BOND（ボンド）プロジェ クト）</p>	<p>○10代・20代の女性を対象とした相談を行います。 ○電話相談 相談日時：月曜日・木曜日 16:00～19:00 電話番号：080-9501-5220 ○LINE相談 相談日時：月曜日・水曜日・金曜日・土曜日・日曜日 14:00～22:00（21:30まで受付）</p>
<p>こころのほっとチャット （特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・ス クエア）</p>	<p>○LINE、Facebook、WEBチャットを使用したチャット形式でのSNS相談 です。SNS相談の専門カウンセラーが対応します。年齢・性別を問わ ず相談に応じています。 ○相談日時：毎日 7:00～23:50（23:00まで受付）</p>
<p>あなたのいばしょチャ ット相談（特定非営利活 動法人あなたのいばし よ）</p>	<p>○年齢・性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口 です。 ○相談日時：24時間365日</p>
<p>こころの体温計</p>	<p>○ホームページ（https://fishbowlindex.jp/muko/demo/index.pl）に、 パソコンや携帯電話でストレス状況をチェックできるメンタルチェ ックシステムを掲載し、現状の心の状態を手軽にチェックできるよ うにしています。</p>
<p>精神保健福祉士による 心の健康相談 （予約制）</p>	<p>○心の健康で悩んでおられる人に対して、毎週火曜日に専門のソーシャ ルワーカーが相談に応じ、心のケアを図ります。 ○相談日時：毎週火曜日（年末年始・祝日除く）13:00～17:00 ○連絡先：向日市障がい者支援課 電話番号（直通）：075-874-2574 FAX：075-932-0800</p>
<p>消費生活相談</p>	<p>○悪質商法や多重債務、ヤミ金・カードローン、訪問販売などの契約に 係わるトラブルなど消費生活に関する疑問、苦情などに、専門の相談 員が対応します。 ○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9:00～16:00 ただし、正午から13時までを除く ○連絡先：向日市消費生活センター 電話番号（直通）：075-931-8168</p>

相談窓口等	内容・相談日時等
困りごと相談	<p>○行政相談委員や人権擁護委員、行政書士、司法書士、社会保険労務士などが相談を承ります。相続、登記、債務整理、年金、人権や労働問題など幅広く相談に応じます。</p> <p>○相談日時：原則、毎月第2、第4火曜日（年末年始・祝日除く） 9:15～12:00（11:30まで受付）</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 電話番号（直通）：075-874-1409</p>
無料法律相談	<p>○金銭トラブル、不動産登記、相続、離婚、クレジット・サラ金問題等、あらゆる法律問題について弁護士による無料法律相談を実施します。</p> <p>○相談日時：原則、第1、第2、第3月曜日（年末年始・祝日除く） 9:15～11:45</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 電話番号（直通）：075-874-1409</p>
女性のための相談	<p>○対人関係や家庭等での悩みがある女性を対象に、女性カウンセラーが相談に応じます。（予約制）</p> <p>○相談日時：原則、第2、第4水曜日（年末年始・祝日を除く） 13:10～16:00</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 予約専用電話番号：075-931-1144</p>
男性のための相談 （電話相談）	<p>○男性のさまざまな悩みについて男性相談員が相談に応じます。（予約不要）</p> <p>○相談日時：原則、第1金曜日（年末年始・祝日を除く） 19:00～21:00（受付は20:30まで）</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 相談専用電話番号：075-950-0205</p>
教育相談	<p>○児童・生徒や保護者を対象に、「心」や「子育て」のお悩みに応えるため、臨床心理士による教育相談を実施しています。（予約制）</p> <p>○相談日時：火曜日・木曜日（年末年始・祝日除く）10:00～15:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-874-3403</p>
スクールホットライン	<p>○いじめや家庭の問題に悩む子どもや保護者を対象に電話で相談に応じます。</p> <p>○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9:00～16:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-931-6060</p>
教育支援センター「ひまわり広場」での相談員による支援	<p>○不登校児童生徒を対象にした教育支援センター「ひまわり広場」を設置し、大学で臨床心理学等を学んでいる大学院生を指導員として配置し、児童生徒への学習・生活支援等を行い、学校復帰や社会的自立を目指します。</p> <p>○開設日時：月曜日～金曜日（年末年始・学校休業日・祝日除く） 9:30～12:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-874-3403</p>
こども家庭センター	<p>○妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に保健師などの専門職がさまざまな相談に応じます。</p> <p>○連絡先： 向日市子ども家庭課 電話番号（直通）：075-874-3451 向日市健康推進課（子育てコンシェルジュ） 電話番号（直通）：075-874-3687</p>

相談窓口等	内容・相談日時等
乙訓障がい者 ^{きかん} 基幹相談 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障がい者の総合的な相談支援を行っています。 ○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）8:30～17:15 ○連絡先： 乙訓障がい者基幹相談支援センター（乙訓福祉施設事務組合内） 電話番号：075-952-6521 FAX:075-959-9086

※連絡先・相談日時等は令和7(2025)年12月31日時点です。

相談日時等が更新されている場合がありますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。

(4) 自死遺族など遺されたひとへの支援の周知

大切な人を自死で亡くすことは、大きな衝撃と生活の変化をもたらします。気付けなかった自責の念から自身を責めたり、深い悲しみに苛まれたり、その死を語れないがために悩む場合もあります。遺族の気持ちに寄り添い、それぞれの悩みや心の重荷の軽減を図ることができる相談窓口等の周知を行うことで、遺族の孤独防止や、遺族が悲しみと向き合い、その人らしい生き方を再構築するための「生きる支援」につなげます。

《主な取組》

市の取組

- ゲートキーパー研修等を通じた、自死遺族に対する理解の促進を図ります。
- 自死遺族など遺されたひとへの相談窓口の周知に努めます。

《相談窓口》

相談窓口等	内容・相談日時等
京都自死・自殺相談センター Sotto (そっと)	<ul style="list-style-type: none"> ○大切な方を自死で亡くされ、自分も死にたいほどの苦悩を抱える方のための個別相談「そっとたいむ」を開設しています。人前では話せないような想いも、研修を受けた相談員が個別に対面で大切に受け取ります。(匿名でもかまいません。前日までにお申し込みください。) ○電話番号：075-365-1600 (平日9:00～17:00) メールアドレス：so-dan@kyoto-jsc.jp ※詳細は Sotto (https://www.kyoto-jsc.jp/) のホームページをご参照ください。
こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)	<ul style="list-style-type: none"> ○大切な人を自死・自殺で亡くした方々が自分の体験や思いを安心して語り合う場です。共通の体験を語り、他の人の話を聴くことを通じて互いに支え合うことを目指しています。自死遺族又は大切な方を自死で亡くされた方であれば、どなたでも参加できます。 ○例会(わかち合いの会) 毎月第2土曜日 13:30～15:30 (受付13:00～13:30) ※4月・12月除く ハートピア京都(京都府立総合社会福祉会館) ○フリースペース：毎月第4木曜日 13:30～15:30 COCO・てらす内 京都市こころの健康増進センター 4F活動支援室 ○電話番号：090-8536-1729 (18:00～21:00) メールアドレス：kokocafeweb@yahoo.co.jp ※詳細はこころのカフェきょうとのホームページをご参照ください。
京都府自殺ストップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等の深刻な悩みに対して、電話相談のほか、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士、弁護士等の専門スタッフがチームとして対応します。 ○電話相談 相談日時：24時間365日 電話番号：0570-783-797

※連絡先・相談日時等は令和7(2025)年12月31日時点です。

相談日時等が更新されている場合がありますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。

基本目標3 ライフステージに合わせた支援

(1) ライフステージ別の支援の推進

生きがい活動や就労、地域での活躍の場づくりに努めることで社会参加を促すとともに、こころとからだの健康を促進することで、「生きることの促進要因」を増やしていくことが重要です。

《主な取組》

市の取組

- 子育て世帯が集まり相互交流が行える地域子育て支援拠点をはじめとした、子育て世帯の集いの場づくりを進めます。
- 小・中学校における心の相談サポーター事業の実施を推進します。
- 高齢者の多様な交流の場への参加や社会参加への支援を促進します。
- 福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進を図ります。

(2) さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進

経済的支援や生活支援、法律相談等を通じて、経済問題・生活問題などの「生きることの阻害要因」にする悩みや不安の軽減を図ります。

《主な取組》

市の取組

- 生活に困窮している人への早期対応・適切な支援に努めます。
- 行政相談委員や人権擁護委員、行政書士、司法書士、社会保険労務士、弁護士などによる幅広い相談対応を推進します。
- 経済的理由により就学困難な児童・生徒への給食費・学用品等の補助を行います。
- ひとり親家庭の父母の職業能力の開発や資格取得への支援に努めます。
- 高齢者等の買い物困難者への支援など、孤立防止対策の実施に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、本市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものです。一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があることから、広報誌やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

3 計画の進行管理・評価

市民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取組の達成度などについて評価、検証を行います。

また、市民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和7(2025)年 1月16日～ 1月31日	地域福祉に関するアンケート調査の実施	市内在住の18歳以上市民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出してアンケート調査を実施 (詳細は、第2章「4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況」を参照)
3月25日	令和6年度 第1回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 地域福祉計画の進行状況について (2) 次期計画アンケート調査の状況について
7月29日	令和7年度 第1回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 委員長の選任 (2) 副委員長の指名 (3) 会議の公開について (4) 計画の概要とスケジュール (5) アンケート結果の概要について
10月6日	令和7年度 第2回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 骨子案作成のためのたたき台について
12月8日	令和7年度 第3回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 計画素案について
12月22日	令和7年度 第4回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 計画案について
令和8(2026)年 1月9日～ 2月9日	パブリックコメントの実施	
2月17日	令和7年度 第5回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	

2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成19年1月9日 告示第3号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第35号)に基づく向日市地域福祉計画を市民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映して策定し、推進するため、向日市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 向日市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 向日市地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員会の同意を得て、これを指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年2月6日から施行する。

附則(平成27年10月14日告示第81号)

この告示は、平成27年10月14日から施行する。

附則(平成30年6月27日告示第55号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿

(令和7年度)

選出区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	石井 祐理子	京都光華女子大学 看護福祉リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 社会福祉専攻 教授	委員長
高齢者関係団体	橋本 正治	向日市老人クラブ連合会 会長	
障がい者関係団体	山本 啓子	向日市身体障害者協会 会長	
自治会	籠谷 康	寺戸町自治連合会	副委員長
ボランティア関係者	佐野 とし子	向日市社会福祉協議会ボランティアセンター 運営委員会 委員長	
福祉関係機関	亀山 明子	向日市民生児童委員連絡協議会	
児童福祉機関	前坂 あや子	向日市主任児童委員	
福祉事業者	芦谷 佐知子	向日市社会福祉協議会 地域福祉推進課兼任課長	
福祉事業者	村上 雅代	向日市中地区地域包括支援センター 課長	
福祉事業者	石田 早苗	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル 所長	
市民公募	麿嶋 通人		

(順不同、敬称略)

4 用語解説

用語		解説
あ	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
	SNS	「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。
	NPO	営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
	基幹相談支援センター	障がいのある人の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担い、関係機関と連携して専門的な相談を行う機関のこと。
	虐待	身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がいのある人、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。
	協働	異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。
	コミュニティ	住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。
さ	サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
	ジェンダー	生物学的性別に対して社会によって作り上げられた男女の別を示す概念。「男性はこうあるべき」「女性はこうするべき」という社会の中でつくられたイメージや役割分担のこと。
	社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上的障がい、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるように相談、助言、援助、支援を行う者。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
	小地域福祉活動（地区社協活動）	小地域（地区社会福祉協議会区域：8区域）を単位として、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの地区社協が実施する住民の参加と協力による支え合い、助け合う活動。
	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。

用語		解説
	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度。
た	ダブルケア	介護と育児に同時に直面すること。
	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期（昭和 22(1947)年から昭和 24(1949)年）に生まれた世代のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるよう、高齢者の多様なニーズ・相談に対応し、介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職員が配置され、専門性を活かしながら高齢者への総合的な支援を行っている。
	中核機関	高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を地域全体で支える役割を担う組織。地域の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進や相談対応、専門職のネットワーク構築、後見人等の育成・支援などを行う。
な	認知症	様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある。
	認知症対応型カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。
	認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。
は	8050問題（9060問題）	80歳代（90歳代）の高齢の親と働いていない独身の50歳代（60歳代）のこどもが同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯で生じる社会問題。特に、こどもが長期間ひきこもり状態にある場合や、病気等により安定した就労が困難で、自立が難しいケースが多い。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障がいのある人、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

用語		解説
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援などを行う児童委員を兼ねている。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていることも・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。
	要介護(要支援)認定者	介護保険制度で要介護認定を受けた結果認定されるもので、日常生活行動について人の手助けが必要になった人のこと。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5まで5段階あり、介護の必要度の高さにより区分される。
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
	ライフステージ	人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

第3期向日市地域福祉計画及び
第2期向日市自殺対策計画・
第5次向日市地域福祉活動計画

(令和8年3月)

向日市 市民サービス部 地域福祉課

〒617-8772 向日市寺戸町小畑 5-1
電 話：075-931-1111 (内線 346)
F A X：075-935-1346
メー ル：fukushi@city.muko.lg.jp

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会

〒617-0002 向日市寺戸町西野辺 1-7
電 話：075-932-1960 (代表)
F A X：075-933-4425
メー ル：info@muko-shakyo.or.jp

向日市地域福祉計画	取組の方向性	施策・事業	具体的な取組み	所管課	通番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
第3章第2期向日市地域福祉計画（後期計画）										
1 地域での支え合いの推進										
(1) 地域とつながるきつかけ・顔が見える関係づくり	①自治会への加入促進 加入率が低下している要因や自治会に対する市民のニーズの把握に努めながら、自治会への加入を促進する効果的なPR方法について検討をしていきます。	●自治会への加入促進	・自治会への加入促進について、広報まこうやホームページ等で啓発を図るとともに、転入届等の手続きの際に、自治会加入案内等のチラシを配布するなどの取組みを行います。	総務課	1	●自治会加入促進 概要：市ホームページや市内転入者へ配布する自治会加入案内チラシにおいて、自治会の取組案内や地域とのつながりの大切さ等、自治会の意義について周知し、加入促進に努めた。	B	自治会加入案内チラシについては、自治会からチラシの提供依頼を受けるなど、自治会が転入者に対して加入を促す1つのツールとして、引き続き活用されている。しかしながら、自治会の加入率については低調であることから、引き続き、加入促進施策について検討していく必要がある。	継続	自治会の加入率の低下は、全国的に危惧されている問題であり、本市においても同様である。既存の取組のほか、他市の事例を参考にするなど自治会への加入を促進する効果的な手法を検討していく。
		●地域健康塾の実施	・高齢者が地域で気軽に介護予防（健康づくり）に取り組むことのできるよう、公民館やコミュニティセンターなどで地域健康塾を実施し、参加者同士の交流を促進します。	高齢介護課	2	●地域健康塾の開催 概要：高齢者が身近な公共施設で、交流を図りながら健康づくりをする介護予防事業「地域健康塾」を実施した。 実績：延べ参加者数 7,135人	B	高齢者の孤立化とフレイル防止に効果的な通いの場を提供できた。	継続	引き続き地域健康塾を実施し、潜在的な参加者が安心して参加できる事業運営とともに、健康寿命等への効果の周知に努める。
		●子育て世帯の集いの場づくり	・子育て世帯が集まり、相互交流が行える地域子育て支援拠点や、子育てについての相談や情報提供、助言を行う利用者支援事業など内容の充実を努めます。 ・子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を提供します。	地域福祉課	3	●「絵本のみよきかせ」の開催支援 向日市民生児童委員連絡協議会が主催する「絵本のみよきかせ」の事業実施を支援した。実施回数は、4回。保健センターに健康相談に訪れた親子に直接話しかけ、参加依頼した。	B	主任児童委員が直接市民と交流を持つ双方に良い機会となっている。また市内の団体に依頼したことも身近に感じられる事業となり、今後も継続できる見込みである。	継続	引き続き、市民が気軽に参加できる場となる事業を継続して実施する。
		●ふれあいサロンへの支援	・公民館や集会所などを拠点として開催されている「ふれあいサロン」は、高齢者の生きがいと介護予防（健康づくり）などのために、参加者同士で企画・運営し、茶話会やレクリエーション等を行います。今後も地域住民による主体的な活動が活発になるよう支援します。【市社協との連携】	地域福祉課	5	●ふれあいサロン活動助成金の交付（社協） ふれあいサロン活動団体を支援するために助成金の申請を受け、活動助成金を交付する。	A	●ふれあいサロン活動助成金の交付（社協） 19団体 209,452円（12月31日現在）	継続	●ふれあいサロン活動助成金の交付（社協） 活動を継続していくことで、世話人の高齢化の問題があることから、側面的支援を強化していく。
		●福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進	・老人福祉施設、障がい者施設などをはじめとした福祉施設と地域との交流や連携を深めるため、施設利用者や職員の地域行事への参加をはじめ、施設での行事等に地域住民が参加するなど、施設と地域との相互交流の促進について市として協力を呼びかけます。	高齢介護課	6	●地域との相互交流 地域包括支援センターが中心となり市内の介護サービス事業所等と出前講座などを通じて交流を図り、地域との連携に関する啓発を行った。また、地域密着型サービス事業所が地域住民との交流のための取組を実施した。	B	地域包括支援センターや事業所と地域住民との交流の取組が実施され、施設と地域との連携を深めることができた。	継続	引き続き、施設と地域との相互交流の促進に努める。
		●障がい者支援	●「スポーツのつどい」 概要：障がいがある人・ない人が参加し、各種競技や福祉バザー等を通して交流した。 日時：令和7年10月25日 場所：向日市民体育館 参加者数：124名 ●子ども交流体験事業「あそびの広場」 概要：障がいのある・なしに関係なく参加できるあそびのブースやクラフトコーナー、ミニ手話コーナーを開催した。 日時：令和7年12月6日 場所：向日市保健センター 参加者数：18組 68名 ●啓発物品の作成・配布予定 概要：啓発活動の一環としてクリアファイルを、市内公立小学校及び高等学校に配布予定。また、社会福祉協議会主催映画上映会参加者へ配布予定。手話マンガ「HELLO むこうの私一手で心をつないで」市内の小学新4年生向けに配布予定。	障がい者支援課	7	●「スポーツのつどい」 障がいがある人・ない人が参加できるイベントを開催し、各種競技や福祉バザー等を通して多くの人と交流する機会を創出した。 ●子ども交流体験事業「あそびの広場」 障がいのある・なしに関係なく、全ての子どもとその家族が参加できるイベントを開催し、多くの人と交流する機会を創出した。 ●啓発物品の作成・配布 クリアファイルや手話マンガの配布を通じて、ノーマライゼーションの理念や障がいについての理解を深める機会を創出した。	B	●「スポーツのつどい」 障がいがある人・ない人が参加できるイベントを開催し、各種競技や福祉バザー等を通して多くの人と交流する機会を創出した。 ●子ども交流体験事業「あそびの広場」 障がいのある・なしに関係なく、全ての子どもとその家族が参加できるイベントを開催し、多くの人と交流する機会を創出した。	継続	事業を継続していく上で、いずれの事業においても新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分な配慮を行い、新しい生活様式に即した形態での実施を目指す。
		●認知症カフェの実施	認知症が心配な方などを対象にした集いの場を提供し、家に閉じこもりがちの方等に参加者同士の交流の場を提供します。	高齢介護課	9	●認知症カフェの開催 概要：おおむね65歳以上の物忘れが気になる方、外出の機会が減った方を対象に市内2箇所毎月4回程度、「認知症カフェ」を開催した。 実績：延べ参加者数 467人	B	閉じこもりになりがちな高齢者に外出の機会や交流の場を提供できた。	継続	引き続き、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等が把握した閉じこもりや初期の認知症高齢者を認知症対応型カフェへの参加につなげ、他者との交流を通して、閉じこもりや認知症の予防を図る。
		●子育て世帯の集いの場づくり	●子育て支援事業（基本型） 概要：子育て世帯にとっての身近な場所で、幼稚園・保育園や子育て支援事業についての情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施している。 ●子育てガイドブック 概要：妊娠前から子育て期、就学期までの各種手続きや手当等の情報をガイドブックとして作成した。 実績：400部発行 ●子育て支援拠点事業 概要：子育て中の親子が気軽に行ける身近な場所に、交流や相談ができる拠点を整備することにより、広く子育て不安の解消や仲間づくりを支援している。（7か所）	子育て支援課	4	●利用者支援事業（基本型） 概要：子育て世帯にとっての身近な場所で、幼稚園・保育園や子育て支援事業についての情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施している。 ●子育てガイドブック 概要：妊娠前から子育て期、就学期までの各種手続きや手当等の情報をガイドブックとして作成した。 実績：400部発行 ●子育て支援拠点事業 概要：子育て中の親子が気軽に行ける身近な場所に、交流や相談ができる拠点を整備することにより、広く子育て不安の解消や仲間づくりを支援している。（7か所）	B	●子育て世帯の集いの場づくり ・利用者支援事業（基本型）…個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設や事業を円滑に利用できるよう、相談やガイドブックの発行を実施した。 ・子育て支援拠点事業…ねこぼす、さくらんぼ、マナ・ハウスの3拠点の利用について、赤ちゃん訪問や子育て支援課窓口、すくすくガイド等の周知により、多くの方にご利用いただけた。	継続	【向日市こども計画から】 施策「子育てに関する情報の発信」 ●妊娠前から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当、保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックを発行し、情報の提供に努めます。 ●子育て支援センターの事業内容や保育所に関する情報を掲載した子育て情報誌を発行し、子育て家庭に配布します。 ●子育て・孫育てなどの情報を掲載した子育て応援ハンドブックを発行し、情報の提供に努めます。 施策「地域子育て支援拠点事業の推進」 ●子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、子育て家庭の交流や子育てについての相談、助言などを行う場の充実を図ります。 ●拠点の利用を促進するため、効果的な周知に努めます。
		●子育て支援	●保育施設における地域開放日の情報提供等 あひるが丘保育園、アスク向日保育園、さくらキッズ保育園、第5保育所、第6保育所で園庭開放、施設開放を実施し、広報誌やホームページで情報提供している。	子育て支援課	8	●保育施設における地域開放日の情報提供等 あひるが丘保育園、アスク向日保育園、さくらキッズ保育園、第5保育所、第6保育所で園庭開放、施設開放を実施し、広報誌やホームページで情報提供している。	B	●保育施設における地域開放日の情報提供等 広報誌やホームページなどで保育施設における地域開放日の情報提供を行うことで、施設と地域との相互交流の促進を図ることができた。	継続	【向日市こども計画から】 施策「親子で遊べる身近な場所の確保」 子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	進捗	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性		
(2)	見守り・支え合い活動の推進	①地域における情報交換・意見交換の場の充実 ・地域の課題だけでなく、地域の魅力についても、住民同士で気軽に話し、その情報交換ができる場を充実します。	●井戸端会議の開催支援	・より多くの人が地域に関心を持っていただけるよう、向日市民生児童委員連絡協議会の活動内容についての情報提供や会場の確保などの支援に努めます。	地域福祉課	10	●「井戸端会議」の開催支援、「通信いどばた」の発行支援 民生児童委員が主体となり、地域住民等と身近な話題について話し合う「井戸端会議」の開催支援を行った。 また、向日市民生児童委員連絡協議会が発行する季刊誌「通信いどばた」を年4回発行することへの支援を実施した。配布先は、75歳以上独居世帯（約1,900世帯）	B	向日市民生児童委員連絡協議会と連携を図り、井戸端会議を年間を通して、実施することができた。 通信いどばたの発行についても支援を行い、年4回の発行を実施することができた。	継続	引き続き、向日市民生児童委員連絡協議会と連携を図り、市民が気軽に参加できる場を提供していく。また季刊誌「通信いどばた」の発行を通じて、配布対象者との交流を図るきっかけとなることから、今後も年4回の発行支援を行う。		
			●地域包括支援センターにおける相談支援等 概要：地域包括支援センターが自ら実施する相談事業のほか、民生委員との連携等により把握した見守り支援が必要な方に対し、定期的な訪問を行い状態を把握するとともに、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、各種サービスに繋いだ。 実績：相談件数7,179件（令和7年9月末日現在）	B	地域包括支援センターが相談支援や訪問活動等を通じた定期的な見守り支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議し、各種サービスに繋げることができた。	継続	引き続き、地域包括支援センターによる相談支援や、訪問活動等を通じた定期的な見守り支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、各種サービスに繋げられるよう努める。						
			●高齢者見守りネットワークの充実	・高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行う「高齢者見守りネットワーク」の体制の充実を努めます。 ・地域包括支援センター、民生児童委員、各地区社会福祉協議会、老人クラブやボランティア団体などの連携を強化し、高齢者に身近な地域での見守りのネットワークづくりに努めます。	高齢介護課	12	●高齢者見守りネットワークの体制づくり 概要：市と民間事業者が連携・協働し、何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見して必要な支援を行う「高齢者見守りネットワーク」を推進するため、協定を締結するなど、体制づくりに努めた。 実績：協定事業所数10箇所	B	市と民間事業者の連携による見守り体制の維持に努めた。	継続	引き続き、民間事業所への啓発と協定事業所の拡充に努める。		
			●児童虐待通告窓口の周知	・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の近隣者からの通告窓口（市及び児童相談所）について、広報等周知に努めます。	子ども家庭課	13	・児童虐待通告窓口の周知 児童虐待の通告窓口について、広く周知した。 広報むこう11月号に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を掲載。	B	・児童虐待通告窓口の周知 H28年度から継続して、広報むこう11月号において「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（R4までは「児童虐待防止推進月間）」の周知を行った。	継続	・児童虐待防止のための啓発の強化 引き続き、市民に通告窓口の周知啓発に努める。		
		②地域における見守りの促進 ・支援を必要とする人が、地域の中で孤立することなく、いきいきと暮らしているよう、地域での見守り体制の充実を図ります。 ・閉じこもりがちな人の把握に努めながら、地域で見守る仕組みづくりを地域とともに取り組みます。	●福祉活動の支援	・自治会単位でのご近所の顔の見える関係を構築していくために、高齢者世帯のゴミ出しや訪問活動など必要な支援、見守りを行っておられる地域サポーター等と連携を図りながら、地域で支え合う福祉活動を支援します。【市社協との連携】	地域福祉課	14	●地域サポートセンターむこうの設置（社協） 在宅の引きこもりや認知症の高齢者宅へ週1回訪問し、お話し相手や安否確認等の支援を行う。	A	●地域サポートセンターむこうの設置（社協） 利用数 33人（12月31日現在） サポーター27人（12月31日現在）	継続	●地域サポートセンターむこうの設置（社協） 地域サポーターの募集を引き続き行い、センターの充実を図っていく。		
			●介護予防・日常生活支援総合事業の充実	・地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、利用実績や市民・事業者の皆さまからの意見をもとに、事業を評価・検証するとともに、国・府の動向を踏まえ、本市にあった介護予防・日常生活支援事業の充実を努めます。	高齢介護課	15	●地域ケア会議等の開催 概要：高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるよう、保健・医療・介護・福祉などのサービスを総合的に提供する地域包括ケア体制を推進するために、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題への対応や支援内容を検討した。また、地域ケア会議を通じて浮かび上がった地域課題に対して、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ネットワークを構築するための地域包括ケア会議を12月に開催した。 実績：地域ケア会議20回（令和7年9月末日現在）	B	地域包括支援センターが主となり、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題や支援内容を検討できた。また、地域包括ケア会議を通じ、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ネットワークの構築に努めた。	継続	引き続き、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題への対応や支援内容を検討するとともに、地域ケア会議を通じて浮かび上がった地域課題に対する関係者の課題解決能力の向上と地域包括ネットワークの充実を図る地域包括ケア会議も実施することで、地域包括ケア体制の深化に努める。		
			●ご近所福祉活動への支援	・身近な地域における助け合い活動をさらに活性化するため、引き続き、困ったときに頼りになる隣近所を大切に「ご近所福祉」活動を支援します。【市社協との連携】	地域福祉課	16	●ご近所福祉推進団体への活動助成（社協） ラジオ体操等の取組に対して必要な資材や消耗品（電池）などの実費を助成する。	A	●地域福祉活動団体助成金の交付（社協）	継続	●ご近所福祉推進団体への活動助成（社協） 地域福祉活動団体助成制度を活用し、引き続き支援を行っていき、活動内容をより一層、居場所づくりを中心としたものへと変化させ、いずれは、ふれあいサロン活動への移行を行う。		
			●在宅サービス・生活支援の推進	・買物や調理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、安否確認を兼ねた配食サービスを引き続き実施します。 ・一人暮らし高齢者などを対象に日常生活用具の給付・貸与を行います。	高齢介護課	17	●配食サービスの実施 概要：買い物や調理が困難な高齢者への昼食や夕食の配達を通じ、日々の見守りへとつなげる配食サービス事業を実施した。 実績：利用者数106人 ●日常生活用具の給付・貸与 概要：支援を要する状態にある高齢者に対し、福祉の増進に資することを目的に日常生活用具を給付又は貸与した。 実績：新規利用件数1件	B	配食サービスを通じた見守りや日常生活用具の給付・貸与により、高齢者が安心して生活できる体制づくりに寄与した。	継続	引き続き、買い物や調理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、安否確認を兼ねた配食サービスを実施する。 また、一人暮らし高齢者などを対象に、日常生活用具の給付・貸与を行うなど、高齢者が安心して生活できる体制づくりに努める。		
		(3)	地域の魅力等の広報・PRの推進	①積極的な広報・PRの実施 ・地域に関心を持っていただけるように工夫しながら、特に、転入者や若年世帯など、近所づきあいや地域と関わりが少い市民が、地域に関心をもちやすいよう、地域の魅力等の広報・PRを進めます。	●広報むこうやホームページ等による情報提供	・地域の特徴や魅力、各地域の祭りや行事などについて広報むこうやホームページ、SNS等を活用し、向日市を「ふるさと」として愛着と誇りを深められるように情報を発信します。	企画広報課	18	●「広報むこう」の発行 概要：市の様々な情報を伝えるため、市内の全世帯及び事業所を対象に、広報むこう（A4フルカラー）を発行し、市の事業、施策の説明、くらしの情報や催しの案内などをお知らせした。 （実績：発行回数9回、1回あたり平均25,880部発行） ●ホームページ・Facebook・LINE・Instagramの運用 概要：市政情報やまちの話題、イベント等を掲載し、市に関心を持ってもらえるよう情報を発信した。 実績：ホームページ月間平均アクセス数188,865件、Facebookのフォロワー数1,036人、LINEのお友達数18,250人、Instagramのフォロワー数1,725人	B	広報むこうについては、市が発信する情報誌ならではの地域の特色を捉えた記事を集集し、「みんなのひろば」など地域コミュニティに寄り添った内容の掲載を行った。 SNSについては、各ツールに合わせた情報の発信を行い、LINEやInstagramのフォロワー数の大きな増加に繋がった。今後、ユーザーのニーズに合わせたセグメント配信や配信の頻度についても考慮し、ほしい情報を的確に配信していけるよう調整中。	継続	広報誌で充実した市政情報、SNSでリアルタイムな最新情報を効果的に発信することで、引き続き市民サービスの向上を図っていく。
					●「向日市いいとこPR隊」による情報発信の充実	・イベント等に「向日市いいとこPR隊 たち・のこ・りん」が参加することで、子どもたちや若年世帯の地域への関心を高め、地域と関わる機会を増加させることを目指します。	企画広報課	19	●向日市いいとこPR隊 たち・のこ・りん活動 概要：市内のイベントや行事に幅広く参加することで、市民の方々と交流を深め、市に愛着を持ってもらうとともに、市外の方々に「たけのこりん」を通じて向日市のことを知ってもらうきっかけになった。 （実績：出演回数30回）	B	イベントや行事への参加回数は徐々に増加し、市民の方と直接触れあえる機会が増えつつある。 また、市の発行する各種イベントチラシ等にキャラクターを掲載することで、市民からの関心や認知度が高まっている。 今後においても、市内外、様々なイベントで着ぐるみを積極的に活用し、幅広い世代の方々と交流の場を増やすことが課題である。	継続	市内外を問わず幅広い世代の方々に、市に対する愛着を持っていただけるよう、「向日市いいとこPR隊 たち・のこ・りん」を様々な方法で周知し、市のPRと地域コミュニティの活性化を図る。

向日市地域福祉計画	取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性	
2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化 (1) 福祉を学び、知る機会の充実	①地域福祉活動に関する啓発・交流の促進 ・地域活動に関する情報の収集、団体や地域福祉活動に関わる魅力を発信するとともに、地域の交流を促進していきます。	●地域福祉に関する情報提供	・広報むこうやホームページにおいて、地域福祉に関する行事、研修会、講演会などの情報提供を行います。	地域福祉課	20	●福祉バレットの発行（社協広報誌） 年3回自治会を通じて各戸配布し、社協事業の案内や福祉に関する情報を発信する。	A	●福祉バレットの発行（社協広報誌） 発行回数3回、約15,000部発行	継続	●福祉バレットの発行（社協広報誌） 引き続き、社協事業の案内や福祉に関する情報提供を行っていく。	
					21	●「広報むこう」の発行 概要：市の様々な情報を伝えるため、市内の全世帯及び事業所を対象に、広報むこう（A4フルカラー）を発行し、市の事業、施策の説明、くらしの情報や催しの案内などをお知らせした。 （実績：発行回数9回、1回あたり平均25,880部発行） ●ホームページ運用 概要：イベントや教室等を掲載し、最新の情報を提供した。 実績：ホームページ月間平均アクセス数（188,865件）	B	広報むこうについては、市が発信する情報誌ならではの地域の特色を捉えた記事を収集し、「みんなのひろば」など地域コミュニティに寄り添った内容の掲載を行った。ホームページにおいては見たいページや必要な情報をより探しやすくなるよう全面リニューアルを実施。市内のイベント情報等を随時更新し、幅広い情報提供を行った。	継続	市民の皆様の情報源である広報誌やホームページに充実した市政情報を効果的に発信することで、市民の皆様の参画を促す。	
					22	●「向日市まつり」への参加（向日市民生児童委員連絡協議会） 概要：向日市民生児童委員連絡協議会が「向日市まつり」にブースを出展し、広報活動を行う予定であったが、向日市まつりのステージイベントのみの開催となったため、未実施。	-	ブース出展はないため、実施出来ていない状況。	継続	「向日市まつり」でブース出展があれば参加し、委員の負担の少ない形で市民との交流を図り、民生児童委員の広報活動につながるものとしていく方向。社協事業の案内や福祉に関する情報の発信を行う。	
					23	●市民協働センター「かけはし」において、登録団体の交流会や活動をPRする展示会を開催し、その中で、地域福祉に取り組む団体に関する情報発信の支援、活動事例の紹介を行う場を提供できた。	B	登録団体を中心に、地域福祉活動に関する啓発・交流の促進に努めることができた。	継続	引き続き、登録団体の交流会等を通じ、地域福祉活動に関する啓発・交流の促進に努める。	
		24	●「社協まつり」の開催（社協） 催し物・展示・体験型プログラム等の実施を通して、社協の啓発を行う。 ●福祉教育・ボランティア学習プログラム（社協） 市内の小・中学校、高等学校や団体等が主催する福祉学習等に対して、本会が障がい者団体やボランティア団体等と連携して、講師を派遣する。	A	●「社協まつり」の開催（社協） 日時：令和7年11月16日（日） 参加者：約2,000名 ●福祉教育出前講座（社協） 開催回数5回（12月31日現在）	継続	●「社協まつり」の開催（社協） 多くの方に、参加をいただけるまつりを目指し、引き続き、社協の啓発を目的に開催する。 ●福祉教育出前講座（社協） 福祉を学び、知る機会の一層の充実を図るために、引き続き、小中学校を中心に取り組む予定をしている。				
		②要支援者に対する理解の促進 ・福祉や人権に関する学習プログラムの充実を図るとともに、要支援者への理解の促進を図ります。	●人権に対する理解の促進	・「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」及び「障害者差別解消法」の理念を啓発するとともに、障がい者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などをなくす心のバリアフリー化の推進に努めます。	障がい者支援課	25	●「障害者差別解消法」の普及啓発パンフレットの配布・設置 概要：法の趣旨の普及啓発を図るパンフレットを障害者相談員に配布したほか、窓口を設置している。 商工会を通じて市内事業者向けに啓発チラシを配布する予定。 広報誌へ「チャレンジつながる手話」、「広げよう心のバリアフリー」を各月で掲載	B	課題無し、引き続き普及啓発を行う	継続	今後も「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」及び「障害者差別解消法」の理念を啓発するとともに、障がい者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などをなくす心のバリアフリー化の推進に努めるため、事業を継続していく。
						26	●人権パネル展の開催 概要：人権パネル展では、様々な人権問題についての展示を行った。「障害者差別解消法」に関しては、行政機関や事業者における障がい者への不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供の義務について、周知・啓発を行った。また、人権パネル展と同時開催のイベントでは、要約筆記や手話通訳者の配置、優先席の設置、保育スペースの設置を行い、多様な方々の参加を促した。 実績：・被爆80年平和祈念事業令和7年度向日市民平和と人権のつどい 令和7年8月 参加者356人 ・2025年度自分らしく生きよう！いきいきフォーラム 令和7年12月 参加者233人	B	人権パネル展をイベントと同時開催にすることにより、単独で開催する場合よりも多くの方、または、多様な方の目に触れることができ、広く啓発することができた。また、AIによる要約筆記の表示や手話通訳者の配置、優先席などの設置は、障がい者や高齢者等、困難を感じている相手の身になって考えるきっかけとなり、心のバリアフリーの取り組みにつながられた。	継続	引き続き、人権パネル展を開催し、人権啓発を行う。内容については、様々な人権問題を取り扱う中、障がい者に対する差別についても十分なスペースを確保する。
		●小・中学校における福祉学習	・福祉や人権に関する学習プログラムの取組みにより、自尊心の向上や思いやりの心を育む学習・教育の機会の充実を図ります。		学校教育課	27	●全小中学校において、人権学習の実施 ●認知症サポーター養成講座の開催 概要：認知症の正しい理解と認知症の方への支援について、外部講師を迎え、具体的に学ぶ。 ●福祉体験の実施 概要：視覚障がい者の正しい理解と視覚障がい者の方への支援について、外部講師を迎えたり、体験用の補助器具を利用したりするなど、具体的に学ぶ。 ●職場体験活動の実施 ※全中学校2年生を対象に実施	B	全小中学校において、人権教育を学校教育の柱と位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて、自ら考え行動できる児童生徒の育成に努めることができた。各校、授業参観を実施するなど保護者への啓発に努めることができた。各小学校では、府立盲学校や社会福祉協議会、関係施設の方、点訳サークルの方を迎え、福祉体験を実施した。中学2年生を対象とした3日間の職場体験活動では、働くことの意義を体験的に学ぶことはもとより、自らの進路について考える貴重な機会となった。	継続	人権教育については、引き続き全ての教育活動において実施するとともに、年間1回以上の授業参観を実施し、保護者への啓発に努める。各小学校の実態に応じ、多様な視点での体験活動が実施できるよう計画する。職場体験活動は、来年度も3日間とし実施する予定である。
						28	●認知症に対する理解の促進 ・認知症の高齢者等とその家族を支えるため、認知症地域支援推進員等を活用し、認知症に対する理解を深め、予防、早期発見、ケアなどに繋がることを目的とした認知症サポーターを養成し、活動の場をマッチングするなど、一層の理解の普及に努めます。	B	●認知症サポーター養成講座の開催 概要：地域住民、市内の生活関連企業・団体等を対象に、認知症の方とその家族を支援する認知症サポーターを養成することを目的に、認知症サポーター養成講座を開催する予定。 実績：受講者数23人（令和7年12月末日現在）	継続	引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を深めるとともに、予防・早期発見などに繋げる体制づくりに努める。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	進捗	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
			●見認知症高齢者等の見守り活動の促進	・認知症の高齢者等の症状の悪化や徘徊時など、支援が必要となき迅速に対応できるよう、認知症地域支援推進員を通して地域住民による見守り活動と関係機関との連絡体制の確立を推進します。 【市社協との連携】	地域福祉課	29	●認知症地域支援推進員の配置 ●認知症サポーター養成講座の開催 概要：認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活するための人材を育成する目的で、講師を派遣する。 実績：2回・59名 ●認知症家族介護者交流会の開催 概要：情報交換や相談を通して、介護負担の軽減を図る。また、日頃の思いを打ち明けることで、認知症になっても住みやすいまちについて、話し合う。 実績：13名 ●認知症初期集中支援チームとの連携 概要：認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の初期介入段階からの支援体制の構築を図るために、会議等に出席する。	A	地域住民による見守り活動や関係機関との連絡体制の確立を推進し、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるためのネットワーク体制の構築を図った。	継続	引き続き、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるためのネットワーク体制の構築及びその充実化に努める。
			●手話への理解促進・普及	・手話マンガの配布や手話動画の配信等を行い、手話への理解促進・普及に努めます。	障がい者支援課	31	●手話言語条例に基づく事業 概要：手話の普及及び手話への理解の増進、さらに、手話の広がりとともに障がいへの理解が広がることを目的に、手話マンガの市内の各学校や関連施設への配布、販売や啓発を実施するほか、手話動画の配信を行っている。また、新しく市内の小学校にて「手話出前講座」や、「夏休み子ども手話体験学習」を実施し（参加者9人）、地域の聞こえない方にあいさつの手話を教わるなど交流した。9月23日「国際手話言語デー」啓発のためのライトアップを上植野浄水場で実施した。 令和7年12月31日時点 手話マンガ販売部数 138部 手話動画配信数 0本	B	平成31年11月～令和7年12月 手話マンガ販売数 2,731冊 平成30年3月～令和7年12月 手話動画配信数 63本 手話マンガの販売や動画の配信、「手話出前講座」、「夏休み子ども手話体験学習」、「国際手話言語デー」啓発のためのライトアップなどの実施によって理解促進の一助となっている。	継続	今後も手話マンガの配布や手話動画の配信等を行い、手話への理解促進・普及に努める。
			●市民協働センター「かけはし」による取組	・市民との協働によるまちづくりを推進するため、活動支援講座や登録団体の交流やミーティング場所の提供などにより、活動団体間の情報交換や交流の促進に取り組みます。	広聴協働課	32	●市民協働センター「かけはし」 概要：市民公益活動を行う団体（NPO法人・ボランティア団体・自治会・町内会など）や個人を対象に、活動場所や印刷機等の機器を提供した。また、登録団体の交流会や活動支援のための講座を実施した。 対象者：市内在住・在勤・在学する個人又は団体であって、市民公益活動を行う、又は行おうとする者等 登録団体数：39団体 かけはし登録団体による交流会の開催：年1回 かけはし講座：年1回	B	市民公益活動を行う団体や個人に、活動場所や印刷機等の機器を多く提供することができた。 登録団体の交流会を開催し、団体間の情報交換の場を提供できた。また、その交流会をきっかけに、向日市まつりで実施していた「登録団体の展示」を復活し、各団体の活動PRを支援することができた。 また、講座の開催により、登録団体の活動のスキルアップを支援することができた。	継続	引き続き、市民公益活動を行う団体や個人への支援を行う。「登録団体の展示」を復活したように、登録団体の交流会等を通じて各団体の意見を聴き、市民公益活動が活発になるよう支援を進める。
(2)	地域活動・ボランティア活動の充実	①ボランティアや地域活動への参加の促進	・市の「市民協働センター」や市社協の「ボランティア活動センター」等により、現在行われている活動の継続・発展を支援します。また、市民がボランティア活動などに気軽に参加し、活動内容を知ることができる機会を設けます。	子ども家庭課	33	・ファミリーサポートセンター 子育てにサポートの必要を感じたときに、サポートを受けたい人（依頼会員）とサポートをしてあげたい人（援助会員）をセンターが繋ぎ、地域の中で子育てを支え合っていく制度。 登録会員数 援助会員118人、依頼会員409人、両方会員26人 合計553人	B	・ファミリーサポートセンターの相互援助活動の推進 子育てにサポートの必要を感じたとき、あるいは子育てと仕事の両立に悩んだときに利用できるよう、育児に関する相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業の充実を図った。	継続	・ファミリーサポートセンター事業 引き続き、サポーター養成講座、交流会等の内容の工夫と充実を図り、提供会員数の増加や活動内容の充実を図る。	
		●ファミリーサポートセンターの相互援助活動の推進	・子育てに関し援助を行いたい会員（援助会員）を養成し、地域において子育てに対する支援を必要とする会員（依頼会員）との相互援助活動を推進します。	地域福祉課	34	●点訳ボランティア養成講座の開催（社協） 点字の読み書きや視覚障がい者への関わり方を学び、ボランティア活動に繋げることを目的とした講座を開催する。 ●地域の絆づくり講座（社協） 地域福祉活動の関係者やボランティアのスキルアップ、新たな担い手の発掘や人材育成を目的とした講座を開催する。	A	●点訳ボランティア養成講座の開催（社協） 日時：令和7年7月12日（土）から 全5回 参加者：5名 ●地域の絆づくり講座の開催（社協） 日時：令和7年11月7日（金） 参加者：20名 日時：令和7年11月26日（水） 参加者：26名	継続	●点訳ボランティア養成講座の開催（社協） ボランティア活動への参加の促進を図るため、引き続き、開催を予定している。 ●地域の絆づくり講座（社協） 地域活動への参加の促進を図るため、引き続き、開催を予定している。	
		●向日市社協ボランティア活動センターへの支援	・ボランティアや地域活動への参加を促進するため、ボランティア活動センターにおける各種講座の開催などを支援します。 【市社協との連携】	地域福祉課	35	●向日市社会福祉協議会運営補助金の交付 ボランティア活動の推進及び地区社協の支援など、地域の担い手育成につながる活動や社会福祉活動の推進を図る社会福祉法人向日市社会福祉協議会に対して、運営補助金を交付した。	B	社会福祉法人向日市社会福祉協議会に対して、運営補助金を交付することで、ボランティア活動の推進及び地区社協の支援など、地域の担い手育成につながる活動や社会福祉活動の推進を支援することができた。	継続	今後においても、ボランティア活動の推進及び地区社協の支援など、地域の担い手育成につながる活動や社会福祉活動の推進を支援することで、地域福祉活動の人材発掘につなげる。	
②地域福祉活動の人材の発掘	●リーダーや担い手の育成 ・講習会や研修会等を通じて、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや担い手の発掘などに努めます。 ・地域福祉活動に意欲・関心を持ちながらも、参加していない潜在的な地域福祉活動の担い手を掘り起こし、参加を呼びかけます。	地域福祉課	36	●向日市社協ボランティアセンター（社協） 市民の自主的なボランティア活動を支援し、地域におけるボランティア活動を組織的に展開することを目的として、センターを設置する。	A	●向日市社協ボランティアセンター（社協） 登録状況：団体登録29団体（12月31日現在） 個人登録59人（12月31日現在）	継続	●向日市社協ボランティアセンター（社協） 幅広くすべての世代の方に、ボランティアセンターへの登録を促進し、市内にボランティアの輪が広がるような取り組みを行う。			

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
		③地域活動拠点の確保 ・ボランティア活動が円滑に行われるよう地域活動拠点の確保に向け支援を行います。	●地域活動拠点の確保	・地区公民館・コミュニティセンターに加え、福祉会館内の福祉団体活動拠点を充実させ、利用しやすい環境づくりに努めます。 ・ボランティア団体やNPO等の活動を促進するため、福祉会館の会議室等を活動の場として活用できるよう支援します。【市社協との連携】	地域福祉課	37	●福祉会館会議室等の貸出（社協） ボランティア団体やNPO等の活動を促進するため、福祉会館の会議室等を活動の場として有効に活用できるよう支援する。 ●福祉会館内の福祉団体活動拠点（社協） 福祉団体の活動拠点として部屋の貸し出しを行う。 ●ボランティアルームの利用状況（社協） ボランティアセンターに登録するグループにボランティアルームの貸し出しを行う。	A	●福祉会館会議室等の貸出（社協） 大会議室 156件 4,835人（12月31日現在） 研修室 145件 2,951人（12月31日現在） 機能訓練室 202件 4,999人（12月31日現在） ●福祉会館内の福祉団体活動拠点（社協） 貸出件数123件（12月31日現在） ●ボランティアルームの利用状況（社協） 貸出件数171件（12月31日現在）	継続	●福祉会館会議室等の貸出（社協） ●福祉会館内の福祉団体活動拠点（社協） ●ボランティアルームの利用状況（社協） 地域活動拠点として、福祉活動者及びボランティアが利用しやすい会館を目指して、管理を行っていく。
					セ老人福祉課	38	●サークル活動の実施 概要：センターの利用者が、サークルや同好会を作り自主的に活動 実績：「桜の径」22団体362人、「琴の橋」26団体460人	B	●サークルや同好会を作り自主的に活動できる場所を提供し、地域活動拠点の1つとして取り組むことができた。	継続	●今後もサークルが利用しやすいように工夫を重ね、地域活動拠点としての機能の充実を図っていきます。
					総務課	39	●コミュニティセンター 概要：コミュニティセンターの施設整備を行い、利用環境を整え、市民の生活及び文化の向上並びにコミュニティの創造のため、集会、対話、各種サークル活動及び自治会活動等の自主的活動の場を提供を行った。 実績：設置数 6館 登録サークル数 121 利用人数 19,670人（令和7年11月30日現在）	B	利用環境向上のため、コミセンの施設修繕等の整備を行った。 登録サークルについては、高齢化の影響もあり、登録数が減少傾向にある。 全コミセンにおいて、施設の老朽化が課題となっており、今後の方向性を検討する必要がある。	継続	施設整備については、今後も引き続き、市民が快適に利用でき、集会、対話、各種サークル活動及び自治会活動等の自主的な活動を推進できるよう利用環境の向上を図っていく。
(3)	地域福祉活動団体と行政との横のつながりの強化	①地域福祉活動団体等の連携の支援 ・自治会や福祉活動団体など、地域でのそれぞれの活動や課題を知り、情報交換し合える場を提供します。 ・民生委員・児童委員などの地域福祉活動者や、自治会、老人クラブなどの活動団体間の交流や情報交換などの連携を支援します。	●地域福祉懇談会の開催	・各種団体とともに地域課題について話し合う懇談会の場の充実を図ります。 ・小地域福祉活動を推進するため、自治会を単位とした懇談会を開催し、各種団体と地域福祉をテーマに意見交換を行います。	地域福祉課	40	●地域福祉懇談会の開催 実施方法等を含め、見直しを行っているため未実施。	—	実施方法等を含め、見直しを行っているため未実施。	継続	実施方法等を含め、見直しを行っている。
			●民生委員・児童委員活動の支援	・民生委員・児童委員による相談支援活動の充実を図ります。 ・ボランティア活動センターに登録している団体などと連携し、情報交換を図ります。	地域福祉課	41	●向日市民生児童委員連絡協議会 ①民生委員・児童委員活動費補助金 民生委員・児童委員による地域福祉活動や研修等の促進を図るため、同会に補助金を交付した。 実績：86人、9,858,346円 ②地域福祉活動促進事業等補助金 民生委員・児童委員による地域福祉活動事業等の促進を図るため、同会に補助金を交付した。 実績：481,300円 ③定例会及び研修会の実施 地域課題や活動状況の共有、相談援助技術の向上を目的に当該会議を実施した。 実績：定例会5回、研修会3回	B	民生委員・児童委員による訪問活動や定例会などの実施を支援することで、民生児童委員のスキルアップを図るとともに、民生児童委員と行政、関係機関との情報共有・提供、連携を深めることで、地域課題の把握・解決につながった。	継続	引き続き、民生委員・児童委員による訪問活動や定例会などの実施を支援することで、民生児童委員のスキルアップを図るとともに、民生児童委員と行政、関係機関との情報共有・提供、連携を深め、地域課題の把握・解決につなげる。
		②地域包括ケアシステムの強化 ・支援が必要な高齢者などが、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を目指し、引き続き、地域全体で支える地域包括ケアシステムを目指します。	●地域ケア会議の充実	・医療・介護等の多職種の間により高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決に必要な地域づくりや資源開発等を検討し、施策に反映するよう努めます。	地域福祉課	42	●民生児童委員による見守り活動の実施 向日市民生児童委員連絡協議会が実施する75歳以上の一人暮らしの方を対象に悪徳商法の注意喚起や熱中症予防の啓発チラシ・グッズをポスティング活動の支援を行った。 実績：約1,900世帯	B	ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施することにより、安否確認や孤立防止を図るとともに、支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐことができた。	継続	引き続き、ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施し、安否確認や孤立防止を図る。支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐ。
			●高齢者見守りネットワークづくり	・今後も民間事業者と見守りに関する協定を締結するなど、ネットワークの充実を努めます。	高齢介護課	44	●高齢者見守りネットワークの体制づくり（再掲） 概要：市と民間事業者が連携・協働し、何らかの支援を必要としている高齢者を早期に見守りが必要な支援を行う「高齢者見守りネットワーク」を推進するため、協定を締結するなど、体制づくりに努めた。 実績：協定事業所数16箇所	B	市と民間事業者の連携による見守り体制の維持に努めた。	継続	引き続き、民間事業者への啓発と協定事業所の拡充に努める。
		●若年性認知症施策の連携強化	・若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労、社会参加支援等の様々な分野にわたる支援に努めます。	高齢介護課	45	●若年性認知症の支援体制づくり もの忘れ検診結果を踏まえ、対象となりうる方に若年性認知症に係る啓発等を行うとともに、必要に応じて向日市認知症地域推進員と連携し支援できるよう体制を整えている。	B	もの忘れ検診結果を踏まえて、啓発等を実施するとともに、必要に応じて向日市認知症地域推進員と連携し支援できるよう、体制整備に努めることができた。	継続	引き続き、対象となりうる方に啓発等を行うとともに、必要に応じて向日市認知症地域推進員と連携し、支援できるよう体制整備に努める。	
		●民生委員・児童委員との連携	・高齢者の孤立防止や安否確認などを目的に、定期的な見守り活動を市社協や民生委員・児童委員と連携して取り組みます。	地域福祉課	46	●民生児童委員による見守り活動の実施 向日市民生児童委員連絡協議会が実施する75歳以上の一人暮らしの方を対象に悪徳商法の注意喚起や熱中症予防の啓発チラシ・グッズをポスティング活動の支援を行った。 実績：約1,900世帯	B	ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施することにより、安否確認や孤立防止を図るとともに、支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐことができた。	継続	引き続き、ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施し、安否確認や孤立防止を図る。支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐ。	
		●見守り支援	見守りが必要な高齢者には、地域包括支援センターや民生委員等と連携し、状態把握等を行った。	高齢介護課	47	●見守り支援 見守りが必要な高齢者には、地域包括支援センターや民生委員等と連携し、状態把握等を行った。	B	関係機関と連携し、見守りが必要な高齢者の状態把握等を実施することができた。	継続	引き続き、関係機関と連携し、見守りが必要な高齢者の状態把握等に努める。	

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	進捗	事業概要及び実績(令和7年度) ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性	
3	一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進	(1) 必要な情報が手元に届く仕組みづくり	①伝わりやすさに配慮した情報提供	●様々な媒体を活用した情報発信	・広報むこうや回覧、掲示板、インターネット・SNSなどを活用して情報を発信します。	地域福祉課	48	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	B	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	継続	引き続き、自殺対策の啓発及び相談窓口等の周知を図る。
			・年齢や障がい特性など受け手に合わせた情報提供を行います。	●見やすいホームページの作成	・ホームページにおいて、サービスの利用者にとって知りたい福祉の最新情報を、UDフォントの活用や、ウェブアクセシビリティに対応することで見やすく、わかりやすく、発信します。	企画広報課	49	●ホームページ 音声読み上げソフト等を利用しアクセシビリティに対応し、障がい者向けの閲覧用ソフトウェアを導入したホームページで、福祉の最新情報を掲載した。	B	継続して音声読み上げソフト等に最適化されたページを掲載できるよう、各所属でのアクセシビリティチェックを徹底することが課題である。	継続	アクセシビリティガイドラインを参考に、機体依存文字や画像テキストの入力などによるエラーを解消し、誰にとっても見やすく分かりやすいホームページとなるよう努めていく。
			●地域福祉活動の情報提供	・市民の自発的な福祉活動に対する学習機会や情報の提供を行います。【市社協との連携】	地域福祉課	50	●福祉バレットの発行(社協広報誌) 年3回、自治会を通じて各戸配布し、社協事業の案内や福祉に関する情報を発信する。	A	●福祉バレットの発行(社協広報誌) 発行回数年3回、約15,000部発行	継続	●福祉バレットの発行(社協広報誌) 引き続き、社協事業の案内や福祉に関する情報提供を行っていく。	
			●コミュニケーション支援の充実	・手話表現や要約筆記技術の修得者の養成、派遣等により、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、自立した日常生活の手助けができるよう支援します。 ・意思の疎通が困難な重度障がい者が入院した場合に、支援員を医療機関等に派遣し、入院時の意思疎通を支援します。	障がい者支援課	51	●手話通訳者の派遣 概要：手話通訳を必要とする市民、また関係者からの依頼に応じて、手話通訳者を派遣した。 実績：305件(うち職員206件 登録99件)を派遣 ※令和7年12月31日時点 ●要約筆記者の派遣 概要：要約筆記を必要とする市民、また関係者からの依頼に応じて、要約筆記者を派遣した。 実績：64件(うち職員0件 登録64件)を派遣 ※令和7年12月31日時点 ●現任研修会の実施 概要：登録手話通訳者及び要約筆記者に対し、研修会を実施した。 実績：手話通訳5回、要約筆記8回、合同2回 ※令和7年12月31日時点 ●向日市重度障がい児入院時コミュニケーション支援事業 概要：入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、本人との意思疎通に熟達した指定障害福祉サービス事業者の従業者を医療機関にコミュニケーション支援員として派遣する。	B	意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手助けができています。	継続	今後も手話表現や要約筆記技術の修得者の養成、派遣等により、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、自立した日常生活の手助けができるよう支援を継続する。 今後も意思の疎通が困難な重度障がい者が入院した場合に、支援員を医療機関等に派遣し、入院時の意思疎通を支援を継続する。	
		(2) 関係機関の連携強化による相談支援の充実	①相談窓口の周知	●民生委員・児童委員の周知	・活動への理解を深められるよう、広報むこうやホームページにおいて民生委員・児童委員の氏名等を掲載し周知に努めます。	地域福祉課	52	●民生児童委員の周知・啓発の実施 令和6年5月広報誌において、民生委員・児童委員の日に合わせた民生児童委員特集記事を掲載し、広報活動に努めた。 市ホームページで、民生児童委員のページを掲載した。	B	引き続き、民生児童委員の活動や委員の氏名等をホームページ等に掲載し、周知に努めた。	継続	引き続き、民生児童委員の活動や委員の氏名等をホームページ等に掲載し、周知に努める。
			●地域包括支援センターにおける相談	・高齢者やその家族が安心して必要なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士による相談を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。	高齢介護課	53	●地域包括支援センターにおける相談支援等(再掲) 概要：地域包括支援センターが自ら実施する相談事業のほか、民生委員との連携等により把握した見守り支援が必要な方に対し、定期的な訪問を行い状態を把握するとともに、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、各種サービスに繋いだ。 実績：相談件数7,179件(令和7年9月末日現在)	B	地域包括支援センターが相談支援や訪問活動等を通じた定期的な見守り支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議し、各種サービスに繋げることができた。	継続	引き続き、地域包括支援センターによる相談支援や、訪問活動等を通じた定期的な見守り支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、各種サービスに繋げられるよう努める。	
			●子育て世代包括支援(子育てコンシェルジュ事業)の実施	・全ての妊婦を対象に、個別の支援プランを策定し、必要に応じて妊婦訪問や電話相談を行います。 ・安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。	健康推進課	54	●子育てコンシェルジュにおける相談実績 妊婦 300人(うち転入妊婦24人) 妊産婦相談 401人 転入児 32人 乳幼児相談 111人 【総相談件数：844人】	B	●子育てコンシェルジュとして専任保健師を1名配置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うことで、安心して妊娠・出産・子育てできる環境を整えることができています。	継続	●妊娠届出時における全ての妊婦を対象に、妊婦面接を実施していく。 ●妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援をするため、母子健康手帳に周知カードを入れるとともに、妊娠届出時には必ず、子育てコンシェルジュについて案内を実施し、相談につなげていく。	
			●子育て世帯の相談窓口の充実	・家庭における子どもの養育やしつけなどの様々な悩みを抱える保護者や子ども自身が気軽に相談できるように、家庭児童相談室、子育てセンター等の相談窓口の充実を努めます。 ・広報むこうの子育て支援情報コーナー等による情報発信を行うなど効果的な周知に努めます。 ・妊娠中の方や保護者が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者支援事業の利用促進に努めます。	子ども家庭課	55	・子育て世帯の相談窓口の充実 子育て世帯からの相談を傾聴し、必要に応じて情報提供や助言を行った。 また、広報むこうの子育て支援情報コーナー等から「子育てセンターの催し」の情報発信を行った。	B	・子育て世帯の相談窓口の充実 子育て世帯からの相談を傾聴し、必要に応じて情報提供や助言を行った。	継続	・子育て世帯の相談窓口の充実 引き続き、子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、子育て家庭の交流や子育てについての相談、情報提供、助言などを行う場の充実を図る。	
			●乳児家庭の全戸訪問	・保健師や助産師が家庭訪問し、子どもの成長・発達を確認するとともに、育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるよう支援します。	健康推進課	56	●乳児家庭の全戸訪問実績 訪問数 243件(うち多胎4組)	B	●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭とその母親に対して、家庭訪問による訪問指導を行い、児の発育発達状況の確認、母親の健康管理、子育て支援に関する情報提供を実施した。支援が必要な家庭を早期に把握し、必要に応じて継続支援を行った。	継続	●長期里帰りなどのケース以外は、100%の訪問を目指し、必要に応じて継続支援を行う。	
			●障がい者地域生活支援センターにおける相談	・障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援等、相談支援に努めます。	障がい者支援課	57	●「障がい者地域生活支援センター等」の設置 概要：向日市在住で障がいのある方やそのご家族に対して、福祉サービス等の紹介、就学・就労・生活上の悩みなど、障がい福祉に関する総合相談を行った。 実績：乙訓管内の6箇所に事業委託	B	課題無し、引き続き行う	継続	今後も障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援等、相談支援に努める。	
			②相談機関ネットワークの強化 ・複雑かつ多様化している福祉関連情報や課題を共有できる仕組みの構築を進めます。	●乙訓圏域障がい者自立支援協議会における連携	・障がいのある人が、地域で安心して暮らせるようにするために、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、引き続き相談事業所を含めた関係機関との連携を進めます。	障がい者支援課	58	●「自立支援協議会」の設置・運営 概要：平成19年度設置。乙訓圏域における障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を目的とする。 実績：①6つの部会・委員会等による会議の開催 ②研修を1回実施 ※令和7年12月31日時点	B	課題無し、引き続き行う	継続	今後も障がいのある人が、地域で安心して暮らせるようにするために、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、引き続き相談支援事業所を含めた関係機関との連携を進めていく。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
		③生活課題・地域ニーズの把握と自立支援 ・新型コロナウイルス等の感染症拡大など、社会情勢の変化で市民生活や地域経済は、深刻な影響を受け、生活課題や地域ニーズもその時々で変化します。各種アンケート調査のほか、地域福祉活動を通じて、生活課題や地域ニーズの把握に努めるとともに、生活困窮者の自立支援など、必要に応じた支援に取り組みます。	●生活課題や地域ニーズの把握 ●地域ケア会議におけるニーズ把握 ●生活困窮者自立支援体制の強化 ●生活困窮者への支援	・アンケート調査などにより、地域ニーズや課題などの把握に努めます。 ・井戸端会議等の地域の人が集う機会を活用し、不安や心配ごと等の聞き取りを行います。 ・アンケート調査等に回答しやすいように、調査方法を検討します。 ・高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるため、地域ケア会議において、ケアマネジメント支援を通じて、地域の課題を明確にします。 ・生活に困窮している人への早期対応により、生活保護に至る前に適切な支援に努めます。【市社協との連携】 ・生活相談員と就労支援員を配置し、ハローワークと連携した就労支援、住居確保給付金の利用など、生活困窮者の自立を支援する相談事業に取り組みます。【市社協との連携】	地域福祉課 高齢介護課 地域福祉課 地域福祉課	59 60 61 62	●民生児童委員が主体となり、地域住民等と身近な話題について話し合う「井戸端会議」を実施した際に今後の事業につながるようアンケートを実施した。 ●地域ケア会議等の開催（再掲） 概要：高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるよう、保健・医療・介護・福祉などのサービスを総合的に提供する地域包括ケア体制を推進するために、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題への対応や支援内容を検討した。また、地域ケア会議を通じて浮かび上がってきた地域課題に対して、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ネットワークを構築するための地域包括ケア会議を12月に開催した。 実績：地域ケア会議20回（令和7年9月末日現在） ●生活困窮者自立支援事業（社協） 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至るまでの生活困窮者に対する自立支援策として、自立相談支援事業、就労準備支援事業、住宅確保給付金事業を実施する。 ●生活困窮者自立相談支援の実施（社協） 生活困窮者自立支援法に基づき、専門の相談員を配置し、失業や収入減少で困窮する方への支援を行う。	B B A A	民生児童委員が実施する井戸端会議で、アンケート調査を実施し、地域ニーズや課題などの把握に努めた。 地域包括支援センターが主となり、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題や支援内容を検討できた。また、地域包括ケア会議を通じ、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ネットワークの構築に努めた。 ●生活困窮者自立支援事業（社協） 生活困窮者自立相談支援事業（向日市社協に委託） 相談実人数 1,217件（12月31日現在） 住宅確保給付金 0件（12月31日現在） ●生活困窮者自立相談支援の実施（社協） 新規相談件数 134件（12月31日現在） プラン作成件数 36件（12月31日現在）	継続 継続 継続 継続	井戸端会議実施に向けた支援やアンケート調査の実施などを通じて、地域ニーズや課題の把握に努める。 引き続き、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題への対応や支援内容を検討するとともに、地域ケア会議を通じて浮かび上がってきた地域課題に対する関係者の課題解決能力の向上と地域包括ネットワークの充実を図る地域包括ケア会議も実施することで、地域包括ケア体制の深化に努める。 ●生活困窮者自立支援事業（社協） 生活福祉資金特別貸付の償還が開始されていることから、借受世帯に対して、一層のフォローアップ支援を実施していく。 ●生活困窮者自立相談支援の実施（社協） 収入減少や物価高騰により、生活に困窮する方が増えていることから、相談体制を強化していく。
4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進											
	(1) 虐待の防止と権利擁護の推進	①虐待防止・早期対応 ・高齢者や障がい者、児童等に対する虐待防止、早期発見、早期対応に向け関係機関との連携を強化します。	●地域での見守り活動 ●児童虐待防止への取組み ●障がい者虐待防止への取組み ●高齢者虐待防止への取組み ●子育て世代包括支援（子育てコンシェルジュ事業）等による虐待未然防止	・虐待の未然防止を図るため、地域住民や民生委員・児童委員と連携し、地域での効果的な見守り活動に取り組みます。 ・虐待の防止に基づき、法定協議会である要保護児童対策地域ネットワーク協議会において児童相談所、学校、警察、民生委員などの多様な関係機関との連携し、虐待対応のアドバイザーにも意見を伺いながら、虐待防止に取り組んでいる。 ・オレンジリボン運動の推進や、189いちちやく（児童相談所全国共通ダイヤル）等の周知など、児童虐待に対する広報・啓発活動を推進し、児童虐待防止に向けた取組みを推進します。 ・児童相談所などの関係機関等と連携して未然防止を図るとともに、切れ目ない支援を行うなど、総合的な家庭支援を行います。 ・「向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて、保護を要する子どもの早期発見、適切な保護に努めます。 ・乙訓障がい者虐待防止センター（乙訓2市1町で共同設置）を中心に、障がい者虐待防止に取り組めます。 ・障がい特性や障がいのある人が抱える生活課題等について理解促進に努めるとともに、関係機関と連携を図り、広報むこうや研修会などを通じて虐待防止に努めます。 ・虐待が発生した場合は、関係者によるコアメンバー会議を開催し、速やかに対応を行います。 ・地域包括支援センターが虐待防止・養護者支援の中核的機能を担い、保健・医療・福祉・介護の関係機関や担当部局による連携のもと、虐待防止と早期発見・早期対応が図れるよう、関係機関の連携や困難事例の検討、研修などに取り組めます。 ・高齢者が虐待を受けた場合などに緊急に一時避難できる施設の確保を図ります。	地域福祉課 高齢介護課 障がい者支援課 子ども家庭課 障がい者支援課 高齢介護課 健康推進課	63 64 65 66 67 68 69 70	●民生児童委員による見守り活動の実施 向日市民生児童委員連絡協議会が実施する75歳以上の一人暮らしの方を対象に善徳商法の注意喚起や熱中症予防の啓発チラシ、グッズをポスティング活動の支援を行った。 実績：約1,900世帯 ●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の開催 概要：高齢者虐待の防止に向け、関係機関の連携強化を図るとともに、虐待の予防・早期発見、早期対応及び防止に係る協議を行うため、地域包括支援センターや民生委員のほか、医療・介護関係者や地域住民等で構成する向日市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を2月に開催予定。 ●虐待防止パンフレットの設置 概要：一般住民向けに法の趣旨について啓発した。 ・虐待防止 児童福祉法に基づき、法定協議会である要保護児童対策地域ネットワーク協議会において児童相談所、学校、警察、民生委員などの多様な関係機関との連携し、虐待対応のアドバイザーにも意見を伺いながら、虐待防止に取り組んでいる。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 概要：オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間である11月に全職員対象に児童虐待防止啓発用パンフレットの配布及びオレンジリボン着用により運動の推進をした。また、上植野浄水場配水塔をオレンジリボン運動のシンボルカラーであるオレンジ色をライトアップを行い周知活動に務めた。 ・子どもの虐待防止推進ポスターの配布・掲示 概要：子ども家庭庁が作成したポスター（189いちちやく、相談LINE等）を庁内に掲示、小中学校や留守家庭児童会、保育園等に配布し、児童虐待問題に関する広報・啓発活動に努めた。 ・前向き子育て講座（トリプルP）の実施 概要：健やかな親子のコミュニケーションを育みながら、子どもの問題行動に対した時の子育て技術を学ぶため、7月にトリプルPの紹介のための「前向き子育てセミナー」を、9～10月に電話セッションを含む全7回の連続講座を実施した。 ・児童相談所等との連携 概要：常時連携、虐待困難ケースについて、児童福祉法に基づき、援助依頼や送致などを実施し、児童相談所と連携を図っている。 ・要保護児童対策地域ネットワーク会議 概要：代表者会議…1回（年1回）、実務者会議…10回（月1回）、個別ケース会議…42回（随時） ・子ども家庭支援員等 概要：6名配置 ●障がい者虐待防止センター 概要：障がい者虐待の防止と早期発見、相談、支援、啓発等を行うため、乙訓2市1町で設置 実績：通報受理件数 養護者虐待 12件 施設従事者による虐待 1件 使用者による虐待 1件 虐待防止に係る研修会 2回 ※令和7年12月31日時点 ●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の開催（再掲） 概要：高齢者虐待の防止に向け、関係機関の連携強化を図るとともに、虐待の予防・早期発見、早期対応及び防止に係る協議を行うため、地域包括支援センターや民生委員のほか、医療・介護関係者や地域住民等で構成する向日市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を2月に開催予定。 ●子育てコンシェルジュ 妊婦の面接後にアセスメントと個別支援プラン作成を行い、継続支援を行っている。個別支援プランに沿った子育て応援パートナー派遣事業やプレママサロンを活用するほか、地区担当保健師により関係機関と連携し継続的な支援を行っている。	B B B B B B B B	ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施することにより、安否確認や孤立防止を図るとともに、支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐことができた。 関係機関の虐待防止に関する活動内容や今後の活動方針等について、情報共有を行い連携強化を図ることができた。 パンフレット等の配架を行い、継続的に虐待防止に関心を持っていただけるよう啓発している。 ・地域での見守り活動 児童虐待の防止と早期発見を目指し、要保護児童対策地域ネットワーク協議会開催をはじめ、情報交換等を各関係機関と行い、連携を図った。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 期間である11月に職員対象にオレンジリボン着用により運動の推進をし、上植野浄水場配水塔のライトアップを行い周知活動に務めた。 ・子どもの虐待防止推進ポスターの配布・掲示 子ども家庭庁が作成したポスターを庁内に掲示、小中学校、留守家庭児童会、保育園等に配布し、児童虐待問題に関する広報・啓発活動に努めた。 連続講座には6名が受講し、うち4名に修了証を交付。受講しても連続講座のため、諸事情により修了書の交付まで至らない場合があること、受講者の確保をすることが課題。 ・児相等との連携 虐待困難ケースについて、児童福祉法に基づき援助依頼や送致などを実施するだけでなく、電話連絡等でも状況を把握しながら、児童相談所と常時連携した。 ・要保護児童対策地域ネットワーク会議 児童虐待の防止と早期発見を目指し、要保護児童対策地域ネットワーク協議会開催をはじめ、情報交換等を各関係機関と行い、連携を図った。	継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	引き続き、ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施し、安否確認や孤立防止を図る。支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐ。 引き続き、関係機関の虐待防止に関する活動内容や今後の活動方針等について、情報共有を行い連携強化を図る。 今後も虐待の未然防止を図るため、地域住民や民生委員・児童委員と密接に連携し、地域での効果的な見守り活動に取り組んでいく。 ・虐待防止のための体制強化 引き続き、市町村スーパーバイザー事業を活用して虐待対応のアドバイザーの意見も取り入れ職員の対応力の向上を図り、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の構成員の連携強化を図り、組織機能の充実に務める。 ・児童虐待防止への取組み 引き続き、相談窓口の周知啓発に努め、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを推進する。 ・家庭への支援 引き続き、育児を楽しく前向きにしていけるよう具体的な子育て技術や知識を伝える講座を実施し、子育て家庭の支援に務める。 ・要保護児童への支援 引き続き、要保護児童については「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」で関係機関と連携して未然防止を図るとともに、関係機関と密に連携し、支援が継続するように努める。 今後も障がい者虐待防止センター（乙訓2市1町で共同設置）を中心に、障がい者虐待の防止に取り組めます。 障がい特性や障がいのある人が抱える生活課題等について理解を促す啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、広報むこうや研修会などを通じて虐待防止に努める。 虐待が発生した場合は、関係者による会議を開催し、速やかに対応を行っていく。 引き続き、関係機関の虐待防止に関する活動内容や今後の活動方針等について、情報共有を行い連携強化を図る。 ●妊婦面接後にアセスメントを実施し、個別支援プランを作成し、継続支援を実施していく。 ●継続支援が必要と判断されなかった妊婦に対しても、妊娠期間中に電話による支援を実施していく。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
		②権利擁護事業の推進 ・認知症、高齢者、精神障がいや知的障がいのある人などで、サービスの利用や契約などの意思表示や決定をすることが十分にできない人々への支援として、成年後見制度を周知し、普及を促進します。	●成年後見制度の普及・費用助成	・制度についての普及・啓発と円滑な制度利用に向けた支援を地域包括支援センターが権利擁護業務として、市と一体となって行います。 ・何らかの支援が必要な身寄りのない重度の認知症高齢者などに対し、市長による後見開始の申立てを行うとともに、申立て費用などの助成を行います。	高齢介護課	71	●成年後見制度の普及・報酬助成 概要：地域包括支援センター等と連携し成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、高齢者の状況把握を行う中で、後見に係る市長申し立ての検討のほか、成年後見人等に支払う報酬を負担することが困難な方に対し、報酬費用の一部を助成した。 実績：報酬助成件数14件	B	地域包括支援センターと連携し制度の普及・啓発を行うとともに、高齢者の状況把握を行う中で、必要に応じ市長申し立ての検討や成年後見人等に支払う報酬費用の助成等を行うことができた。	継続	引き続き、各関係機関と連携しながら制度の普及・啓発や報酬費用の助成を行うとともに、利用の促進に努める。
					障がい者支援課	72	●成年後見利用支援事業 概要：判断能力が不十分な障がい者で成年後見制度の利用が必要な方のうち、親族等がないなどの理由で本人や親族による後見開始の審判請求ができない場合に、市長が家庭裁判所に審判請求を行い、その費用や成年後見人等の報酬に係る費用を助成する。 実績：審判請求件数 0件、費用助成件数 2件 市長申立て件数 0件 ※令和7年12月31日時点	B	引き続き制度利用に向けた啓発が必要	継続	今後も成年後見制度の周知に努めるとともに、利用にあたっての支援を行っていく。
			●日常生活自立支援事業の推進	・軽度の認知症の高齢者や精神障がいのある方が、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を送るため、必要な支援を円滑に受けられることができるよう関係機関と連携し、制度の活用を促します。 【市社協との連携】	地域福祉課	73	●日常生活自立支援事業の実施（社協） 判断能力が不十分で、福祉サービスの利用や日常的な生活費の管理に不安がある方に対して支援を行う。	A	●日常生活自立支援事業の実施（社協） 契約件数 31件（12月31日現在）	継続	●日常生活自立支援事業の実施（社協） 誰もが安心して地域で生活し続けられるように、引き続き、支援を行っていく。
			(2) 安心・安全なまちづくり	①「災害時避難行動要支援者名簿」への登録促進 ・災害時で万が一のときに助け合える地域づくりを進めるため、地域における要支援者の安否確認などについて、関係機関が連携できる体制づくりを促進していきます。	●災害時避難行動要支援者名簿への登録	・「災害時避難行動要支援者名簿」への登録を働きかけます。	高齢介護課	74	●災害時避難行動要支援者名簿事業 概要：災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿作成等のために導入した避難行動要支援者管理システムを活用し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、関係機関への情報共有を図った。	B	避難行動要支援者名簿への登録に同意のあった方々の名簿について、自治連合会、民生委員、消防、警察、社会福祉協議会等の関係機関へ情報共有を行い、地域で助け合える体制づくりを進めることができた。
障がい者支援課	75	●災害時避難行動要支援者名簿事業 概要：災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿作成等のため、避難行動要支援者管理システムの導入した。					B	避難行動要支援者管理システムを運用することで名簿整備等をより一層効率的に行えるようになり、地域で助け合える体制づくりを進めることができた。	継続	引き続き、避難行動要支援者名簿の作成を進め、情報伝達体制の構築に努める。	
防災安全課	76	令和6年度に避難行動要支援者名簿の作成を行い、令和7年度はその周知や利用促進を図った。					B	今後も関係課とともに「避難行動要支援者名簿」の周知や利用促進を図り、引き続き、他関係課との関わりを深めながら積極的に協力体制を築いていく。	拡充	令和8年度以降は個別避難計画作成を障がい者支援課及び高齢介護課と足並みをそろえて実施していく。	
●要配慮者への支援	・災害時、必要に応じて市社協へ災害ボランティアセンターの設置を要請し、要配慮者へ支援を行います。【市社協との連携】	地域福祉課			77	●災害ボランティア養成講座の実施（社協） 災害ボランティアの取組を中心に、防災、減災について学び、ボランティアセンターの災害ボランティア登録へとつなげる講座を開催する。	A	●災害ボランティア養成講座の開催（社協） 日時：令和7年10月25日（土） 参加者：16名 日時：令和7年11月8日（土） 参加者：21名	継続	●災害ボランティア養成講座の開催（社協） 市民の方に災害時の支援活動に主体的に参加・協力してもらえるよう、地区別に講座を開催する。	
●消費者被害防止対策の推進	・地域や警察など関係機関との連携のもとに、消費者被害等の未然防止に努めます。	産業振興課			78	●消費生活センター 概要：向日市民を対象に悪質商法や多重債務、通信販売、訪問販売等の契約に関わるトラブルなど消費生活についての相談を行った。 実績：相談件数267件（令和7年12月31日時点） ●188（消費者ホットライン） 概要：188（消費者ホットライン）などの相談窓口について、啓発を通じて、周知を図った。 実績：啓発回数1回（消費者月間） その他「広報むこう」「ホームページ」で継続的に啓発を行った。	B	消費生活相談員が消費生活トラブルによる相談に対応し、問題解決に向けた助言を行うとともに、相談内容に応じて関係機関とも連携を図った。また、広報誌に「消費生活トラブルQ&A」の記事を定期的に掲載するなど、情報提供に取り組んだ。	継続	市民の皆さまが消費生活トラブルに巻き込まれることがないよう、引き続き、きめ細かな相談対応に注力する。	

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
			●出前講座	・高齢者等の消費生活についてトラブル等を防止するため出前講座等を行います。	産業振興課	79	●出前講座 概要：市民を対象に、消費生活被害対策について、消費生活相談員による出前講座を実施した。 実績：2回（令和7年12月31日時点）	B	定期購入トラブルや訪問販売・電話勧誘販売など最近の悪質商法の事例を紹介するとともに、被害に遭わないためのポイントやクーリング・オフ制度の活用について解説した。	継続	引き続き消費生活相談員による出前講座等を実施し、消費者被害防止対策に努める。
第4章第1期向日市自殺対策計画											
1 市民への啓発と周知											
(1)	情報提供体制の充実	支援を必要とする人及び支える人々が、必要な情報を得られるように広報むこうやホームページ、SNS等様々な方法で多くの情報を発信するとともに、市民が抱える悩みや不安が自殺に追い込まれてしまう要因とならないよう各種相談窓口の周知し、必要な支援を受けられるように努めます。	●多様な媒体での情報提供	・広報むこうやホームページ、Facebook、LINE、Instagram等を活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信します。	地域福祉課	80	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	B	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	継続	引き続き、自殺対策の啓発及び相談窓口等の周知を図る。
			●各種相談窓口の周知	・市民が抱える悩みが、自殺に追い込まれてしまう要因とならないよう、チラシの配布など各種相談窓口の周知を図り、必要な支援を受けられるよう努めます。	地域福祉課	81	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	B	広報むこうやホームページを活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信した。	継続	引き続き、自殺対策の啓発及び相談窓口等の周知を図る。
	正しい知識の普及・啓発	市民へ正しい知識や自殺対策の取組を周知することで、自殺に対する意識の向上を図ります。また、自死遺族等遺された人への理解の促進を図ります。	●人権啓発事業	・人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現に向けて、人権教育・啓発に努めます。	広聴協働課	82	●平和、男女共同参画に関するイベント及び人権教室・人権の花運動により人権教育・啓発に努めた。 実績：・被爆90周年平和祈念事業令和7年度向日市民平和と人権のつどい 令和7年8月 参加者356人 ・2025年度自分らしく生きよう！いきいきフォーラム 令和7年12月 参加者233人 ・人権教室・人権の花運動 洛南高等学校附属小学校、向陽小学校、第1保育所 参加人数230人	B	・平和、男女共同参画に関するイベントでは、映画上映、講演会及び同時開催の人権パネル展等により、すべての人の人権が尊重されることの大切さや、お互いの個性や価値観の違いを認め合うことの大切さを啓発することができた。 ・人権教室・人権の花運動においては、小学生及び未就学児に対して、花を育てることから命の大切さや、相手を思いやる大切さを学んでもらうことができた。	継続	引き続き、これらの啓発活動を行っていく。
			●自殺対策強化月間自殺予防週間の啓発	・自殺対策強化月間や自殺予防週間に、啓発リーフレットの配布や図書館で関連する図書の実施を行うなど、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。	地域福祉課	83	自殺対策強化月間や自殺予防週間に、正しい知識や自殺対策の取組について、周知が図られるよう広報紙や市ホームページ等で啓発や庁舎内で啓発リーフレットの配布を行った。	B	自殺対策強化月間や自殺予防週間に、正しい知識や自殺対策の取組について、周知が図られるよう広報紙や市ホームページ等で啓発を行った。	継続	引き続き、自殺対策の啓発及び相談窓口等の周知を図る。
			●自殺予防啓発リーフレット配布事業	・若年層に向けて、成人式等で自殺予防の啓発リーフレットを配布し、正しい知識の普及や自殺対策に関する意識の醸成を図ります。	地域福祉課	85	自殺予防啓発リーフレット等をはたちのつどい参加者に配布。	B	若年層に向けて、リーフレット等を活用し、自殺予防の意識向上や自殺対策に関する意識の醸成を図ることができた。	継続	成人式を通じ、若者に対して自殺予防啓発を引き続き行っていく。
			●指導主事学校訪問	・指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う際に、SOSの受け止め方等について指導、助言を行います。	学校教育課	86	(1) 学習指導要領の確実な実施及び令和5年度の「学校経営計画」や「学力向上プログラム」に基づいた、児童生徒の学力向上 (2) 教職員の資質能力の向上 (3) 校種間や家庭・地域社会、関係機関等との連携・協働 (4) いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応等、生徒指導の充実の目的達成のため、5月から7月にかけて各小中学校に指導主事等が訪問し、授業等を参観、若手教員への指導助言、管理職への指導助言を実施 (5) 西ノ岡中学校において、7月に阪中順子氏（日本自殺予防学会理事）を講師として招聘し、「支え合う仲間や信頼できる大人に相談することの大切さ」というテーマで授業をした。また、カウンセラーがストレスの対処法について授業をした。	B	授業実践への指導助言が主な内容となるため、SOSの出し方教育の具体的な指導は行っていない。 思春期に揺れ動く子どもの心理や一人一人が大切な存在であることについて生徒も教師も一緒になって考えることができた。 8月に向日市教職員研修会を実施し、10年未満の若手教員を中心とした対象の教職員に生徒指導提要に係る研修を実施した。	継続	SOSの出し方に特化した指導助言ではないが、各校でのいじめや不登校等の未然防止等の生徒指導充実に係る指導助言を含め、実施していきたい。 毎月各校より提出される生徒指導報告から必要な指導助言を行っていく。 教職員研修については、生徒指導提要の周知理解が進むよう実施していく。
			●自死遺族に対する理解の促進	・ゲートキーパー研修等を通じて、自殺や遺族に対する理解を深めることにより、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境づくりに努めます。	地域福祉課	87	●ゲートキーパー研修の開催 概要：職員ひとりひとりがゲートキーパーとして見守りや声かけ等の支援に関する知識を習得し、日々の業務に活かすことを目的とする。 実績：市職員を対象としたJSCPゲートキーパー研修（e-ラーニング）を実施 参加者：向日市職員	B	ゲートキーパーとして市職員が見守りや声かけ等の支援に関する知識を習得することに寄与できた。今後もゲートキーパー研修を広く実施し、自殺や遺族に対する理解を深め、ゲートキーパーの養成を継続していく。	継続	引き続き、ゲートキーパー研修等を通じて、自殺や遺族に対する理解を深められるよう努める。
2 自殺対策を支える人材の育成											
(1)	関係団体、職員等の人材育成	自殺のリスクの高い人の早期発見及び早期対応ができる人材を育成することが必要です。 市民をはじめ、関係機関や団体へのゲートキーパーの養成研修を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応	●ゲートキーパー養成研修	・自殺のリスクに気づき、適切に対応するための人材を確保するために、ゲートキーパーを養成するための研修を実施します。	地域福祉課	88	●ゲートキーパー研修の開催 概要：職員ひとりひとりがゲートキーパーとして見守りや声かけ等の支援に関する知識を習得し、日々の業務に活かすことを目的とする。 実績：市職員を対象としたJSCPゲートキーパー研修（e-ラーニング）を実施 参加者：向日市職員	B	ゲートキーパーとして市職員が見守りや声かけ等の支援に関する知識を習得することに寄与できた。今後もゲートキーパー研修を広く実施し、自殺や遺族に対する理解を深め、ゲートキーパーの養成を継続していく。	継続	引き続き、ゲートキーパー研修等を通じて、自殺や遺族に対する理解を深められるよう努める。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	進番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
		応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制の強化に努めます。	●手話への理解促進・普及	・手話マンガの配布や手話動画の配信等を行い、手話への理解促進・普及に努めます。	障がい者支援課	89	●手話言語条例に基づく事業 概要：手話の普及及び手話への理解の増進、さらに、手話の広がりとともに障がいへの理解が広がることを目的に、手話マンガの市内の各学校や関連施設への配布、販売や啓発を実施するほか、手話動画の配信を行っている。また、新しく市内の小学校にて「手話出前講座」や、「夏休み子ども手話体験学習」を実施し（参加者9人）、地域の聞こえない方にあいさつの手話を教わるなど交流した。9月23日「国際手話言語デー」啓発のためのライトアップを上樞野浄水場で実施した。 令和7年12月31日時点 手話マンガ販売部数 138部 手話動画配信数 0本	B	平成31年11月～令和7年12月 手話マンガ販売数 2,731冊 平成30年3月～令和7年12月 手話動画配信数 63本 手話マンガの販売や動画の配信、「手話出前講座」、「夏休み子ども手話体験学習」、「国際手話言語デー」啓発のためのライトアップなどの実施によって理解促進の一助となっている。	継続	今後も手話マンガの配布や手話動画の配信等を行い、手話への理解促進・普及に努める。
3 地域におけるネットワークの強化											
(1)	関係機関との連携強化	市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取り組みが必要である。そのためには、関連する様々な分野の施策や、関係する団体、組織が連携する必要がある。医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関のネットワークづくりと、市民と行政と関係機関の顔の見える関係づくりにより、地域全体で支える体制づくりを進めます。	●庁内連携体制の強化 ●民生委員・児童委員による地域の相談・支援 ●包括的支援事業 ●高齢者虐待防止ネットワーク推進事業 ●乙訓障がい者基幹相談支援センター事業	・相談事業や様々な調査を通じて、支援を必要とする人を見逃さないようにし、庁内で連携を図りながら支援を実施します。 ・民生委員・児童委員により、同じ住民という立場から気軽に相談できる地域の最初の窓口として、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。 ・地域包括ケアなど地域の問題を察知し、支援へつなげる体制の整備に努め、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成につなげます。 ・地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。 ・障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	地域福祉課 地域福祉課 高齢介護課 高齢介護課 障がい者支援課	90 91 92 93 94	●高齢者虐待防止ネットワーク推進事業 概要：高齢者虐待の防止に向け、関係機関の連携強化を図るとともに、虐待の予防・早期発見・早期対応及び防止に係る協議を行うため、地域包括支援センターや民生委員のほか、医療・介護関係者や地域住民等が構成する向日市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を2月に開催予定。 ●「障がい者地域生活支援センター等」の設置 概要：向日市在住で障がいのある方やそのご家族に対して、福祉サービス等の紹介、就学・就労・生活上の悩みなど、障がい福祉に関する総合相談を行った。 実績：乙訓管内の6箇所に事業委託	B B B B B	支援を必要とする人を見逃すことがないよう努めるとともに、各課の連携強化を図る。 ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施することにより、安否確認や孤立防止を図るとともに、支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐことができた。 地域包括支援センターが主となり、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題や支援内容を検討できた。また、地域包括ケア会議を通じ、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ネットワークの構築に努めた。 関係機関の虐待防止に関する活動内容や今後の活動方針等について、情報共有を行い連携強化を図ることができた。	継続 継続 継続 継続 継続	引き続き、支援を必要とする人を見逃すことがないよう努めるとともに、各課の連携強化を図る。 引き続き、ひとり暮らし高齢者や要配慮者等、見守りが必要な世帯に対して随時の訪問活動を実施し、安否確認や孤立防止を図る。支援を必要とされている方を担当課や専門機関につなぐ。 引き続き、多職種協働のもとに地域ケア会議を実施し、個別課題への対応や支援内容を検討するとともに、地域ケア会議を通じて浮かび上がってきた地域課題に対する関係者の課題解決能力の向上と地域包括ネットワークの充実を図る地域包括ケア会議も実施することで、地域包括ケア体制の深化に努める。 引き続き、関係機関の虐待防止に関する活動内容や今後の活動方針等について、情報共有を行い連携強化を図る。
(2)	相談支援体制の充実	自殺に追い込まれる要因は、健康問題や経済問題など人によって様々であり、いくつもの問題が複雑に絡み合っていることもあります。関係機関や各種相談窓口が連携し、自殺リスクを抱える人への相談体制の充実が求められます。	●24時間相談可能な支援機関等の周知 ●ICT（情報通信技術）を活用した相談体制の周知 ●自死遺族等遺されたひとへの支援の周知	・相談支援機関の周知 ・電話や面談、訪問以外にも相談できる窓口があることの周知 ・遺族の気持ちに寄り添い、それぞれの悩みや心の重荷の軽減を図ることができる相談窓口等の周知	地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課	95 96 97	市ホームページで相談窓口（京都いのちの電話、よりそいホットライン）を掲載するとともに、広報紙を使い、自殺対策に関する情報発信を実施した。 市ホームページで相談窓口（生きづらびっと、チャイルドラインなど）を掲載するなど情報発信を実施した。 市ホームページで相談窓口（京都自死・自殺相談センターSottoなど）を掲載するなど情報発信を実施した。	B B B	市ホームページ等を活用し、相談窓口に関する情報を発信したが、引き続き継続することが重要。 市ホームページ等を活用し、相談窓口に関する情報を発信したが、引き続き継続することが重要。 市ホームページ等を活用し、相談窓口に関する情報を発信したが、引き続き継続することが重要。	継続 継続 継続	引き続き、相談窓口等の周知を図る。 引き続き、相談窓口等の周知を図る。 引き続き、相談窓口等の周知を図る。

向日市地域福祉計画	取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
4 生きることの包括的な支援										
(1) 生きることの促進要因への支援	生きがい活動や就労、地域での活躍の場づくりに努めることで社会参加を促すとともに、ここから健康を促進することで、「生きることの促進要因」を増やしていくことが重要です。	●生涯学習環境の充実 ●子育て世帯の集いの場づくり ●心の相談サポーター事業 ●高齢者の多様な交流の場づくり	●市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的な、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供、学習の成果を活かす場や機会の充実に努めます。 ●子育て世帯が集まり、相互交流が行える地域子育て支援拠点や、子育てについての相談や情報提供、助言を行う利用者支援事業など内容の充実に努めます。 ●子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を提供します。 ●大学で臨床心理学等を学んでいる大学院生を小・中学校に配置し、不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援を行い、児童生徒の自立支援を行います。 ●身近な健康づくりや世代間交流、仲間づくり、サークル活動を支援するため、老人福祉センターにおいて、それぞれの特徴を生かした取り組みを推進するとともに、各地域で展開されているサロン活動が身近な世代間交流の場となるよう、多世代の参加を促進します。 ●老人クラブ活動の活性化に向けて、高齢者の生きがい活動・社会参加促進に向けて、クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブの活動を支援します。	生涯学習課 子育て支援課 学校教育課 セニタ福祉課 高齢介護課	98 99 100 101 102 103 104 105 106	●生涯学習情報誌の発行 趣旨：市の生涯学習関連事業実施情報を発信することで、市民に、学習機会を提供するとともに、生涯学習環境の充実に努めます。 概要：教育委員会所管事業にとどまらず、市が主催するイベント、講座などの開催情報を紙面及びインターネットをとおして提供。 実績： ①「生涯学習情報」の年3回発行、各回250部・配布先41箇所・市公式HPでの公開 ②「夏休み情報誌」年1回発行、閲覧用27部・配布先27箇所・「ミマモルメ」掲載 ●利用者支援事業（基本型） 概要：子育て世帯にとっての身近な場所で、幼稚園・保育園や子育て支援事業についての情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施している。 ●子育てガイドブック 概要：妊産婦から子育て期、就学期までの各種手続きや手当等の情報をガイドブックとして作成した。 実績：400部発行 ●子育て支援拠点事業 概要：子育て中の親子が気軽にに行ける身近な場所に、交流や相談ができる拠点を整備することにより、広く子育て不安の解消や仲間づくりを支援している。（7か所） 小中学校にサポーターを配置し、教室に入りにくい児童生徒へ、相談室における学習支援や悩み相談・話し相手になるなど支援を実施。 人数：実習生を含め、14名（小学校5校及び中学校2校に配置） 予算執行状況：2,243,727円 ●前年度の介護予防事業参加者を中心としたメンバーと職員が話し合いを重ね、丁寧な支援を行うことで新規サークルの立ち上げにつながり、継続的な健康増進活動を行うことができた。そのほかにも、個々の特性に合わせた方法について相談し、新規サークルの利用を促進することができた。 ●介護予防事業については、広報で新たな参加者を募集の上、事業を実施し、また新しい参加者が安心して活動できるように、丁寧な言葉かけを行い支援した。 ●サークル発表会を開催し、サークル間や利用者同士の交流を促進した。 ●老人クラブ活動への支援 概要：スポーツ・レクリエーションを通して会員相互の親睦と健康づくりに努めるとともに、公園の清掃などの奉仕活動を行う老人クラブに対し、運営費の一部を補助するなど、老人クラブ活動への支援を行った。 ●老人クラブ活動への支援 概要：スポーツ・レクリエーションを通して会員相互の親睦と健康づくりに努めるとともに、公園の清掃などの奉仕活動を行う老人クラブに対し、運営費の一部を補助するなど、老人クラブ活動への支援を行った。 実績： <u>単位クラブ数24クラブ</u> <u>会員数847人</u> 定期役員総会 春季・秋季グランドゴルフ大会 春季・冬季公式ワナゲ大会 乙訓地区老人クラブ連絡協議会公式ワナゲ大会 スポーツ大会 ベタンク大会 社会奉仕の日清掃活動 広報誌の発行 1,200部 特殊詐欺防止研修会 の実施（12月31日現在） 向日市老人クラブ大会（2月実施予定） ●シルバー人材センター運営助成 概要：60歳以上の高齢者に臨時的・短期的な仕事を提供し、生きがいを高め、社会参加を促進するため、向日市シルバー人材センターへの運営助成を行った。 実績：運営助成等補助金 8,513,000円 会員数 男性 <u>323人</u> 女性 <u>141人</u> （12月31日現在） ●地域健康塾の実施 概要：高齢者が地域で気軽に健康づくりに取り組むことのできるよう、公民館やコミュニティセンターなどで地域健康塾を実施し、参加者同士の交流を促進します。 ●ふれあいサロンへの支援 概要：公民館や集会所などを拠点として開催されている「ふれあいサロン」は、高齢者の生きがいと介護予防（健康づくり）などのために、参加者同士で企画・運営し、茶話会やレクリエーション等を行います。今後も地域住民による主体的な活動が活発になるよう支援します。【市社協との連携】 ●認知症対応型カフェの開催 概要：認知症が心配な方などを対象にした集いの場を提供し、家に閉じこもりがちの方等に参加者同士の交流の場を提供します。 ●家族の悩みや心配事を専門スタッフに個別で相談が可能とし、認知症支援者の支え合いを推進します。	B B A B B B B B	誌面構成を全面変更し、より見やすくなるように図った結果、図書館、市民会館などでは、配布分が早々になくなるなど好評であった。 ●子育て世帯の集いの場づくり ●利用者支援事業（基本型）…個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設や事業を円滑に利用できるよう、相談やガイドブックの発行を実施した。 ●子育て支援拠点事業…ねこぼす、さくらんぼ、マナ・ハウスの3拠点の利用について、赤ちゃん訪問や子育て支援窓口、すくすくガイド等の周知により、多くの方にご利用いただけた。 成果としては、延べ人数で1学期は470人、2学期（12月末現在）は780人の計1,250人の児童生徒に対して支援を教室内外で実施し、学校においてはサポーターを頼りに登校ができる児童生徒もいた。 課題としては毎年、臨床心理士を育成する大学に派遣を依頼しており、大学院生の人数や勤務の都合もあり、人材確保が不安定である。 ●介護予防事業の参加者募集により、新規会員登録者が増加した。 ●発表会を開催することで、サークル活動への意欲増進につながっている。 老人クラブ活動への支援を通して、高齢者の交流・生きがいの場づくりと社会参加の促進に繋がった。 向日市シルバー人材センターへの運営助成を通じて、60歳以上の高齢者に臨時的・短期的な仕事を提供し、生きがいを高め、社会参加を促進することができた。	継続 継続 継続 拡充 継続 継続 継続	紙媒体の発行も継続しながら、インターネットをとおしたPR方法を工夫し、さらなる周知を図ることが課題。 【向日市こども計画から】 施策「子育てに関する情報の発信」 ●妊産婦から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当、保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックを発行し、情報の提供に努めます。 ●子育て支援センターの事業内容や保育所に関する情報を掲載した子育て情報誌を発行し、子育て家庭に配布します。 ●子育て・孫育てなどの情報を掲載した子育て応援ハンドブックを発行し、情報の提供に努めます。 施策「地域子育て支援拠点事業の推進」 ●子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、子育て家庭の交流や子育てについての相談、助言などを行う場の充実に努めます。 ●拠点の利用を促進するため、効果的な周知に努めます。 引き続き、関係の大学に働きかけ、人材の確保に努め、児童生徒への支援に努める。 ●老人福祉センターの活動について、積極的な周知に努めるとともに、発表会や交流の機会となるイベントを開催するなど、個々に合った活躍の場となるよう取組を進めます。 引き続き、老人クラブ活動への運営費補助を行うとともに、その活動への支援を通して、高齢者の交流・生きがいの場づくりと社会参加の促進等に努める。 引き続き、運営補助を行い、60歳以上の高齢者に臨時的・短期的な仕事を提供することで、生きがいを高め、社会参加の促進を図る。 引き続き地域健康塾を実施し、潜在的な参加者が安心して参加できる事業運営とともに、健康寿命等への効果の周知に努める。 引き続き、向日市社会福祉協議会と連携しながら、サロン活動費用の助成を行うとともに、担い手養成講座等を通じ、新たな人材発掘やサロンの立ち上げ支援に努める。 引き続き、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等が把握した閉じこもりや初期の認知症高齢者を認知症対応型カフェへの参加につなげ、他者との交流を通して、閉じこもりや認知症の予防を図る。

向日市地域福祉計画		取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	進捗	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
			●福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進	・施設利用者や職員の地域行事への参加をはじめ、施設での行事に地域住民が参加するなど、施設と地域との相互交流の促進について、市として協力を呼びかけます。	高齢介護課	107	●地域との相互交流（再掲） 地域包括支援センターが中心となり市内の介護サービス事業所等と出前講座などを通じて交流を図り、地域との連携に関する啓発を行った。また、地域密着型サービス事業所が地域住民との交流のための取組を実施した。	B	地域包括支援センターや事業所と地域住民との交流の取組が実施され、施設と地域との連携を深めることができた。	継続	引き続き、施設と地域との相互交流の促進に努める。
					障がい者支援課	108	●「スポーツのつどい」 概要：障がいがある人・ない人が参加し、各種競技や福祉バザー等を通して交流した。 日時：令和7年10月25日 場所：向日市民体育館 参加者数：124名 ●子ども交流体験事業「あそびの広場」 概要：障がいのある・なしに関係なく参加できるあそびのブースやクラフトコーナー、ミニ手話コーナーを開催した。 日時：令和7年12月6日 場所：向日市保健センター 参加者数：18組 68名 ●啓発物品の作成・配布予定 概要：啓発活動の一環としてクリアファイルを、市内公立小学校及び高等学校に配布予定。また、社会福祉協議会主催映画上映会参加者へ配布予定。手話マンガ「HELLO むこうの私一手で心をつないで」市内の小学新4年生向けに配布予定。	B	●「スポーツのつどい」 障がいがある人・ない人が参加できるイベントを開催し、各種競技や福祉バザー等を通して多くの人と交流する機会を創出した。 ●子ども交流体験事業「あそびの広場」 障がいのある・なしに関係なく、全ての子どもとその家族が参加できるイベントを開催し、多くの人と交流する機会を創出した。 ●啓発物品の作成・配布 クリアファイルや手話マンガの配布を通じて、ノーマライゼーションの理念や障がいについての理解を深める機会を創出した。	継続	事業を継続していく上で、いずれの事業においても新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分な配慮を行い、新しい生活様式に即した形態での実施を目指す。
					子育て支援課	109	●保育施設における地域開放日の情報提供等 あひるが丘保育園、アスク向日保育園、さくらキッズ保育園、第5保育所、第6保育所で園庭開放、施設開放を実施し、広報誌やホームページで情報提供している。	B	●保育施設における地域開放日の情報提供等 広報誌やホームページなどで保育施設における地域開放日の情報提供を行うことで、施設と地域との相互交流の促進を図ることができた。	継続	【向日市こども計画から】 施策「親子で遊べる身近な場所の確保」 子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。
					地域福祉課	110	生活困窮者自立相談支援事業 令和7年度実績(12月末時点) 新規相談件数 149件(12月31日現在) プラン作成件数 34件(12月31日現在)	B	物価高騰等の影響に伴い、経済的に困窮する方々への相談支援を実施。継続的な支援を要する場合が増えることが見込まれる。	継続	引き続き、相談支援を実施。
(2)	生きることの阻害要因への対策	経済的支援や生活支援、法律相談等を通じて、経済問題・生活問題などの「生きることの阻害要因」にする悩みや不安の軽減を図ります。	●生活困窮者自立支援体制の強化	・市民が生産にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的な、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供、学習の成果を活かす場や機会の充実に努めます。	地域福祉課						
			●無料法律相談の実施	・金銭トラブル、不動産登記、相続、離婚、クレジット・サラ金問題など、あらゆる法律問題について弁護士による無料法律相談を実施します。	広聴協働課	111	●原則、毎月第1、2、3月曜日に女性活躍センターで弁護士による定例の無料法律相談を開催した。また、定例の相談会から曜日や時間帯を変更した特設無料法律相談会を開催した。 「定例」 開催回数：36回 「特設」 開催回数：2回	B	様々な問題について法律相談を受け付け、日々市民が抱える悩みや困りごとの解消に努めることができた。	継続	悩みを法的に解消することは、生きることの阻害要因への対策として有効であると考えられるため、引き続き取り組む。
			●消費生活相談	・悪質商法や多重債務、ヤミ金・カードローン、訪問販売などの契約に係わるトラブルなど消費生活に関する疑問、苦情などに、専門の相談員が対応します。	産業振興課	112	●消費生活センター 概要：向日市民を対象に悪質商法や多重債務、通信販売、訪問販売等の契約に関するトラブルなど消費生活についての相談を行った。 実績：相談件数267件（令和7年12月31日時点）	B	消費生活相談員が消費生活トラブルによる相談に対応し、問題解決に向けた助言を行うとともに、相談内容に応じて関係機関とも連携を図った。また、広報誌に「消費生活トラブルQ&A」の記事を定期的に掲載するなど、情報提供に取り組んだ。	継続	消費者トラブルや悪質商法は、巧妙かつ新たな手法が次々と生み出されることから、今後も、市民のみなさまが安心安全に暮らせるよう、最新情報の提供に努め、被害の未然防止に取り組む。
			●就学援助	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。	学校教育課	113	事業概要：経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助をするもの。 実績： 小学校：要保護20名 準要保護328名 中学校：要保護17名 準要保護188名 予算執行状況 小学校：17,984,956円（4月～12月） 中学校：17,068,206円（4月～12月）	B	経済的な理由で就学困難と認められる家庭を対象に、義務教育を円滑に受けられるよう、学用品費や給食費等を支給した。	継続	引き続き就学困難と認められる家庭を対象に就学援助費を支給する。
		●母子家庭等自立支援給付金事業	・自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給します。 ・高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練終了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	子育て支援課	114	●自立支援教育訓練給付金 概要：ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 ●高等職業訓練促進給付金 概要：ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練終了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 実績：3,712,000円（4人）	B	●母子家庭等自立支援給付金事業 対象者に各種給付金を支給することで、ひとり親家庭の父母の自立に寄与することができた。	継続	【向日市こども計画から】 施策「ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援」 ●ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。	

向日市地域福祉計画			取組の方向性	施策・事業	具体的な取り組み	所管課	連番	事業概要及び実績（令和7年度） ※令和7年12月31日時点	進捗状況	事業の成果及び課題	今後の方針	令和8年度以降の事業の方向性
				●母子生活支援施設措置費	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。	子ども家庭課	115	・母子生活支援施設措置 今年度は措置している家庭はないが、必要に応じて、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所の措置を行い、入所施設の実施運営費を扶助する。また、子生活支援施設の見学に同行するなどの支援を行う。	B	・必要に応じて、母配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童に対して、母子生活支援施設への入所の提案を行った。	継続	・「母子家庭の自立に向けた相談等の充実」 引き続き、母子家庭が抱える就労や生活に関する悩みについて相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図る。
				●あんしんホットライン事業	・電話回線を利用して急病時等における緊急通報が、専門スタッフが24時間常在するコールセンターにつながり、専門スタッフが健康状態等の相談に応じ、高齢者の不安軽減につなげます。	高齢介護課	116	●あんしんホットライン事業の実施 概要：高齢者が、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、看護師等が配置されたコールセンターとご家庭を結ぶ緊急通報システム「あんしんホットライン事業」を実施した。 実績：貸与数137件	B	専門スタッフが24時間常在するコールセンターにつながることから、健康状態等の相談や必要に応じて体調急変時の救急搬送について速やかに行うなど、高齢者の不安軽減に寄与した。	継続	引き続き、高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、「あんしんホットライン事業」の周知・啓発を進め、緊急通報装置の必要な高齢者への設置に努める。
				●高齢者等買い物困難者対策	・配食サービス事業を通して、高齢者とコミュニケーションをとり、孤立防止につなげるなど、高齢者等の買い物困難者に対する支援に努めます。	高齢介護課	117	●配食サービスの実施（再掲） 概要：買い物や調理が困難な高齢者への昼食や夕食の配達を通し、日々の見守りへとつなげる配食サービス事業を実施した。 実績：利用者数106人	B	配食サービスを通じた見守りにより、高齢者が安心して生活できる体制づくりに寄与した。	継続	引き続き、買い物や調理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、安否確認を兼ねた配食サービスを実施するなど、高齢者が安心して生活できる体制づくりに努める。